第十七編　國際勞働問題

第一　國際勞働會議

甲　第一回會議（補遺）

一　總會決議解說

大正八年華盛頓で開かれた第一回會議のことは前年度年鑑に詳述してあるが茲には之に關する多少の拾遺をする。

左の解說は外務省臨時平和條約事務局かマツクス・ラザール氏の論文、同省臨時調査部の稿本及び第一同總會議出席の政府委員の報告書を參考として本年十月發表したものであるが、當局の解釋として參照するに足ると考へらるゝから之を採錄する。

緒　言

「ヴエルサイユ」條約第十三編ハ國際勞働機關設立ノコトヲ定ムルト同時ニ其ノ附屬書ヲ以テ該機關カ最初ニ行フヘキ事業ヲ規定シ第一回勞働總會會議ハ千九百十九年十一月亞米利加合衆國政府招集ノ下ニ之ヲ華盛頓ニ開催スヘキモノトシ且左記五項目ヲ其ノ會議事項トセリ

（一）一日八時間又ハ一週四十八時間ノ原則ノ適用ノ件

（二）失業ニ對スル豫防又ハ救濟ノ件

（三）婦人使用ノ件

イ、産前産後（産婦ニ對スル手當問題ヲ含ム）

ロ、夜間

ハ、健康上有害ナル作業

（四）兒童使用ノ件

イ、使用ノ最低年齡

ロ、夜間

ハ、健康上有害ナル作業

（五）産業ニ使用セラルル婦人夜業ノ禁止及燐寸製造ニ於ケル黃燐使用ノ禁止ニ關スル千九百六年「ベルヌ」國際條約ノ擴張及適用ノ件

尙「ヴエルサイユ」條約ハ米、英、佛、伊、日、白及端西ノ任命スル七名ノ委員ヲ以テ國際準備委員會ヲ組織シ之ヲシテ華盛頓總會準備ノ任ニ當ラシムルモノトシタルカ該委員會ハ條約ノ締結前早ク既ニ其ノ準備ニ著手シ八月ニ及ヒ前記五項目ニ關シ各四個ノ條約案及勸告ヲ起草シ又二個ノ決議ト一個ノ決定ヲ作成シ（本省刊行勞働規約三二頁以下第一回勞働總會議案參照）之ヲ各締盟國政府ニ通知シ且其ノ調査ノ資料ト共ニ之ヲ總會ニ報告シタリ

華盛頓總會ハ前記ノ會議事項ニ付右準備委員會ノ報告ニ據リ更ニ審議ヲ重ネタル上各六個ノ勸告及條約ヲ可決シタルカ今試ニ之ヲ前記ノ五項目ニ配スルトキハ凡ヲ左ノ如シ

（一）時間制問題

工業ニ於ケル勞働時間ヲ一日八時間且一週四十八時間ニ制限スル條約案

（二）失業問題

イ、失業ニ關スル條約案

ロ、失業ニ關スル勸告

ハ、外國人勞働者ノ相互待遇ニ關スル勸告

（三）婦人使用問題

イ、産前産後ニ於ケル婦人使用ニ關スル條約案（註一）

ロ、婦人夜間使用ニ關スル條約案（註一）

（註一）本條案ハ同時ニ會議事項五中婦人ノ夜業禁止ニ關スル「ベルヌ」條約ノ擴張適用ノ問題タリ

（四）兒童使用問題

イ、工業ニ使用シ得ル兒童ノ最低年齡ニ關スル條約案

ロ、工業ニ使用セラルル年少者ノ夜業ニ關スル條約案

（五）黃燐使用禁止問題（註二）

燐寸製造ニ於ケル黃燐ノ使用禁止ニ關スル千九百六年ノ「ベルヌ」條約適用ニ關スル勸告

（註二）會議事項五中婦人ノ夜業禁止ニ關スル條約ノ擴張適用ノ件ニ付テハ前掲註一參照

而シテ鉛中毒ニ對スル婦及兒童ノ保護ニ關スル勸告ハ會議事項三及四ノ（ハ）ニ關スルモノニシテ炭疽病熱豫防ニ關スル勸告及官立保健機關ノ設置ニ關スル勸告ハ一般勞働者ノ保健衛生ニ關スルモノナリトス

以下章ヲ改メテ右ノ諸勸告及條約案ニ付其要領ヲ說明スヘシ

本論

第一章 總說

〔條約案及勸告ノ適用ヲ受クヘキ賃銀勞働者ノ範圍〕

解說ヲ明晰ナラシムル爲ニハ先前記ノ各勸告及條約案ノ適用ヲ受クヘキ賃銀勞働者ノ範圍ヲ明ニスルヲ便宜トセム即チ

(一)婦人ノ夜間使用ニ關スル條約ハ工業ニ從事スル者ニノミ適用アリ而シテ其ノ所謂工業トハ特ニ左記ノ事業ヲ包含スルモノトス

(婦夜一條)

イ、鑛業、石切業其ノ他ノ土地ヨリ鑛物ヲ採取スル事業

ロ、物品ノ製造、改造、淨洗、修理、裝飾、仕上、販賣ノ爲ニスル仕立、破壞若ハ解體ヲ爲シ又ハ原料ノ變造ヲ爲ス事業(造船業並電氣其ノ他各種動力ノ發生、變壓及傳導ヲ爲ス事業ヲ含ム)

ハ、建物、鐵道、軌道、港、船渠、棧橋、運河、內地水路、道路、隧道、橋梁、陸橋、汚水道、排水渠、井、電信電話裝置、電氣工作物、瓦斯工作物、水道其ノ他ノ工作物ノ建設、改造、保存、修理、變更若ハ破毀並上記工作物又ハ建設物ノ準備又ハ基礎工事

(二)勞働時間並兒童ノ使用最低年齡及其ノ夜業禁止ニ關スル各條約ハ同シク工業勞働ニ付テノミ適用アルモノナルモ玆ニ所謂工業トハ婦人ノ夜業禁止ニ關スル條約ニ掲ケタルモノノ外運送業ヲモ包含スルモノニシテ右諸條約ニハ前記(イ)(ロ)(ハ)ノ外更ニ次ノ事業ニモ適用アルモノトセリ(勞時、兒齡、兒夜各一條)

(二)道路、鐵道又ハ軌道、海路又ハ內地水路ニ依ル旅客又ハ貨物ノ運送(船渠、岸壁、波止場又ハ倉庫ニ於ケル貨物ノ取扱ヲ含ムモ人力ニ依ル運送ヲ含マス)

(三)產前產後ニ於ケル婦人ノ保護ニ關スル條約ハ工業ニ從事スル者ニノミナラス商業ニモ及フモノトシ(產婦三條)而シテ所謂工業ノ意義ニ付テハ時間制兒童使用最低年齡及兒童夜業禁止ノ條約ト同一ノ規定ヲ設ケ商業ニ付テハ物品ノ販賣ヲ爲シ又ハ商事ノ經營ヲ爲ス一切ノ場所ヲ包含スルモノトセリ(產婦一條)

以上ニ所謂工業ト商業及農業(勞時、兒齡、兒夜婦夜各一條、二項)又ハ工業及商業ト農業(產婦一條二項)トノ區別ハ各國ニ於テ其ノ國法ヲ以テ之ヲ定ムヘキモノトセラル而シテ前揭工業ニ關スル列記ハ何等制限的性質ヲ有セサルモノト解スヘク事實上ニ於テ何カ工業タルカヲ決スルハ主トシテ其ノ作業カ規則的且繼續的ナルト否トニ依ルモノト解スルコト妥當ナルヘシ(國際勞働第一輯一〇頁以下參照)

條約ノ適用上事業ノ官公營タルト將タ私營タルトヲ問ハス又當該事業ノ各分科ニ付區別スル所ナク唯使用者ト同一家族ノ者ノミ使用セラルル場合ヲ除外スルモノナルコトハ前記諸條約皆同一ナリトス(勞時、兒齡、兒夜各二條婦夜婦產各三條)

(四)終ニ失業ニ關スル勸告及條約並外國人勞働者ノ相互待遇ニ關スル勸告ニハ職業ノ如何ヲ限定スルノ文字ナシ(註三)

(註三)「マックス、ラザール」ハ「失業ニ關スル勸告及條約並外國人勞働者ノ相互待遇ニ關スル勸告ノミハ職業ノ如何ニ拘ハラス一切ノ賃銀勞働者ニ適用アリ產前產後ニ於ケル婦人ノ保護ハ工業ノ外商業ニ及フモ農業ニ及ハス」ト爲セルカ故ニ失業ニ關スル勸告及條約等ハ農業勞働者ニモ及フモノト解シタルカ如シ文字ノ上ヨリ觀レハ此ノ解正當ナルニ似タリ然レトモ本年三月ノ倫敦勞働理事會カ明年勞働總會ノ議題タル農業問題中ニ失業ニ關スル華盛頓總會ノ決議ヲ農業勞働者ニ準用スルノ件ヲ加ヘタルニ因リ且華盛頓總會其ノ者ニ於テモ農業賃銀勞働者ノ保護ニ關スル國際勞働條約案ハ千九百二十年ノ國際勞働會ニ提出スヘキコトヲ決議シタルニ因リ(國際勞働第二輯二頁參照)之ヲ觀レハ右華盛頓ノ勸告及條約ハ當然ニハ農業者ニ及ハサルモノト解スルコト正當ナリトモ謂フコトヲ得ルモ華盛頓ノ決議中ノ或者ハ農業勞働者ニモ適用アリト解スルコト妥當ナルモノアルカ如シ(國際勞働第二輯七頁三照)

如斯勞働者ノ保護規則ノ適用範圍ニ區別ヲ設ケタル所以ニ付テハ相當理由アルモノニシテ

會議ノ考量シタル點ハ必スシモ尠カラス或場合ニ於テハ實際ニ於ケル監督ノ困難ナルニ基キ或者ニ付テハ商業ニ關シテハ勞働者保護ノ必要工業ニ比シテ鮮少ナリトノ理由ニ因リ又他ノ者ニ在リテハ商業上ノ適用ハ國際競爭ノ條件ニ著シキ影響ナク從テ各國ハ他國ノ法制中ニ同一ノ規定ヲ設ケシムルノ必要ナク自由ニ適當トスル措置ヲ執ルコトヲ得ヘシトノ理由ニ基クモノナリトス

尙以下各條約ニ共通ノ規定ニ付敍說セムカ

〔殖民地保護國及屬地ニ對スル條約ノ適用〕

適用〕

(一)締盟國ノ完全ナル自治ヲ有セサル殖民地、保護國及屬地ニ對スル條約ノ適用

本件ニ付テハ締盟國ハ左記條件ニ依リ之ニ條約ヲ適用スヘキモノトシ其ノ執リタル措置ハ之ヲ國際勞働事務局長ニ通告スヘキモノトスルコト平和條約ノ規定ノ如シ（勞時一六條、失條五條、產婦六條、婦夜九條、兒齡八條、兒夜九條）

イ、條約ノ規定カ土地ノ狀況ニ照シ適用不可能ニ非サルコト及

ロ、土地ノ事情ニ適應スル爲其ノ規定ニ必要ナル變更ヲ加フルコト

(二)條約ノ批准及其ノ效力發生ノ時期

締盟國ハ正式ニ條約ヲ批准シタルトキハ登錄ノ爲之ヲ國際聯盟事務總長ニ通告スヘキモノトシ（勞時一五條、失條四條、產婦五條、婦夜八條、兒齡七條、兒夜八條）而シテ國其勞働機關ノ締盟國中ノ二國カ批准ノ登錄ヲ了シタルトキハ事務總長ハ之ヲ一切ノ締盟國ニ通告スヘク（勞時一七條、失條六條、產婦七條、婦夜一〇條、兒齡九條、兒夜一〇條但シ失業ニ關スル條約ハ締盟國中ノ三國カ批准ヲ了シタルトキニ始メテ右ノ通告アルモノトス同條約六條參照）右通告ノ發セラレタル日ヨリ效力ヲ生スルモノトス尤モ批准ヲ登錄シタル國ノミヲ拘束スルモノニシテ爾餘ノ國ニ付テハ各自其ノ批准ヲ登錄シタル日ニ於テ始メテ效力ヲ發生スルナリ（勞時一八條、失條七條、產婦八條、婦夜一一條、兒齡一〇條、兒夜一一條）而シテ一般ニ締盟國ハ勞働時間制及失業ニ關スル條約ニ付テハ千九百二十一年（大正十年）七月一日爾餘ノ四條約ニ付テハ千九百二十二年（大正十一年）七月一日以前ニ於テ條約ノ規定ヲ施行シ且之ニ必要ナル措置ヲ執ルコトヲ要スルモノトセラレタリ（勞時一九條、失條八條、產婦九條、婦夜一二條、兒齡一一條、兒夜一二條）

(註四)勞時九條(ト)號、同一二條、同一三條等ニ例外ノ規定アリ

(三)條約ノ變更

本件ニ付テハ勞働理事會ハ少クトモ十年ニ一回各條約ノ實施ニ關スル報告ヲ總會ニ提出スルコトヲ要スルモノトシ且條約ノ改正又ハ變更ニ關スル問題ヲ總會ノ會議事項中ニ加フヘキヤ否ヤヲ審議スヘキモノトセラル（勞時二一條、失條一〇條、產婦一一條、婦夜一四條、兒齡一三條、兒夜一四條）

(四)條約ノ廢棄

本件ニ付テハ各締盟國ハ條約ノ效力發生ノ日ヨリ十年ヲ經過シタル以後ハ國際聯盟事務總長ニ宛テ廢棄ノ通告ヲ爲シ登錄ヲ求ムルコトヲ得ヘク通告後一年ヲ經過シタルトキハ右廢棄ノ効力ヲ生スルモノトス（勞時二〇條、失條九條、產婦一〇條、婦夜一三條、兒齡一二條、兒夜一三條）

(五)條約ノ用語

條約ハ凡テ英佛兩文ニテ作成セラレ共ニ其ノ正文ト認メラル（勞時二二條、失條一一條產婦一二條、婦夜一五條、兒齡一四條、兒夜一五條）

第二章　勞働時間制

〔一日八時間且一週四十八時間ノ原則〕

條約ハ單ニ一週四十八時間制ヲ規定スヘキカ將又一週ノ每日ノ勞働間ヲモ制限スルコトトスヘキカハ總會ニ於テ本時間制問題ニ關シ主要ナル事項トシテ討議セラレタル所ナリ詳言セハ英國式週日制度（註五）ノ實際上ノ利益ト條約ニ於テ嚴ニ日日ノ勞働時間ヲ規定スルノ利益トハ如何ニシテ之ヲ調節スヘキカノ點ニ付テナリ前說ヲ主張スルモノハ例ヘハ洗濯業ノ如キ一週ノ或日ニ於テノミ多忙ナル工業ニ付テハ每日ノ勞働時間ヲ八時間ニ制限スルヨリモ寧ロ單ニ一週四十八時間トノミ規定シ

其ノ制限内ニ於テ一日ノ勞働時間ニ長短アラシムルコト操業上一層有效ナリトシ（第一回總會報告書一八頁參照）後說ヲ採ルモノハ一日ノ勞働時間ヲ八時間ヨリ長カラシムルモ生產上決シテ利益ヲ見ルコトナキヲ以テ勞働者ガ年來熱望シタル一日八時間ノ制度ヲ此際確立スヘキコトヲ力說シタルカ（同報告書二八頁）種種討議ノ末會議ハ中間的ノ解決ヲ探リ（同報告書三七—四二頁）一日八時間且一週四十八時間ト規定シ一日ノ勞働時間ハ八時間以下トスルヲ原則トスルモ專ラ監督若ハ管理ノ地位ニ在ル者又ハ信任ノ地位ニ在ル者ヲ本原則ノ適用範圍外ニ置キタル外各國ノ法令慣使習又ハ使用者及勞働者ノ團體ナキ場合ニ於テ用者及勞働者ノ各代表者間ノ協定ニ依リ一週中ノ一日又ハ數日ノ勞働時間ヲ八時間以ドニ定メタルトキハ權限アル機關ノ認許又ハ前記ノ團體若ハ代表者間ノ協定ヲ以テ右以外ノ日ニ於ケル勞働時間ヲ最長九時間迄延長スルコトヲ得ルモノトセリ（勞時二條（イ）及（ロ）號）

（註五）英國式週日トハ終日勞働スル日ヲ一週五日ニ限リ土曜日ハ正午又ハ其ノ後少時ニシテ休業シ月曜日ノ朝ニ至ル迄勞働ニ從事セシメサルノ制度ナリ蓋シ土曜日ノ午後ヲ買物其ノ他ノコトニ費シ日曜日ハ終日休養シ家庭的ノ享樂ヲ得セシメムトスルモノナリ

同一ノ趣旨ニ依リ作業カ交替制ニ依リ實行セラルルトキハ一日又ハ一週ノ勞働時間ハ其ノ時間計算ノ基礎タル三週間以内ニ於ケル勞働時間カ平均シテ一日八時間且一週四十八時間ヲ超エサルコトヲ條件トシテ或日ニ於テハ八時間又ハ或週ニ於テハ四十八時間ヨリモ長キコトヲ得ルモノトス（勞時二條（ハ）號）

〔關係勞働者及使用者各團體間ノ協定ニ依ル日日ノ勞働時間制限ノ變更〕

尙右ノ規定ヲ適用スルコト能ハサル眞ノ例外ノ場合ニ於テハ關係アル勞働者及使用者ノ團體ハ右ヨリモ長キ期間ニ付單ニ平均一週四十八時間ヲ超エサルコトヲ限度トシテ日日ノ勞働時間ノ變更ヲ協定スルコトヲ得（ク之ヲ協定シタルトキハ政府ニ屆出ツヘキモノトシ政府ハ右ノ協定ニ法規ノ效力ヲ付與スルコトヲ得ルモノトセリ（勞時五條）本規定ハ主トシテ鐵道業ニ付適用アルモノ、如ク（國際勞働刊行第一輯一七頁參照）上記ノ變更ハ第二條ノ（ロ）ノ場合ト異リ法令、慣習ニ由リ竝勞働者及使用者ノ團體ナキ場合ニ於テ其ノ代表者間ノ協定ニ由リ之ヲ定ムルコトヲ得サルモノタリ而シテ所謂「右ヨリモ長キ期間」ニ付テハ明文上ハ何等ノ制限ナキモノトス

〔權限アル機關ノ規定ニ依リテ設ケラルヘキ例外〕

右ノ外（イ）一般操業ノ爲定メラレタル制限以外ニ勞働スルノ必要アル準備若ハ殘務ノ作業及業務ノ性質カ特ニ間歇的ナル所謂季節工業ノ如キ作業ニ從事スル者ニ對スル恒久的例外（第一回總會報告書一二二頁）及（ロ）業務ノ繁忙ナル場合ニ於ケル一時的例外ノ規定ヲ權限アル機關カ設クルコトヲ認メタル重要ナル條項アリ但シ如上ノ規定ハ關係使用者及勞働團體ノ存スル場合ニハ此等ノ團體協議シテ之ヲ定ムヘキモノトシ且必ス其ノ最長限度ヲモ規定スヘキモノトス而シテ（ロ）號ノ超過時間ニ付テハ少クトモ二割五分ノ割增賃銀ヲ支拂フヘキモノトセリ（勞時六條、國際勞働刊行一輯二〇頁參照）

〔交替制ニ依リ繼續操業スルヲ必要トスル工業ニ對スル例外規定〕

工程ノ性質上交替制ニ依リ繼續操業スルコトヲ必要トスル作業ニ在リテハ平均一週五十六時間ニ至ル迄ハ作業ニ從事セシムルコトヲ得（勞時四條前段）但シ右ノ規定ハ之ヲ以テ各國法カ毎週ノ休日ニ代ヘテ勞働者ニ認ムル休日ノ利益ヲ害フヘカラサルモノトス（同條後段及第一回總會佛文議事錄三二〇頁參照）而シテ所謂繼續操業ヲ必要トスル作業トハ工業ノ經營カ繼續的ナルコトヲ要スルモノヲ謂フニ非スシテ專ラ鎔鑛爐ノ如キ操業ノ繼續カ技術上ヨリ觀テ必要ナルモノヲ意味シ從テ鐵道業又ハ通信業ノ如キモノハ之ヲ含マサルモノトス（前揭議事錄同頁及國際勞働刊行一輯一六頁參照）

〔災害、緊急及不可抗力ノ場合〕

其ノ他條約ハ災害ニ際シ若ハ其ノ虞アル場合、機械若ハ工場設備ニ付緊急ノ虞置ヲ施ス必要アル場合及不可抗力ノ場合ニハ當該工業ノ正常ナル操業ヲ爲スニ付重大ナル障礙ヲ除去スル限度内ニ於テハ第二條ニ認メタル制度

ヲ超エテ勞働ニ從事セシムルコトヲ認メタリ

（勞時三條）

〔特殊國ニ對スル例外〕

如上事變ノ場合ニ於ケル超過時間及實施上ノ必要ニ適應スル爲ノ諸規定ノ外更ニ八時間制ノ實施ニ付例外ヲ要求シタル諸國ニ關スル重要ナル規定アリ而シテ此問題ハ英國ノ政府代表委員タリシ「ショージ、エヌ、バーンス」ヲ委員長トスル特殊國委員會ニ於テ具ニ攻究セラレタル所ナリトス

〔支那、波斯及暹羅ニ對スル本條約ノ不適用〕

該委員會ニ於テハ本邦支那、印度、波斯、暹羅、希臘、及羅馬尼亞ノ諸國ノ要求ニ付一々審議スル所アリタルカ結局支那、波斯及暹羅ニハ暫時ノ間條約ヲ適用スルコトナク他年ノ總會ニ於テ累テ之ヲ攻究審議スヘキモノトシ（勞時一一條參照）

〔希臘及羅馬尼亞ニ對スル本條約實施ノ延期〕

又希臘及羅馬尼亞ニ對シテハ本條約ノ規定ヲ其ノ儘ニ適用スルコトトシタルモ其ノ實施期ハ一般國ニ比シ希臘國ニ付テハ二硫化炭素工場以下十四種ノ工場ニ付二年、機械工業以下十一種ノ工業ニ付三年（勞時一二條）（註六）羅馬尼亞國ニ付テハ企業ノ種類ノ如何ニ拘ラス凡テ三年（勞時一三條）ノ間之ヲ延期シ猶豫スルコトトセリ

（註六）勞働時間制條約第十二條ハ左ノ如クナリ

希臘國ニ對シ本條約ヲ適用スルニ當リテハ左ニ掲クル工業ニ付其ノ實施期ヲ一般國ニ比シ二年即チ千九百二十三年七月一日迄延期スルコトヲ得

一　二硫化炭素製造工場
二　酸類製造工場
三　鞣皮工場
四　製紙工場
五　印刷工場
六　製材工場
七　煙草取扱倉庫及煙草製造工場
八　露天堀ニ依ル鑛業
九　鑄造工場
一〇　石灰製造工場
一一　染色工場
一二　硝子製造工場（吹工）
一三　瓦斯製造工場（火夫）
一四　商品積卸作業

本條約ハ左ニ掲クル工業ニ付テハ其ノ實施期ヲ一般國ニ比シ三年即チ千九百二十四年七月一日迄延期スルコトヲ得

一　機械工業
機關、金庫、衡器、寢臺、鋲、及猟獵用藥莢ヲ製造スル機械工場、鐵鑄物工場、青銅鑄物工場、錫工場、鍍金工場水壓裝置製造工場
二　建設工場
石灰燒場、セメント製造工場、プラスター製造工場、製瓦工場、煉瓦及舗道用材工場陶器工場、大理石工場、掘鑿及建築作業
三　紡織工場
染色工場ヲ除キタル各種ノ紡績及織物工場
四　飲食物工業
製粉工場、麵麭製造工場、「マカロニ」製造場、酒類及酒精其ノ他ノ飲料製造場、製油工場、醸造場、水及炭酸水製造場、製菓工場、「チョコレート」製造場、「ソーセーヂ」及保藏食料品製造場、屠獸場及肉切場
五　化學工業
合成染料製造工場、硝子製造工場（吹工ヲ除ク）、松精油及酒石製造工場、酸素及藥劑製造工場、亞麻仁油製造工場、「グリセリン」製造工場、炭化石灰製造工場、瓦斯製造工場（火夫ヲ除ク）
六　革製品工業
製靴工場、革製品製造工場
七　紙製品工業及印刷工業
封筒帳簿紙函及紙嚢製造工場、製本工場、石版及亞鉛版工場
八　被服品工業
被服品製造工場、下著及附屬品製造工場「プレッス」工場、寢臺覆造花羽毛及緣飾品製造場並帽子及洋傘製造工場
九　木工業
指物製造工場、樽桶製造工場、荷車製造工場、家具及椅子製造工場、額縁製造工場、刷子及箒製造工場
一〇　電氣工業
發電所、電氣機具製造工場
一一　陸上運送業

鐵道及軌道從業員、火夫、運轉手及馭者

〔本邦ニ對スル本條約ノ適用〕

本邦ニ關シテハ幾多ノ變更又ハ條件ヲ規定シタルカ以下聊詳ニ之ヲ說明スルコトトセム即チ

〔(一)工業ノ種類及範圍〕

(一)先ツ時間制ノ適用ヲ受クヘキ工業ノ種類及範圍ヲ制限シ

イ、鑛業、石切業其ノ他ノ鑛物採掘業ニ付テハ一般條約ト異ル所ナキモ

ロ、物品ノ製造、加工ニ關スル諸工業ニ付テハ使用者ト同一家族ノ者ノミカ使用セフルルモノニ非スト雖其ノ使用勞働者ノ數カ十人ニ達セサルモノハ條約ノ適用ヨリ之ヲ除外スルモノトシ

ハ、建物等ノ建設又ハ破毀等ノ如キ事業ニ付テハ權限アル機關ニ於テ工場ト認定シタルモノニ限リ適用アルモトシ又ニ、運送業ニ付テハ鐵道又ハ軌道海路又ハ內地水路ニ依ル運送ニハ適用アルモ道路ニ依ル旅客、貨物ノ運送及船渠、岸壁、波止場又ハ倉庫ニ於ケル貨物ノ取扱並人力ニ依ル運送ハ之ヲ適用ノ外ニ置ケリ

尤モ右ノ(ロ)及(ハ)ニ掲ケタル工業ニ在リテハ權限アル機關ニ於テ操業上著シキ危險アリ又ハ衞生上有害ナル工程ヲ伴フト認メタルモノニ付テハ其ノ使用ノ人員ノ如何ニ拘ラス時間制ノ適用アルモノトス(以上勞時九條(イ)號)

〔(二)勞働時間〕

(二)勞働時間ニ付テハ一切ノ公私ノ企業又ハ其ノ分科ニ於テ勞働スル十五歲未滿ノ者(註七)及鑛山ニ於テ坑內作業ニ從事スル鑛夫ノ勞働時間ヲ一週四十八時間ニ制限シタル(勞時九條(ハ)號)外一般ニハ一週五十七時間ヲ限度トシ(勞時九條(ロ)號本文更ニ我國ノ重要工業タル生絲製造業ノ必要ニ顧ミ本業ニ付テハ特別ノ規定ヲ設ケ一週六十時間ニ至ル迄之ヲ延長スルコトヲ得ルモノトセリ(勞時九條(ロ)號但書)尙一般諸國ニ對スル時間延長ニ關スル諸規定(勞時二條、三條、四條及五條)ハ右ノ延長カ基準時間數ニ對スル割合ヲ以テ本邦ニモ準用スルコトヲ得ルモノトス(勞時九條(ニ)號)

(註七)十五歲ノ制限ハ千九百二十五年七月一日以前即チ條約ノ實施期日後三年以內ニ之ヲ十六歲ニ上スヘキモノトセラル(勞時九條(チ)號)

以上ノ外一週一回繼續二十四時間ノ休日制ヲ定メ(勞時九條(ホ)號)又我工場法ノ規定ヲ改正シテ十人以上ノ者ヲ使用スル場合ニハ之ヲ適用スルモノトスヘキ旨ヲ規定シ(勞時九條(ヘ)號)終ニ實施期日ハ一般諸國ヨリ一年即チ千九百二十二年七月一日迄之ヲ延期シ又繼續操業ヲ必要トスル作業ニ對スル變更ヲ加ヘタル制限(六十六時間半以內)ハ其ノ翌年七月一日ヨリ實施スヘキモノトス(勞時九條(ト)號)

〔印度ニ對スル本條約ノ適用〕

印度ニ對シテハ總會ハ鑛山並現ニ印度政廳ノ施行ニ係ル工場法ノ適用ヲ受クル工業及鐵道作業中權限アル機關ニ於テ特ニ指定スル分科ニ限リ一週六十時間ノ制限ヲ設ケタルニ止マリ印度ニ於ケル勞働時間ヲ制限スル爾餘ノ規定ハ今後ノ會議ニ於テ審議スヘキモノトシタル(勞時十條)カ尙常設勞働機關ハ印度政府カ速ニ新制度ニ適應シ殊ニ現在ノ適用區域外ニ在ル多數ノ工業ニ對シ勞働者ノ保護ノ制度ヲ適用スルノ措置ニ出テムコトヲ該政府ニ對シ爾後引續キ要求スル所アルヘキ旨諒解セラレタリ

〔本條約ノ實行ノ爲使用者ノ執ルヘキ措置〕

最後ニ本條約規定制度ノ實行ヲ容易ナラシムル爲使用者ハ(イ)本條約ノ規定制限ニ從ヒ始業及終業ノ時刻(交替制作業ノ場合ハ各交替ノ始業及終業ノ時刻)ヲ定メ之ヲ見易キ箇所ニ掲示スルカ又ハ政府ノ承認スヘキ其ノ他ノ方法ニ依リ之ヲ示スヘク(ロ)勞働時間中ニ計算セラレサル就業時間中ノ休憩時間ニ付テモ右ト同樣ノ方法ニ依リテ之ヲ揭示スルモノトシ又(ハ)各國法令ノ規定スル樣式ニ從ヒ事變ノ場合(勞時三條)並作業の性質及業務ノ必要ニ基ク恒久的及一時的例外ノ場合(勞時六條)ニ於ケル制限外ノ勞働時間數を記錄スルコトヲ要スルモノトセリ(勞時八條)

第三章　失業ノ豫防及救濟並外國人勞働者ノ相互待遇

〔失業ニ關スル諸問題ト總會ニ於ケル討議〕

平和條約所定ノ會議事項ノ第二項目ハ單ニ失業ニ對スル豫防及救濟ノ問題ニ止マレルモ而モ本問題ハ勞働者ノ外國移住ノ如キ將タ汎ク國際通商制度ノ如キ國際經濟政策上ノ極メテ困難ナル問題ニ逢著スルコトナクシテハ殆ト之ヲ考察スルコト能ハサル微妙ニシテ複雜シタル問題ナリトスサレハ本件ノ審議ヲ委任セラレタル委員會ノ事業ハ甚困難ナリシモノアリシカ如ク總會ニ於テモ諸國人民ノ生活ニ必須ナル原料ノ分配ト其ノ海運賃率ノ問題ハ之ヲ國際聯盟ニ付託シ之ニ依リテ其ノ解決ヲ得ムトスル勸告ヲ採用セムコトヲ希望スルノ議論アリ其ノ理由トシタル所ハ原料ノ缺乏ト法外ナル運賃トハ右原料ヲ有セサル薄倖ナル國ノ人民ニ對シテハ失業ノ最大原因ト爲ルモノニシテ又仕事ナキ勞働者ヲシテ外國ニ移植セシムルノ所以タリ勞働者ヲシテ原料ニ富メル外國ニ移植セシムルハ人ヲ驅リテ物ニ從ハシムルモノニシテ過剩ナル原料品ヲ勞働者ノ多キ國ニ送致スルコト一層正義ニ適シ且人道的ナラスヤト謂フニ在リ本說ハ伊國代表委員之ヲ主張シ佛ノ勞働代表「ジウオー」之ヲ支援シタルモ多數者ニ依リ否決セラレタリ（第一回總會報告書一五八―一六四頁參照）

〔國際移民問題ニ關スル決議及勸告〕

國際移民問題モ亦均シク困難ナル問題ナリキ勞働者カ本國ヲ離レテ遠隔ノ地ニ生活ノ幸福ヲ求メムトスル場合ニ於テハ旅行中ハ勿論移住ノ當初ハ其ノ狀態恰モ失業者ノ狀態ト比隣ノ間ニ在リ勞働總會カ會議事項タル失業ノ豫防救濟ノ事項ニ關シ本件ニ論及スルヲ適當トスルヤ否ヤ、其外見カ人口問題政策問題タルノ理由ニ依リ本問題ハ之ヲ各國各自ノ權限ノ下ニ保留セラルヘキモノナリヤ否ヤ、如上ノ問題ハ委員會ニ於テモ將總會ニ於テモ激論アリタル所ナリトス（同報告書一四八―一五一頁及一六四―一六八頁參照）而シテ結局國民ノ移動ノ如キ或ハ外國人ノ移植ノコトキヲ常設機關ニ於テ規定スルコトニ依リ各國ノ主權ニ觸ルルカ如キコトヲ企圖スルモノニ非サルコトヲ明ニスルト共ニ國際勞働事務局內ニ一課ヲ設ケテ特ニ勞働者ノ移住並外國人賃銀勞働者ノ情況ニ關スル諸問題ニ付研究セシムルコトヲ決議シ（同報告書一五七頁參照）別ニ他國ニ於テ使用スル目的ヲ以テ一國ニ於ヲ勞働者の團體募集ヲ爲スコトハ關係國間ノ協定及關係產業ニ從事スル使用者及勞働者ノ團體間ノ協議ヲ經タル後ニ非サレハ之ヲ許可スヘカラサル旨ノ勸告ヲ採用シタリ（失勸第二）

〔外國人勞働者ノ相互待遇〕

右ノ外總會ハ締約國ニ對シ適法ニ其ノ領土內ニ於テ使用セラルル外國人勞働者並其ノ家族ニ對シ少クトモ相互ノ條件ニ依リ自國勞働者ノ保護ニ關スル法令ニ基ク利益ヲ享受セシムヘク又之ニ組合權ヲ認ムヘキコトヲ關係國協議ノ上規定セムコトヲ勸告シ殊ニ失業保險ノ利益ヲ外國人勞働者ニモ均シク享有セシムヘキコトニ付テハ條約ヲ以テ之カ規定ヲ設ケタリ（外國人勞働者ノ相互待遇ニ關スル勸告及失條三條）（註八）

（註八）外國人勞働者ノ相互待遇ニ關スル勸告ヲ失業に關スル他ノ勸告ト特立セシメタル理由ニ付テハ第一回勞働會議報告書一五二頁參照

尙狹義ニ於ケル失業ノ豫防救濟ニ關スル事項トシテ最有效ナリト認メラルル諸制度即チ職業紹介所、失業保險及公設企業者ノ經營スル事業ノ調節ニ關スル條約案及勸告アリ以下順ヲ逐ヒテ之ヲ說明セムカ

（一）無料ノ公設職業紹介所制度

各締約國ハ中央官廳管理ノ下ニ公設職業紹介所ヲ設ケ之ヲシテ無料ニテ職業ノ紹介ニ當ラシムヘク其ノ運用ニ付テハ使用者及勞働者側ノ意見ヲ徵スル爲右雙方ノ代表者ヲ加ヘタル委員ヲ任命スヘク現在ノ料金ヲ徵收スル營利的ノ職業紹介所ハ當分政府ノ免許アルコトヲ條件トシテ之ヲ存置スルコトヲ認ムルモ成ルヘク速ニ之ヲ禁止スルノ措置ヲ執ルヘキモノトシ又公私ノ無料職業紹介所併存スル場合ニハ其ノ運用ヲ全國ニ亘リテ統一シ調整スル爲必要ナル措置ヲ執ルヘキモノトシ而シテ各國各種ノ職業紹介所間ノ運用上ノ調整ハ國際勞働事務局ニ於テ關係各國ト協定ノ上之カ任ニ當ルヘキコトヲ規定セリ（失條二條）

（二）失業保險ノ制度

本制度ニ付テハ總會ハ英國式ノ官營制度又ハ「ガン」主義即チ失業セル組合員ニ給與ヲ

爲スノ規則ヲ有スル組合ニ對シ政府ヨリ補助ヲ與フル制度等有效ナル失業保險ノ制度ヲ設クヘキコトヲ各締盟國ニ勸告シタリ

（失勸第二）

尙右保險制度ヲ有スル締盟國ハ互ニ自國領土內ニ在ル他國ノ勞働者ヲシテ自國勞働者ト同一ノ保險上ノ利益ヲ享有セシメムカ爲關係國間ニ取極ヲ爲スヘキコトヲ規定シタリ

（三）公ノ機關ノ經營スル事業ノ調節

右ニ付テハ事業ノ實施ヲ適當ニ按排調整シ失業者ノ頻出スル時期又ハ失業ノ影響ヲ蒙ルコト最大ナル地方ノ爲能フル限リ此ノ種ノ事業ヲ保留スルコトニ留意スヘキ旨ノ勸告アリ（失勸第四）

〔失業ニ關スル情報ノ通告〕

最後ニ一言スヘキハ失業ニ關スル統計等ノ通告ニ關スル事項ト爲ス條約案ハ各締盟國ハ三箇月ヨリ長カラサル期間每ニ失業ニ關スル統計及失業ニ對シテ既ニ執リ又ハ將來執ラムトスル措置ニ關スル一切ノ情報ヲ成ルヘク當該期間終了後三月以內ニ國際勞働事務局ニ通告スヘキ旨ノ規定ヲ設ケタリ（失條一條）

第四章　產前產後ニ於ケル婦人ノ保護

〔條約ニ依リ保護ヲ受クル婦人ノ範圍〕

第一章ニ述ヘタルカ如ク產前及產後ニ於ケル婦人ノ保護ハ工業ニ使用セラルルモノニ止ラス商業ニ使用セラルルモノニ及ヒ（產婦三條）年齡及國籍ノ如何ヲ問ハス又既婚者タルト未婚者タルトニ拘ラス一切ノ女性ニ適用アルモノトシ且其ノ出產シタル生兒カ嫡出子タルト私生子タルトヲ區別スルコトナキモノトス

（產婦二條）

〔產前產後ノ休業及給與〕

產前及產後ニ於ケル婦人ノ保護ハ四箇ノ主要ナル事項ヲ含ムモノニシテ卽チ

イ、出產後六週間ハ必休業ノ利益ヲ受クヘク

ロ、出產前ト雖六週間以內ニ出產スヘキ旨記載シタル醫師ノ診斷書ヲ提出スルトキハ同シク休業スルコトヲ得ルモノトシ且

ハ、右休業中該婦人ハ右本人及其ノ生兒カ充分ニシテ且其ノ健康ヲ維持シ得ヘキ資料ヲ得ルニ足ルノ給與ヲ公共基金中ヨリ又ハ保險ノ方法ニ依リ受領スルコトヲ得ルモノトシ而シテ其ノ確タル金額ハ各國ノ當該機關ニ於テ定ムヘク右ノ外之ニ附隨シテ無料ニテ醫師又ハ產婆ノ手當ヲ受クルノ權利ヲ有シ又

ニ、自ラ其生兒ニ哺乳スル場合ニハ右期間內ハ之カ爲一日二回三十分宛ノ時間ヲ與ヘラルルノ權利ヲ有ス（產婦三條）

〔休業中ニ於ケル解傭ノ禁止〕

產前若ハ產後ニ於ケル六週間又ハ姙娠若ハ出產ニ基ク疾病ニ依リ一層長期ニ亙リ休業シタル場合ニ於テ使用者ハ各國當該機關ノ定ムル最長期間ニ至ル迄ハ當該婦人ヲ右ノ休業中ニ解傭スルコトヲ得ス尙其ノ豫告ヲ以テスル場合ト雖之ニ右休業中ニ滿了スル期間ヲ附スルコトヲ得サルモノトシタリ

（產婦四條）

〔產前產後問題ニ關スル討議ノ概要〕

以上之ヲ說明シテハ簡單ナル規定ナルモ其ノ決議ヲ見ル迄ニハ相當ノ激論アリタルモノニシテ卽チ如上ノ保護ハ之ヲ工業以外ニモ及ホスヘキヤ、出產前ノ休業ハ之ヲ强制スルヲ可トスヘキヤ將又各人ノ自由ニ任スヘキヤ其ノ期間ハ之ヲ幾干ニ定ムヘキヤ、分娩後ノ强制休業期間ハ之ヲ幾干トスヘキヤ給與ノ資源ハ那邊ニ之ヲ求ムヘキヤノ如キ諸點ニ付其ノ一致ヲ見ル迄ニハ多少ノ困難ニ遭遇セリ就中一切ノ賃銀勞働婦人ニ對シ其ノ職業ノ如何ヲ問ハス分娩ノ保護ヲ與ヘ居レル英國ノ各代表委員カ本保護措置ヲ工業以外ニ及ホスコトニ反對シ（第一回總會佛文議事錄一八五—六頁參照）又英ノ「マッカーサー」孃カ婦人ノ身ヲ以テ而モ痛烈ニ哺育ニ關スル條項ニ反對シタルハ（上揭佛文議事錄二四一—一七五頁）奇異ナル感ナクムハ非スト雖是亦相當ノ理由アリタルコトニテ殊ニ「マッカーサー」孃ノ如キハ深ク自ラ人道的見地ニ立ツコトヲ信シタルモノニシテ自ラ生兒ヲ哺育セザルベカラザ・ガ如キ必要アルモノナシテ猶且勞働ヲ餘儀ナカラシムルカ如キハ實ニ正義ニ反スルモノトシ工場ニ於ケル哺育ヲ容易ニスルカ如キ目的ヲ有スル規定ニ反對シタルナリ幸カ不幸カ此ノ極端說ハ成立ヲ見ルコトナク總會ニ於ケル多數ハ他年生兒ヲ哺育スル婦人ナシテ勞働ノ義務ヲ免レシムルニ至ラムコトヲ希望スルコト

ニ付テハ同嬢ト感チ同クセリト雖現在過渡的措置トシテ成ルヘク陋弊チ去リ作業中ニ於ケル哺乳チ適良ナラシムルコトハ右ノ希望ノ日ノ到來チ遲延セシムルノ弊アリトハ信セサリシナリ

終ニ注意スヘキハ本條約並次章以下ニ説明スル婦人及兒童ノ夜業禁止並兒童ノ使用最低年齡ニ關スル諸條約ハ本邦ニ付使用者ト同一家族ノ者ノミノ使用セラルル事業ニ適用ナキコト勿論ナルモ勞働時間制條約ト異リ使用勞働者ノ數カ十人ニ滿タサル事業ニ付テモ尙其ノ適用アルコトナリトス（勞時九條、及產婦三條、婦夜三條、兒夜二條、兒齡二條參照）

第五章　婦人及年少者ノ夜業

〔條約ノ適用チ受クヘキ工業及夜間ノ範圍〕

本件ニ付テハ既ニ千九百六年及千九百十三年兩回ノ「ベルヌ」會議ニ於テ議定セラレタル條約及議定書アリ今次ノ條約案ハ之ヲ確認シ或ハ更ニ之チ擴張シタルモノニシテ即チ「ベルヌ」條約ハ十人以上ノ勞働者チ使用スル工業ニ適用アルモノトシタルチ擴張シテ既述ノ如ク一般ニ假令一人タリトモ家族以外ノ者チ使用スル一切ノ工業ニ及ホスモノトシ又反射爐等制限的ニ列擧セラレタル繼續操業チ必要トスル工業ノ場合チ除キ「ベルヌ」條約カ夜間ノ使用チ禁止スヘキモノトシテ定メタル十六歲ノ制限チ十八歲ニ至ラシメタリ

本件條約案ノ規定ニ付最議論アリタルハ勞働者ニ保障セラルヘキ夜間ノ繼續休息ノ十一時間中ニ必包含セシムヘキ時間如何ニ在リキ「ベルヌ」條約ハ之チ午後十時ヨリ午前五時ニ至ル七時間ト規定シタルカ勞働委員側ヨリ右ノ禁止時間チ八時間ニ延長スルノ提議アリ之ニ對シ使用委員側ヨリモ前記休息ノ十一時間中ニモ含マシムヘキ時間ハ六時間チ超過スルコトナカルヘキ旨チ要求シタリ蓋シ右ハ繼續交替制チ採レル企業ニ於ケル特殊ノ困難チ考慮シタルニ基クモノニシテ若シ作業ノ一般ノ休息時間チ八時間トスルトキハ一日中勞働チ認メラルル時間ハ僅ニ十六時間トナリ今假ニ一日二交替作業チ爲ストセハ各組共ニハ八時間宛ノ勞働時間トナルモ而モ八時間連續シテ勞働スルコトハ事實不可能ナルカ故ニ交替制ニ服スル婦人又ハ兒童ハ事態八時間ヨリ短キ時間ノ外勞働ニ從フコトチ得サルコトト爲ルヘク之ニ反シ右夜間ノ禁止時間チ六時間トスルトキハ一日中二交替ニ配當シ得ヘキ時間ハ十八時間ト爲リ各組共ニ八時間ノ實働時間ト休息ニ宛テラルヘキ一時間トチ有スルコトチ得ヘシト謂フニ在リ

會議ハ右夜間期ノ問題ト交替制トノ間ニハ幾分抵觸スル所アルチ認メタルモ而モ本件ノ解決ハ右ノ理由チ以テスヘキモノニ非ストシ結局「ベルヌ」條約ノ定メタルカ如ク午後十時ヨリ午前五時ニ至ル七時間チ包含スル繼續十一時間トスルノ制度チ維持スルコトトセリ（婦夜二條一項、兒夜三條一項、一九〇六年一ベルヌ」條約二條一項參照）但シ右ノ規定ニハ之カ實施チ容易ナラシムル爲次ノ例外チ認メタリ

〔未タ婦人夜間使用ニ關スル法制ナキ國ニ對スル例外〕

イ、工業ニ於ケル婦人ノ夜間使用ニ關シ現在未タ法制ノ設ケナキ國ニ在リテハ同シク「ベルヌ」條約ノ規定ニ從ヒ右ノ十一時間ハ今後三年間チ限リ前記七時間チ包含スル十時間ニ之チ制限スルコトチ得ルモノトシ（二條二項及前掲「ベルヌ」條約二條二項末段）

〔季節工業等ニ於ケル婦人夜業ニ對スル例外〕

ロ、婦人ニ付テハ季節ノ影響チ受クル工業及特殊ノ事情ニ因リ必要アル場合ニハ一年ニ付六十日チ限リ右從業チ禁止シタル夜間チ十時間ニ短縮スルコトチ認メ（婦夜六條前掲「ベルヌ」條約四條參照）

〔熱帶諸國ニ對スル例外〕

ハ、婦人及兒童共ニ熱帶國ノ如キ氣候ノ關係上晝間作業カ健康上有害ナルニ因リ之チ停止シタル諸國ニ於テハ晝間ニ於テ之ニ代ルヘキ休息時間チ與フルコトチ條件トシテ夜間ノ制限時間チ短縮スルコトチ得ルモノトシ（婦夜七條、兒夜三條三項前掲「ベルヌ」條約七條及前掲「ベルヌ」議定書五條參照）

〔麵麭製造業ニ於ケル兒童夜業ニ對スル例外〕

ニ、兒童ノ夜業ニ付テハ麵麭製造業ニ於テ夜業チ嚴禁シタル場合ニ在リテハ午後九時ヨリ午前四時ニ至ル七時間チ含ム繼續十一時間チ以テ午後十時ヨリ午前五時ニ至ル七時

間」ヲ含ム時間ニ代フルコトヲ得ルモノトス（兒夜三條三項及一九一三年「ベルヌ」議定書二條三項參照）

〔不可抗力又ハ企業ノ性質ニ依ル例外〕

右ノ外或企業ニ於テ不可抗力ニ因リ豫見スルコト能ハス且回歸性ヲ有セサル操業ノ中絶又ハ陸礙ヲ生シタル場合ニ於テハ婦人及十六歳以上十八歳未滿ノ年少者ト雖夜間之ヲ使用スルコトヲ許スモノトシ（婦夜四條（イ）號兒夜四條前掲「ベルヌ」條約三條一號參照）（註九）

（註九）千九百十三年ノ「ベルヌ」議定書ハ夜業ヲ禁止スル兒童ノ年齢ヲ十六歳トシ從テ右ト同一ノ場合ニ於テハ十四歳以上ノ者ノ夜間使用ヲ認メタリ（同議定書一條及三條二號參照）

又損敗シ易キ原料又ハ材料等ノ損失ヲ防ク爲夜業ヲ必要トスルトキハ婦人ヲシテ之ニ從事セシムルコトヲ得ヘク（婦夜四條（ロ）號）工程ノ性質上晝夜繼續シテ操業スル必要アル反射爐又ハ蓄熱爐ヲ使用スル作業及硝子製造工場製紙業、粗糖製造業及金鑛製錬業ニ於テハ十六歳以上ノ年少者ヲ夜業ニ服セシムルコトヲ認メタリ（兒夜二條一項）

〔石炭及褐炭業ニ對スル例外〕

尙著シキ例外トシテ石炭及褐炭鑛業ニ於テ年少者ヲ使用スル場合ニ在リテハ其ノ前後ノ就業時間ニ通常十五時間少クトモ十三時間ノ間隔ヲ置クトキハ午後十時ヨリ午前五時ニ至ル夜間内ト雖之ヲシテ作業ニ從事セシムルコトヲ認メタル規定アリ（兒夜三條二項前掲「ベルヌ」議定書二條二項參照）

〔本邦、印度及遲羅ニ對スル本條約ノ適用制限〕

如上不可抗力若ハ非常ノ事情アル場合又ハ企業ノ性質ニ基ク例外ノ場合ニ關スル規定ノ外條約ハ本邦竝印度及遲羅ニ付特別ノ規定ヲ設ケタリ即チ印度及遲羅ニ付テハ婦人ニ對スル保護制度ノ適用アルハ右各國ノ國法ニ依テ工場ト定メタルモノニ限リ（婦夜五條）又印度ニ付テハ兒童ノ保護制度ヲ適用スルモ十四歳以上ノ男兒ハ之ヲ成年男子ト同一視スルモノトシ（兒夜六條但書）而シテ遲羅ニ付テハ兒童保護ノ條約適用ニ關シ何等ノ規定ヲ設ケス之ヲ放置シタリ

本邦ニ付テハ十八歳ノ制限ハ之ヲ低下シテ千九百二十五年七月一日迄ハ十五歳トシ其ノ以後ニ於テハ之ヲ十六歳トスルコトトセリ（兒夜五條）蓋シ本邦人ノ發育上ノ理由ニ依ルナリ

〔緊急事故アル場合ニ於ケル夜業禁止ノ解除〕

終ニ白、佛兩國ノ使用者委員ヨリ戰爭ノ爲ニ荒廢シタル地方ニ於テハ十四歳以上ノ年少者ニ對シテ夜間勞働ヲ許容セムトスル旨ノ提言アリ（第一回總會報告書二四八頁參照）タルカ總會ハ如斯コトハ之ヲ考慮ノ中ニ加フルヲ妥當ナラストシ唯一般的ニ重大ナル緊急ノ事故アリ公益上必要ナルトキハ當該政府ハ十六歳以上十八歳未滿ノ年少者ニ對シ夜業ノ禁止ヲ解除スルコトヲ得ルモノトセリ（兒夜七條）

第六章　勞働ニ於ケル兒童使用ノ最低年齢

〔原則規定〕

本條約ハ人間ノ發育テフ最高ノ公益觀念ニ出テタルモノニシテ十四歳未滿ノ兒童ハ工業學校ニ於ケル作業ニシテ權限アル機關ノ認可ヲ得且其ノ監督ニ服スルモノノ外一切ノ工業ニ於テ之ヲ使用スルコトヲ得サルモノトス（兒齡二條三條、本解說本論一章參照）

〔本邦ニ對スル本條約ノ適用〕

然レトモ之ヲ其ノ儘ニ本邦ニ適用スルハ多少困難ナキ能ハサルニ因リ條約ハ例外ヲ認メ本邦ニ付テハ原則トシテハ十四歳制ヲ採用シタルモ十二歳以上ノ兒童ニシテ義務教育ヲ終了シタル者ハ之ヲ勞働ニ從事セシムルコトヲ認メ之ニ依リ此等ノ兒童カ節制ナキ狀態ニ陷リ又ハ不完全ナル小企業ニ驅使セラルルノ弊ヲ避クルコトトシ（第一回總會報告書二三四頁參照）又現ニ使用中ナル十二歳以上十四歳未滿ノ兒童ニ對シテハ經過ノ規定ヲ設ケタリ（兒齡五條一項）尤モ十二歳未滿ノ兒童ヲ輕易作業ニ從事セシムル本邦工場法ノ規定（二條但書未段）ハ之ヲ廢止スヘキモノトセラル（兒齡五條二項）

〔印度ニ對スル本條約ノ適用〕

例外ハ印度ニ付テモ亦其ノ必要アリ印度ニ於テハ使用ノ最低年齡ハ之ヲ二歳トシ而シテ（イ）動力ヲ用ヒ且十人以上ノ者ヲ使用スル製造工

場(ロ)鑛業、石切業其ノ他土地ヨリ鑛物ヲ採取スル事業(ハ)鐵道及軌道ニ依ル旅客及貨物ノ運送ノ三部類ノ企業ニノミ其ノ適用アルモノトセリ(兒齡六條)

尙條約ハ如上規定ノ實行ヲ容易ナラシムル方法トシテ各使用者ヲシテ其ノ使用スル十六歲未滿ノ者ニ付其ノ生年月日ヲ併セ記載シタル帳簿ヲ備ヘシムヘキ旨規定シタリ(兒齡四條)

第七章　工業ニ於ケル健康問題

工業ニ於ケル健康ノ標準ヲ高ムルカ爲國際條約ヲ設クルコトハ一見實現ノ最容易ナルモノノ如クナルモ而モ如斯規定ハ主義ノ單純ナルニ反比例シテ其ノ事項ノ微細複雜ナルニ因ル實施上ノ困難アリ不健康工業ニ於ケル婦人及兒童ノ保護ニ關スル問題ヲ付託セラレタル委員會ニ於テモ直ニ之ヲ條約案トスルノ不可能ナルコトヲ認メタリ(第一回總會報告書二七〇項參照)

(一)炭疽病豫防問題

本件ノミハ條約案ヲ採用スルコト困難ナラサルカ如クナリシモ最後ニ至リ炭疽病菌附著ノ羊毛ノ多數ノ產出國タル印度ヨリ委員會ノ提議ニ係ル條約案ヲ單純ナル勸告ノ形式ニ改ムヘキ旨總會ニ强請スル所アリ結局成案ニ於テハ輸出國又ハ輸出國ニ於テ不可能トスルトキハ輸入國ノ陸揚港ニ於テ右病毒汚染ノ疑アル羊毛ノ消毒ヲ爲スヘキコトヲ勸告スルニ止マレリ(炭疽病豫防勸告)

(二)鉛中毒ニ對スル婦人及兒童ノ保護問題

本件ニ付テハ婦人ハ男子ニ比シ本病ニ罹リ易キ傾向アリトノ絕對ノ證明ナキモ其ノ母トシテノ任務ヲ全カラシムル爲又兒童ハ其ノ不注意ニ因リ本病ノ爲ニ身體ノ發育ヲ害セラルル虞アル爲婦人及十八歲未滿ノ兒童ノ如キハ之ヲ保護スルノ必要アルモノトシ(第一回總會報告書二六七、八頁)特ニ危險ナル亞鉛鑛又ハ鉛鑛ノ製錬ニ於ケル鎔鑛作業等七種ノ作業ニ於テハ其ノ使用ヲ禁止セムコトヲ勸告シ又右以外ノ鉛化合物ヲ使用スル工程ニ於テモ排氣設備等ノ保護的措置ヲ講スル場合ニ限リ之カ使用ヲ認ムルコトヲ勸告シ更ニ有毒ナラサル不溶性物質ヲ以テ可溶性物質ニ代用シ得ヘキ場合ニ右可溶性鉛化合物ノ使用ヲ嚴重ニ取締ルヘキコトヲ勸告セリ(以上鉛中毒ニ對スル婦人及年少者ノ保護ニ關スル勸告參照)(註一〇)

(註一〇)鉛中毒ニ對スル婦人及年少者ノ保護ニ關スル勸告(前文略)

本總會ハ國際勞働團體ノ各締盟國ニ對シテ母性ノ機能並幼少者ノ身體ノ發育ニ對スル危害ヲ慮リ女子及十八歲未滿ノ少年ハ左ニ掲クル工程ニ於テ之カ使用ヲ禁止セムコトヲ勸告ス

イ、亞鉛鑛又ハ鉛鑛ノ製錬ニ於ケル鎔鑛作業

ロ、鉛ヲ含有スル灰ノ操作、處理又ハ製錬並鉛ヨリ脫銀ヲ爲ス作業

ハ、鉛又ハ古亞鉛ヲ焙燒スル大規模ノ作業

ニ、白鐵又ハ百分ノ十以上ノ鉛ヲ含有スル合金ノ製造

ホ、密陀僧、金密陀、光明丹、鉛白、「クローム」黃又ハ硫酸鉛、「クローム」酸鉛若ハ硅酸鉛(硝子原料)ノ製造

ヘ、蓄電池ノ製造又ハ修繕ニ於ケル混合又ハ煉合作業

ト、前各號ノ諸工程ヲ行フ作業室ノ掃除(同上勸告)

婦人又ハ十八歲未滿ノ少年ハ左記ノ條件ニ從フ場所ニ限リ鉛化合物ヲ使用スル工程ニ於テ之ガ使用ヲ許スヘキコトヲ勸告ス

イ、塵埃及煙氣發生ノ場所ニ於テ直ニ之ヲ除去スル爲其ノ場所ニ排氣設備ヲ爲スコト

ロ、器具及作業室ヲ淸潔ニスルコト

ハ、鉛中毒患者並ニ之ニ對スル補償ニ付政府ニ屆出ヲ爲スコト

ニ、前記ノ諸工程ニ使用セラルル者ニ對シ定期ノ健康診斷ヲ行フコト

ホ、充分且適當ナル更衣室、洗濯所及食堂ノ設備ヲ爲シ且特殊ノ防護衣ヲ供給スルコト

ヘ、作業室ニ飲食物ノ搬入ヲ禁止スルコト

(三)官立保健機關ノ設置ニ關スル勸告

工場ニ於ケル健康問題ニ關スル勧告中實際上最效果アルヘキモノハ國際勞働機關ニ加入スル各締盟國ニ於テハ速ニ有效ナル工業監督制度ヲ設ケ且特ニ勞働者ノ健康ノ保全ヲ計ルヲ以テ其ノ職務トシ國際勞働事務局ト聯絡ヲ維持スル官立ノ機關ヲ設ケムコトヲ要求シタル第三ノ勧告ナリトス（官立保健機關設置ニ關スル勧告）茲ニ所謂勞働者トハ工業勞働者ニ限ルコトナキモノト解スヘシ

（四）燐寸製造ニ於ケル黄燐使用ノ禁止ニ關スル千九百六年ノ「ベルヌ」條約適用ニ關スル勧告

右「ベルヌ」條約ハ其ノ締約國ハ各其ノ領土内ニ於テ黄燐ヲ含有スル燐寸ノ製造、輸入及販賣ヲ禁止スヘキコトヲ規定シタルモノニシテ尚之ニ附隨スル數條ノ規定アリ（第一回總會報告書二七七、八頁）本條約ニハ進歩シタル工業國ノ多數ハ既ニ加盟シ居リ（註一一）其ノ未タ加入セサル諸國ト雖多クハ之カ加盟ノ準備中ニ屬シ總會ニ於テハ本邦委員モ亦政府ニ於テ之ニ加入スルニ異議ナカルヘキ旨ヲ聲明シ滿場一致ヲ以テ其ノ適用ノ勧告ヲ可決シタルモノナリ（同上報告書二八〇頁）

（註一一）燐寸製造ニ於ケル黄燐使用ノ禁止ニ關スル「ベルス」條約ニ加入セルモノハ大英帝國（本國及其殖民地、保護國及屬地ヲ含ム）、丁抹、佛蘭西、獨逸、伊太利、和蘭諸威、西班牙、瑞西ノ諸國ナリ

二　代表及び顧問の會議に對する感想概觀

第一回國際勞働會議の手續と結果とについては、資本家側政府側は、共に滿足したものと見てよい。會議中英國の代表者等から受けた同情はことに彼等の感謝する所であつた。日本が特殊國待遇を受けたことは、日本内地では早くより大きな批難と代表に對する嘲笑の聲となつてゐたが、政府も代表者も之は國力の然らしむる所致し方のない所だと考へてゐたし、資本家は時間制の上などでは、もつとより多く特殊的に扱つて貰ひたかつたと云ふ感想を持つてゐたらしい。

右に反して勞働者側殊に顧問連は、この會議の結果に少しは不滿足であつた樣だ、否少くとも内地の勞働者や世間に對しては其の樣な顔をしてゐなければならぬと考へてゐた樣であつた。然し何れもその意見を明瞭に發表せず出來るだけ灰色の態度を採つてゐた。

抑この會議の重要なことについては、各代表者共に大に考へる所があつたらしい。之は、國際的對抗心を中心にして、自己の立場を之によつて動かされない樣にしたいと云ふ希望に滿ちてゐたがためであらう。然し外觀から見れば、政府側資本家側ことに勞働者側に於ては、會議に對して充分な了解と知見とを有つてゐたものと云へないらしかつた。或は勞働代表に當つた人が農商務省から貰つた會議の重要書類を乘船後まで手を觸れなかつたなどゝ傳へられてゐるなどは、寧ろ滑稽と云はなければならぬ。かくの如き不用意を以て會議に對したとき、各代表者ともに會議の進行の早いのに驚いてばかりゐたと云ふものは、さもあることであつたらう。

之等の事情に於て彼等代表者の自己辯明は期せずして一致の方向を採つた、即ち政府及資本家側は日本の經濟力が貧弱だからと稱し、勞働者側は日本に有力な組合がなかつたためにと云ひ、共に顧みて彼等

の代表する背景の貧弱を指摘した。

政府資本家勞働者の三代者間の關係について、之を見るに、政府側と資本家側とは、氣息相通じたものがあつた樣であるが、獨り勞働者側は、彼等と相背いてゐた樣であつた。此の點に關して資本家側は、「勞働者側には此の會議を通して、專ら感情的に國內の事情を外國に訴へる所であると誤解し、聞くに堪えない樣な言辭を弄して傭主側を攻擊し、時に全く事實に反する事すら述べて、列國の前に日本の恥を晒した」と云ひ、勞働者側は、「資本家側は政府をだきこみ、政府は勞働者側を繼子扱ひにし、外國の力を藉りて內國の勞働者を裏切つた」と云つてゐる。然しこの點に關して資本家側の辯明攻擊は比較的公然であるのに對して、勞働代表の方は消極的の立場に立つてゐた樣である。加之勞働者側の顧問は一致を缺いてゐたゝめその一部は早く辭任して歸朝しその話題は、却て勞働代表そのものゝ攻擊に向けられたのは奇異な現象であつた。

之を要するに各代表者の見し所、學びし所は同一でなかつたが、勞働代表に於てその代表の主旨が最も通らなかつた觀があるのは何故であるか、政府の資本家的なためであつた爲か、或は國際會議そのものが資本家的である爲めか、抑も亦勞働代表選出方法の誤謬及その人選の不適當に歸すべきものであつたか、もとより之を述べることが出來ない。

三　第一回總會決議に基く各國の施設

（勞働理事會日本代表者報告書に依る）

英國　勞働時間に就ては既定の勞働時間法を訂正し之を議會に提出するの準備中なり少年及婦人の夜業、少年雇傭に關する法案は既に議會に提出せられ產姙婦に關する法制は國民保健省に於て調査研究中にして失業に關することは現行法規にて充分なるを以て改正の必要なし

佛國　失業に關するものゝ外他の條約及勸奬に對して之と內容を同じうする法案は既に議會に提案せられ該法案は勞働總會の決議及勸告と殆ど同樣なるも批准の形式について多少の異議あり

獨逸　勞働時間に關する法案の作成を終りたるも其他のものは目下起案中に屬し近く獨逸議會に提出せらるべし

白國　各事項の法案は國王の裁可を經たるを以て全部議會に提出し協贊を得べし

墺國　條約案及勸奬事項は大體現行法規と同樣なるを以て議會を通過して實施せらるべし

瑞典　勞働時間に關するものは既に實施せられたるも其他は明年一月の議會に提出せらるゝ見込にて產姙婦に關する事項を除き他は總て通過實施せらるべし

瑞西　目下經濟省に於て批准の形式に就き研究中なり尙資本家、勞働者の聯合會は勞働時間に關する事項を除き其他は保留案を附して批准すべき旨決議せり

西班牙　目下社會改造調査會に於て法規研究中にして新議會の開會と共に提出協贊を受くべし

伊太利　政府は各事項に關する批准の法案を下院に提出して協贊を求めつゝあり

ルクセンブルグ　各事項に就き批准贊同の旨政府より宣言せり

波蘭　產姙婦に關する事項女子夜業及失業に關する事件を保留し其他を批准すべしとの案は閣議の否決する所となり勞働者側に於ては各事項に就き研究調査中なり

ヴェネズエラ　各條約案及勸奬事項の全部は國民議會提出中なるも可否何れにも決せず

諸威　政府より任命せる調査委員は目下各事項に就き研究中にして政府は其結果を見たる上現行法改正案を議會に提出すべし

希臘　決議事項に關する各法規は議會を通過し政府は聯盟本部に公式に批准の旨通知せり
印度　目下政府は地方官憲其他と協同調査中にて何等決する所なし
南亞弗利加　決議及勸奬に對し全部法案を作成して議會に提出せり
亞爾然丁　各決議及勸奬に對する法案の成作を終りたるが何れも反對なきものゝ如し
智利　華府會議の決議及勸奬と同樣なる法案を議會に提出中にして唯時間制度に對しては決議の内容と異れるものあり
チエッコ・スロヴアック　決議及勸奬案は現行法律と大差なきを以て今年中には批准せらるべし

乙　第二回會議

一　招集の由來

巴里平和會議が、國際勞働團體を組織し勞働總會を以て國際的に勞働立法を爲すことを決定した當時、サミュエル・ゴンパース氏を會長とした勞働法制委員會は、海上勞働に關しても調査を開始し各國より委員を集め海員の希望乃至要求を蒐集し一の目錄を作製したのであるが、具體的の案を立てることを避け、之は一般勞働と區別し特別に海事專門家を召集して決定せしむべきものとした。千九百十九年八月十九日發行の同委員會報告中にも農業商業及び海運に關する事項は夫々特別會議において審議すべき旨を記載した。又國際勞働會議準備委員會がワシントン會議の議題其他を準備するに當つても之を除外し、豫め各國政府に廻附した議案並びに質問書には其適用範圍を「(二)道路、鐵道若しくは軌道に依る旅客又は貨物の運送（船渠、岸壁、波止場又は倉庫に於ける貨物の取扱を含み人力に依る運送を含まず」とした。然るにワシントン會議の時間制委員會においては、英佛勞働代表者の動議によつて本項中「軌道」の次に「海上又は內地水路」の字句を挿入し海上勞働一切を包含することゝなつた。しかしながら本會議においては多數意見に從つて挿入字句はそのまゝとするけれども別に「海上及び內地水路に於ける運送に關する規定は海上及び內地水路に於ける傭使問題を審議すべき特別議會に於て之を決定すべきものとす」といふ一項を附加し、同會議の協約案をこの方面に適用しないことにした。

これに依つて本年一月三十日、巴里に開かれた勞働理事會は、海員に關する特殊の議會を本年六月十五日伊太利ゼノアに召集することに決定したが之を特別議會としては平和條約第三百八十九條の規定上本年別に總會議を開く必要を生ずることゝなるが爲めに、この海員會議を以て第二回總會議とすることに改めてその議案並に之に關する質問書を次の如くに定め各國政府に對し五月一日までに回答されたき旨を附記して送附した。

二　會議事項其他

い、注意事項

一、法令又は慣習において船舶の種類に依り取扱を異にする場合は回答においても此點を酌量すべく、例へば
A、遠洋航路船（汽船及び機械船と帆船との區別）
B、沿岸航路船
C、獨航機能なき曳船、艀船
D、漁船
E、國內水路に使用せらるゝ船舶
二、回答書において之に依り國際條約又は勸告を作製し得る樣各種の船舶に對し同一規

定を適用し得るや、又は適用するを可とするや、若しくは各個別々の規定を適用し得るや、又は適用を可とするやにつき意見を記載せられたし

三、內地水路の航海に關しては

A、海上航海と同一規定にて差支なきや

B、大なる湖水又は河川において機械力を以て運行する船舶において、繼續的勤務に使用せらるゝ船員と運河又は運河的の川のみを航行する船舶に使用せらるゝ船員との間に取扱を區別し得と考へらるゝ

（ワシントン會議において時間制委員會の報告に對する討論中（準備記錄三一四—三二二）內地水路と雖も北米の大湖瑞典の入江、及び亞細亞における大河の如き數日間航行を繼續し得るが如きものは特殊の狀況にあるものとして注意を要する旨二三の代表委員より述べられたる事あり今回の會議事項各項目に關し作製せらるべき條約の適用範圍を定むるにつき左の如き特殊狀況を考量し是等の航行と歐洲に於ける河川及び運河のそれとは之を區別して取扱ふの要あるべし

ろ、會議事項

一、勞働時間及びその乘組定員及び船內設備に及ぼす影響

A、勞働時間

1、（甲）國內法における（乙）外國航路海員の勤務時間を規定する船主及び海員各國體間の協定における現行規定の性質について十分に說明せられたし

注意—回答中に必要あらば船員の種類を甲板部員機關部員事務部員と區別し且つ航海中と碇泊中との勞働時間を區別すること

2、ワシントン會議において採擇せられたる一日八時間且つ一週四十八時間制を海員に適用するにつき如何なる處置を必要なりと思はるゝや

B、乘組定員

1、貴國の法令において遠洋航路船の乘組定員に關し規定する所ありや

2、商船に一日八時間且つ一週四十八時間制を採用するとせば

甲、乘組定員に關する現行規定のある場合その規定に對し如何なる變更を加ふる要ありや

乙、遠洋航路船に關し國際的乘組定員制を採用するについて異議ありや

C、船內設備

1、若しこれありとせば船員に供與せらるへき立方容積及び一般に關し如何なる規定ありや

甲、貴國の法令において

乙、船主及び船員の各團體間の協定において

2、八時間制を海員に適用するとせば乘組定員を增加することゝなる場合これに對し如何なる處置を執らんとするや又如何なる期間內に新規要求の船內設備を完ふせんとするや

3、國際協定によりて乘船海員に對する船內設備を國際的に規定することを可なりとするや尙ほ又國際協定によりて乘船海員に對する船內設備の劃一的標準を規定することを可なりとするや

二、契約條項

A、如何なる制度の下に海員を雇入るゝやに關する法規上の要件を詳細に說明せられたし

1、總ての海員は契約書に署名することを要するや若し要すとせば右契約署名

2、契約履行の保障に關し如何なる規定ありや

甲、國家の監督によるもの

乙、勞働組合によるもの

丙、其他の方法によるもの

B、海員の就職紹介

1、貴國において海員の就職を登錄する制度ありや

2、海員の就職紹介所に關し法律の規定ありや

甲、若しあらばその組織及び監督の方法如何

乙、海員の就職紹介所は海員の就職を監督する官憲と如何なる連絡ありや

C、失業及び失業保險に關するワシントン條約及び勸告

右を海員に適用するにつき左に對し如何

なる規定又は變更を必要とするや
1、條約案について
2、失業及び失業保險に關しワシントン會議において採擇せられたる勸告案について
三、十四歳未滿の幼年使用の禁止
1、船内に使用せられ得る幼年者の年齢に關し貴國法律に如何なる制限ありや
2、十四歳未滿の幼年者を禁止するワシントン條約案を商船に適用するに如何なる變更を加ふる必要ありや
四、海員に關する國際法規制定の能否
1、海員に關する一種の國際法規の制定を可能なりと考ふるや
2、若し可能なりとせば何を以て海上勤務の條件に關する國際海上法規の一般的原則とすべきや殊に海員雇入契約は例へば船内規律、外國港において乘組船舶より下船する權利、解雇に先立ちて賃金の支拂を受くること其他に關し他の勞働者に對し一般に行はるゝ雇入契約と一致せしめらるべきや否や

備考　國際勞働事務局の勞働理事會はその一月の會合において當諮問案の各項目を起案したる際右の重大問題についても討議したり

理事會においてはこの會議事項は誠に廣汎にして幾多の重大なる他問題を包含せるものなるを以て來るべき國際會議においては殆んど處理し得られさるべしと考料せるも右一般審議事項中に入るゝ必要ありと信したりされば當問題に關し有益なる解答殊に將來着手すべき必要ある事業にして結局國際的協定を遂けざるべからずと思考せらるゝ諸問題については最も完全に報告あらば幸甚なり

は、右會議案につき本邦當局の照會及び勞働事務局の回答

一、海員に關する國際法制々定の件に關しては如何なる事項に關し法制を統一せんとする趣旨なりや

海員に關する國際的法規の制定は海員の服務規律に關する事項を主眼とするものなるも事務局においてはこれに關し何等成案あるにあらず各國政府等はその欲する如何なる事項をも會議において提議し得ること勿論なり

二、賃銀監視問題の件に關しては約定賃金の監督及び契約履行の保障に關し國際的規約を設けんとするにあるか如きも右賃銀の監督及び契約履行の保障は如何なる方法に依らんとする趣旨なりや

賃銀監視問題に關しては必ずしも國際的監視方法を採用せんとする趣旨にあらず今回の會議において一般的に海員雇入契約の監視問題を攻究する筈なるも事務局には別に成案なく目下調査中なり

三、一日八時間且つ一週四十八時間條約案を海員に適用するの件に關しては長期航海に對しては如何にしてこれを適用せんとする趣旨なりや

長期航海に對しては必要の變更を加ふべきは勿論の議にしてその變更を要すべき點につき各國の提案を希望す

四、所謂海員中には高級海員を包含せざるやうに思料せらるるも果して然るや否や

所謂海員中には高級海員を包含せず

三　會議に關する國内諸問題

イ、代表者選定

概觀

本會議に對しても平和條約に依り政府代表二名、使用者勞働者側共に一名宛を選出したのであるが、政府代表と使用者代表の選定は簡單に取運ばれ特に詳しく述べるほどの事もないから、ここには主として勞働者側の代表選出問題について記すことにする。これを概觀すれば勞働者側代表の選出問題はその結着に至るまでに三段の變化をしたものと觀られる。即ち本年初から三月中旬頃までは、下級海員の現存の組合や、組合組織の必要を感じながら劃策してゐた人達が、勞働者自體がその獨立の立場において自由に自己の代表者をその同志の間から出さうと努力した時期であ

り、三月中旬頃から同月末までは、農商務省の訓令によつて歪みなりにも四十八箇の海員團體の發生を見るやうになつたと共に、代表候補者の指名とこれを支持する諸團體の色分とが明白の度を加へるやうになつた時期であり、四月初においては代表選出問題を官房の一定に封じ込んで官僚側の方策が善惡何れにせよ成就した時期である、と考へられる。海員代表選定の經過がかやうになつた原因については、一には海員組合發達の現今の狀態、二には政府の方針、三には高等船員側及船主側の運動を擧げることができる。以下時の順序を追ふて勞資兩側の代表選定事情を各種の報道によつて記述する。

神戸海員諸團體の決議

二月二十六日神戸における日本海員同盟友愛會、商船同志會、海員共濟會、海員共同救濟會は聯合主催となり、同市內青年會館で國際海員會議出席代表豫選協議會を開催し結局左の二項を決議した。

一、勞働代表は純粹なる海上勞働者中より選出すること

二、海上勞働者團體の承認を經ること

三、各團體より詮衡委員を擧げて適當なる候補者を豫選すること

横濱海員諸團體の決議

三月四日、横濱海員各團體代表者は蓬萊町海員救濟會に集會して種々協議の結果左記の事項を決議した。

一、派遣すべき海員勞働代表者の候補者を海員各團體より二名宛選定し聯合委員會において選擧し海員大會の承認を經て確定すること

一、代表者の旅費其他の費用は政府より支出せさる時は海員救濟會より支出することを同會に交渉すること

一、神戸海員とも連絡すること

右の如くに各地において代表選出問題を中心にして各團體間に相聯合する運動を生ずるに至つたのであるが、その結果は横濱の水火夫長組合、日本海員同盟友愛會、外四團體並びに神戸の博濟會、共濟會等によつて日本海員聯合會を組織するに至つた。

船主側代表豫選

三月十二日、日本船主同盟關西汽船同盟會、郵船會社、商船會社、東洋汽船會社、北海道末永汽船會社等の代表者二十三名は神戸海員倶樂部において船主側代表者の人選に關し協議會を開いた結果、十一名の詮衡委員を前記汽船會社代表者から選出し來る十五日までに人選を終了することに決定した。

この當時船主代表者に關する船主側內の意向としては、郵船商船東洋汽船の三社中より相當の人物能ふべくばその內何れかの社長を以てこれに當てたいといふのであつて先づ目指されたのは郵船社長近藤廉平氏であつたが、郵船側では既に嫌和會議に社長を出したことであるから、遠慮せんとする狀勢であるから、商船東洋汽船のうち何れからか代表者の選出を見るであらうといふのであつた。しかし協議や詮衡の後に大體に內定されたのは商船の社長堀啓次郎氏であつた、堀氏がこの內定を見るに至つた一面の理由は傳ふる所によれば大學出身で而も下役から叩きあげた人で船の問題については權威であると共

に商船は海員會議の討議範圍たるべき沿岸航路外國航路兩面を兼ねた斯界の有力者である一點にあるといふことであつた。

友愛會海員部神戸支部の決議

三月十四日、友愛會海員部神戸支部では勞働代表問題に關し、同事務所において協議會を開き北野支部長其他幹部横濱より岡村理事出席、協議の結果醍醐書祐、根津義計兩氏を海員團體聯合委員會へ出席せしめ我國最大の海員團體としての主張をなさせることに決定した。

右友愛會支部のやうな決議は同日若しくは同日以前に神戸のみならず横濱においても海員團體聯合會に屬する組合の同樣になした所である。

海員組合屆出に關する遞信省告示

三月十五日　然るに遞信省は官報を以て左の告示を發表した。

大正九年條約第一號同盟及ひ聯合國と獨逸國との平和條約による本年六月十五日伊太利國ゼノアにおいて開催せらるゝ海員に關する勞働總會に參列すべき勞働代表は、二百名以上の會員を有する普通海員團體より協議員を出し右協議員の協議により候補者を選定せしめ該候補者中より政府これを指名すべきにより右に該當する普通海員團體にして本件の協議に參加せんとするものは左の事項を具し來る三月三十一日までに遞信省に申出づべし

一、規約
二、設立年月日
三、會員名簿（住所、氏名、職名、並ひに現乘船中のものは其乘組船舶の種類、船名、及ひ所有者名）
四、目的及事業
五、主務省所在地

外務大臣
内務大臣
農商務大臣
遞信大臣

横濱海員聯合會の再協議

三月十五日、横濱海員聯合會では、遞信省告示の示す通り海員勞働代表者選定は海員團體よりの協議會に委ねられることに決定されたため、曩きに同會が代表候補者として各團體から選出することにした三名宛の人々を直ちに告示の所謂協議員に決定すべきや又は各團體自由にこれを選出すべきやについて協議した。

この横濱における海員聯合會の態度は、先頃から代表の選出は海員勞働者が政府、資本家側から獨立して自由になさるべきものとして劃策した所とは漸く離れて來た事實を示すものである、その原因の一は政府當局の方針であつてその第一の表示は右の告示である。當時人はこの告示の發表を以て政府當局者が昨年のワシントン會議代表者の選出問題に手を燒いた經驗に原因し、差當り非公式に海員勞働組合を公認しこれによつて國内の代表問題に關する輿論を官房の一室に集め、その上にて政府指名といふ結着に無難に到達せうとしたものと觀た。かくて勞働者側の自主自治の方針に基いた選出運動も是非の論は何れにもせよ漸次根本精神から離れて政府當局の方針のうちに入つた。

認可されたる海員組合

右の告示發布後二週間内に前後して四月一日までに遞信省に屆出て認可を得た普通海員團體は次の通りである。

名稱	事務所所在地	設立年月日	會員數	屆出受理月日	幹部氏名
水火夫長組合	横濱市若竹町三六	大正八、三、一	二一一人	大正九、三、二二	板倉定四郎
海上勞働者同盟會海員部	同　上	九、三、二	二二二	九、三、二五	同人
商船厚友會	大阪市大阪商船株式會社内	八、七、一	二三六	同	魚住一夫
海員自治會	神戸市相生町五ノ五六四	六、六、一	四一六	九、三、二六	賀尾祐幸
日本海員自治協會	横濱市賬町四古俟方	八、二、一	四四二	九、三、二七	佐藤連
帝國海員協會	同市花咲町四ノ五七	九、三、二	二五二	同	堀越國八
海員共同救護會	同市長者町一ノ二〇赤木万造方	八、五、一	四九五	同	赤木万造
海員共濟會	神戸市相生町五ノ五六四	五、五、一	一、八九七	九、三、二九	賀屋祐幸
海員共同救濟會	横濱市蓬萊町一ノ六	明治四〇、八、三	二、三一二	同	柴山矢八
普通海員交友會	門司市東本町五ノ二一一六	大正九、三、六	二一四	同	鶴野重太郎
普通海員同志會	仝市羽衣町三ノ三一一一	九、三、一	二二五	仝	高橋熊吉
普通海員若松同志會	福岡縣若松市紺屋町一一五	九、三、一七	二一八	同	增田繁治
海洋勞働相互會	神戸市兵庫東出町三ノ一九	八、七、二〇	二三八	同	木村松二
長崎海員同志會	長崎市浦五島町三三	九、三、二〇	二一〇	同	柄八十一
海員正義親睦會	横濱市長者町八ノ八四	七、一〇、五	二六三	九、三、三〇	吉川正三
日本海上勞働會	同市西戸部町蓮地六九	九、二、二〇	三七七	同	大道寺謙吉
東洋倶榮部	同市山下町東洋汽船株式會社内	明治四五、一、一	五三五	同	高岸虎太郎
商船互友會	神戸市荒田町三ノ一八〇番ノ一四〇	大正九、三、二〇	二七八	同	小林文吉
商船水夫正義會	同市東川崎町四ノ一	九、三、一	二五〇	同	田口源記
日本海員交話倶樂部	横濱市扇町三ノ一三四	九、一、五	二四〇	同	已野乘吉
郵司同友會	同市日本郵船株式會社横濱支店内	明治四二、三、三	二、三九五	同	齋藤清方
自治救濟會	同　上	大正二、二、一	四三〇	同	加藤清勝
日本船員同志會	横濱市松影町一ノ六	六、一三、七	四六〇	同	濱田國太郎
日本海員同盟友愛會	同　二ノ二六	六、一二、一五	一三、〇二一	同	杉澤宗一郎
相互救濟會	同市日本郵船會社横濱支店内	二、三、一	三〇〇	同	吉田武八
崎陽海員同志會	長崎市興善町九州汽船株式會社内	九、三、二五	二三三	九、三、三一	白石繁敏
日本海員ホーム	東京市日本橋區本銀町二ノ九	八、一三、九	三一七	同	三和國章
普通海員博濟會	日本海事商會内	五、四、一〇	三五七	同	上
	神戸市楠町二ノ二八				

船員美濟會	同市兵庫下長濱通七ノ一五二	四、八、一六	二四〇	同
海員陸會	同市氷室町一ノ六七	三、四、三	二三八	同
帝國海員倶樂部	横濱市不老町一ノ四三茶谷方	五、五、六	二三六	同
海友同志會	神戸市八幡通五ノ一四三	七、二、一〇	二二〇	同
扇港海員廣愛會	同市相生町五ノ五六四	八、一〇、三	二一五	同
海員協和會	同市五宮町五六	九、一、一〇	二〇六	同
海員同友會	同市矢部町一四四	九、二、一	二二四	同
商船同志會	同市榮町六ノ六	七、一〇、二	一、〇三一	同
日本海員英養會	横濱市日本郵船株式會社横濱支店內	九、三、四	二七九	同
水夫同志會	神戸市古港通一ノ八	九、三、一	二二六	同
船舶火夫同盟會	同市相生町五ノ五七〇	同　上	二一二	同
厨友會	同市兵庫東出町二ノ五六	九、一、三五	二三六	同
商船新友會	大阪市北區富島町四一	八、二、一	二三三	同
親和會	横濱市本町六ノ八三村松方	四、九、一九	二〇五	同
橘倶樂部	神戸市橘通二ノ四六中川ツル方	九、三、六	二三六	同
神友同志會	同市元町六ノ一七九若宮方	同　上	二一一	同
東洋機關倶樂部	横濱市長者町一ノ一〇赤木方	八、三、一	二九〇	同
大正機關倶樂部	同市福富町二ノ六二根葉方	九、三、一	三一五	同
海員正義社	同市長者町八ノ八四	四、二、二	二四八	同
扇港船友會	神戸市東川崎町五ノ一六	八、二、一〇	二一三	同
計	團體數　四八	會員數三二、五五八		

右表によれば、團體數四十八箇中殆んど半分は、本年度春殊にこの半分中の最大多數は告示發布前後に成立したのであつて、二三百人から成る小團體であるが新舊大小の如何を問はず、共に遞信省告示の示す各團體代表の協議員を選定すると共に、競ふて自派から海員代表者を選出するために劃策した。

海員聯合會の分裂と各派の立候補競爭

三月十九日、この劃策運動のうちにおいて上述の海員聯合會は分裂するに至つた。即ち聯合會の有力者なる友愛會、商船同志會、郵司同友會等は多數決を以て新設團體の或數種のものの入るを拒絶した事、即ち代表選出問題に關して同聯合會會內の意見の相異した事が原因となつて、水火夫長組合、海員共同救濟會、海

上	佐藤貞藏	
上	三ツ矢靜夫	
上	茶谷利三郎	
上	岩井安次郎	
上	齊藤千次郎	
上	宮崎正一	
上	岡島雅雄	
上	加藤藤吉	
上	小坂井德圓	
上	澁谷治彥	
上	岩崎勝三郎	
上	吉村藤兵衞	
上	木村久吉	
上	村松信太郎	
上	高橋吉郎	
上	若宮八十八	
上	三木政一	
上	根葉力一郎	
上	林　功一	
上	伊藤小市	

（四月一日調）

員博濟會、海員共濟會は聯合會を脱して別に新設組合を合し、新聯合大會を開き左記の三名を代表者候補として推薦する事となつた。

△第一候補松屋小三郎 神戸海事組合長)△第二候補賀屋福幸(海員自治會幹部)△第三候補大道寺謙吉(日本海上勞働會幹部)

三月二十日、これに對して友愛會、郵司同友會、商同志會は各々左の如く代表候補者を立てた。

友愛會 第一候補濱田國太郎(友愛會幹部)第二候補山脇武夫(郵船水火夫取締)第三候補岡村覺一(元郵船水火夫長)

郵司同友會 第一候補村上雄次郎(郵船會社司厨部)第二候補山脇武雄第三候補濱田國太郎

商船同志會 第一候補加藤藤吉(商船會社主厨部)第二候補前川俊太第三候補三田孝

かくて各團體の勢力競爭の結果は、二十日前後に至つて山脇武夫氏を推す郵司同友會、東洋倶樂部、海員同盟友愛會、商船厚友會、自治救濟會、商船互友會、商船同志會等の一團に對する板尾小三郎氏推擧の海員博濟會海員自治會、海員美濟會、水火夫長組合、海員共同救濟會、日本海上勞働會、海員共同援護會、海上勞働同盟會扇港船友會等の一團の對立として表はるゝ狀態となつた。この間に尙ほ嚴正中立を保ち公平なる立場に立たうとして競爭場に出た九州地方の五團體があつた。しかしこれは後に至つて競爭者の爭奪目的となつた。この海員團體間の山脇對松尾推擧競爭は普通海員間に止まらないで高等海員の團體たる海員協會、船主組合等の暗中飛躍は少からず加へられて來た、此等一團の人々は、松尾氏の人物その閲歷に服せざる個人的關係其他利害問題からしてこれを抑止してむしろ山脇氏の當選を求めたのである。

船主側代表選定

四月二日、海員代表者選定問題が上述の如く進行してゐた一方には、船主側代表問題は既述の如く船主間に大體内定し紛議も見ずして經過したが本日遞信省の招集を受けて二萬噸以上を有する諸會社から出た一人宛の協議員等は大臣官邸に集合した、出席者は左の通りである。

△大洋汽船鯰江常三△日下部株式會社堀文治△内田汽船山本三次郎△橋本汽船川瀨俊纜△互光商會小野房太△國際汽船帝國汽船長崎英造△東洋汽船淺野良三△三菱商事坂本正治△日清汽船内通哉△川崎松方幸次郎△三井物産吉川虎次郎△日本郵船安田柾△勝田門司宗太郎△日本船主同盟會西川義一△大阪商船加福力太郎

協議の結果豫想された通りに堀啓次郎氏を以て船主代表とすることに決定された。

海員代表選定協議會

四月六日、越えて四日目の本日に至つて同省は豫定通り海員側代表者選定に對する認可四十八團體の協議員を大臣官邸に召集した。開會は午前十一時でその出席者は左の通りである。

東京の部

▲武市常喜(日本海員ホーム)

横濱の部

▲大久保良吉(日本水火夫長組合)▲板倉定四郎(海上勞働者同盟會海員部)▲吉俣純司(日本海員自治協會)▲堀越國八(帝國海員協會)▲赤木萬造(海員協同援護會)▲堀内長榮(海員共同救濟會)▲吉川正三(海員正義親睦會)▲大道寺謙吉(日本海上勞働會)▲半田宜一

（東洋倶樂部）▲中野文夫（日本海員交話倶樂部）▲村松信太郎（郵司同友會）▲佐藤松吉（自治救濟會）▲杉澤宗一郎（相互救濟會）▲加藤清勝（日本船員同志會）▲醍醐資祐（日本海員同盟友愛會）▲茶谷利三郎（帝國海員倶樂部）▲高藤秋之助（日本海員英養會）▲原長治（親和會）▲根葉力一郎（大正海員倶樂部）▲三木政一（東洋機關倶樂部）▲林功一（海員正義社）

大阪の部

▲魚住一夫（商船厚友會）▲野中松太郎（商船新友會）

神戸の部

▲宮崎敬馬（海員自治會）▲山本三郎（海員共濟會）▲村松昌敎（海員勞働相互會）▲山本隆逸（商船互友會）▲田口源記（商船水夫正義會）▲三和國章（普通海員博濟會）▲酒井粂太郎（船員美濟會）▲三ッ谷靜夫（海員睦會）▲岩井安次郎（海員同志會）▲齋藤千次郎（扇港海員廣愛會）▲宮崎正一（海員協和會）▲岡島雅雄（海員同友會）▲加藤藤吉（商船同志會）▲島孝義（水夫同志會）▲杉山敏次郎（船舶火夫同盟會）▲吉川丹治（厨友會）▲赤石雄一（橘倶樂部）▲若宮八十八（神友同志會）▲山下鷹次郎（扇港船友會）

若松の部

▲增田繁治（普通海員若松同志會）

門司の部

▲鶴野重太郎（普通海員交友會）▲高橋熊吉（普通海員同志會）

長崎の部

▲柄八十一（長崎海員同志會）▲緒方末治郎（崎陽海員同志會）

等各團體協議員四十八名

遞信省側からは野田遞相秦次官、若宮管船局長堤船船、宮崎管理廣幡庶務、波多野海員山木造船の各課長等列席した。

野田遞相は先づ國際海員勞働總會の概要を說明したる後

該會に參列すべき海員側代表の選定に付ては昨秋華盛頓に開かれたる國際勞働會議に於けるが如く代表者の資格審査に附せらるゝが如きことなき樣本協議會に於て滿場一致を以て代表者を選定せられんことを切望し居れば諸君に於て隔意なき協調を遂げられたる上滿場一致にて代表者を推薦せられたし

と述べ、これに次いで協議員等の代表選定の協議が始まつた。この選定に對する遞信省の當初からの意向は、協議員をして徹頭徹尾票決を避けさせて妥協交讓の上に代表者を決定させその上にて指名せやうといふのであつて、協議員の自由意志に放任するのではなく、この間に處して當局の意圖を適當に到達させやうといふのであつた。而して協議會の內情についても一切外間に漏さないといふ秘密主義をとつた、代表問題に對する社會の輿論を回避して簡單に迅速にその意圖を滿足させながら、一切を取運ばうとしたのであつた。當日の新聞記中代表的なるものを摘錄すれば一新聞紙は

『大塊翁がフロックに例の鼈甲緣の眼鏡を鼻先にブラ下げて現れ折から蝟集した記者團に捕へられて『ソギャン事云ふたて今日の會は討論會ぢやなけん內輪の相談ぢやげん誰にも見せんバイ』と空嘯く『社會の疑惑を蒙りますよ』と突込まれて『立憲も非立憲も無い今日は御免々々』と、扉に消えると後は警戒益々嚴になる』と。

又同日の大阪毎日に依れば『海員代表選出の協議員會は愈々六日午前十一時より遞信大臣官邸で行はれる場所を官邸に取つたのは飽迄協議を秘密にする爲で松尾派は此形勢を瀨踏みすべく委員が野田遞相を官邸に訪れたが遞相はヌラリクラリと質問の方向を避け『協議會は選擧會ではないので政府は有力なる產業團體のある場合に之と協議して代表を決するのだナアニ君代表だの顧問だのと堅苦しく云ふ

には當らんぢやないかゼノアに行き度い人があれば申出でさへすれば遞信省で何とか計らふよ』と例の調子で甘く舵を取つて三角波に參らず流石海の猛者も施すに術なく會見の幕を閉ぢた松尾派の幹部は語る『遞信大臣の口吻は我國に海員代表の選擧が公正に行はるゝといふ希望を全く失はしめた遞信省は表決に依らず山脇武夫氏を選ぶ方針である名を協議に藉り官選の實を行はうとする實に不當至極な話だ、巴里會議に近藤郵船社長、華盛頓會議に太田商船航海監督、今度の船主代表に堀商船社長海員代表に山脇郵船航海監督と政府保護の二大會社が順番に選ばるゝなんて沙汰の限りだ、恁那官僚的情實搦みの協議員會には我々は反對する、祕密會なら我々二十二團體協議員は袂を連ねて脱退する覺悟である』

尙ほ同日の東京日日に依れば『確なる筋の傳ふるところに依れば船主側の海員代表に對する態度は山脇武夫氏が船長として令名あり現在郵船會社航海監督たるため郵船に對する意嚮と會議に於ける發言穩和なるべしとの推測より山脇氏の代表たるを喜ぶもの多數を占め、政府亦其意見に無關心ならず政府部内は山脇説有力なりと云へば山脇松尾兩氏の後援團體が松尾氏に有力ならざる場合殊に推薦の票決を避けて任命を政府の考慮に全然一任する場合は自ら山脇氏に利するものがあらうといふ』。

今この官邸の一室において決定せんとする問題は結局山脇派對松尾派の雌雄決定問題である。ここ官房の一室に至るまでには兩派の外にあつた九州地方、其他の中立諸團體の切崩しや船主組合海員協會の山脇派支持の運動其他の關係によつて大勢は山脇派の方に傾いてゐた。しかし松尾派と雖も四十八箇團體の殆んと半分に近い勢力を有し、やゝともすれば官房の一室外に飛出して輿論の前に訴へやうとする氣負盛であつて容易に交讓妥協を見るに至らなかつた試みに當日の一新聞につき代表的記事を摘出すれば『午後三時となると澁面の廣幡航路課長が現れて『局長以下は階下で煎餅と菓子を噛る計りで一向理由が判らん仕事は大臣が二階で一人でやつて居る代表者の中八人呼寄せて睨み潰した』と引つ込む階上では大臣自身に『内輪同志ぢやケン妥協では什麼か』と懷柔策を施された面々は、會議室に殘つた代表者と三々伍々協議を始めたが纒らず徐々夕闇が軒から湧出して又もや辨松の箱辨が手車で搬入せられる情勢は險惡らしく夕食後尙個人的協議を繼續したが果然松尾派の頑强なる反對に遭つて山脇松尾妥協は成立せず』とある。

ここに至つて山脇、松尾、濱田(國太郎)三氏を遞相の許に會合せしめ親しく談合の上にて協定を得やうと努力したのであつたが、偶然にも居所の不明のものもあつて目的を達することができなかつた。

海員代表決定

しかしながらかく紆餘曲折を重ね心身困憊した結果、山脇、松尾兩氏をして代表を辭退させて兩派から候補者三名宛を指

名し、これについて氏名の順位に從つて取捨決定せらるべしといふことに無造作に一致し、詮衡委員によつて山脇からは村井保(郵船會社船長)岡崎憲(東洋汽船會社航海課次席)及び矢澤久次郎(三井物産船長)の三名松尾派からは龜井司(國際汽船機關士會專務理事)加賀裕幸(海員自治會幹部)齋藤千次郎(扇港海員廣愛會幹部)の三名を擧げた次いで十二時十五分前協議に入つて困難にも遭遇することなく岡崎憲氏に決定するに至つた。

岡崎氏の海員代表に決定された事については反對各派も大體滿足した左の大正日々記事は此間の消息を語つてゐる。

松尾派は語る

右につき松尾派の全權委員板倉定次郎氏は語る『吾々は單に資本家臭味ある山脇氏の立候補に反對して起つたのであるから山脇氏が斷念して岡崎氏に決つたのは非常に滿足である吾々は最初猛烈に票決を迫つたが遞相から切に懇談的に言はれたので票決を止めたのである。吾々が岡崎氏を喜ぶのは氏が今回の紛紜に何等關係なく又氏の屬する東洋汽船は他社が血眼になつて候補選定に奔走しつゝあるに對し虛心坦壞の態度を持して居たからである同氏は商船學校出身で年不惑を過ぎ極て重厚の人物である。』

政府代表任命

政府代表二名の選定については、正使山縣伊三郎氏副使松波仁一郎氏指命の噂は噂たるに止まり、船主船員兩側の代表者指定と共に左の如く發表された。

四月十七日、政府代表者側顧問の使命及び船主船員各代表側顧問の指命左の如く發表された。

政府代表側顧問

從四位勳二等功四級　近藤常松
從四位勳五等醫學博士　桂田富士郎
正五位勳四等　石川武之
正五位勳四等　山本幸男
從五位勳五等　小關三平
正六位　津田靜一
勳六等工學博士　山本長方
從六位勳六等　武田良太郎
橋本梅太郎
岡崎忠雄
村田省藏
古川虎三郎

使用者代表側顧問

正七位　堤良明
堀內長榮
渡邊伊三郎
小林文治
木田文平

勞働者代表側顧問

正四位勳四等法學博士　松岡均平
伊國ゼノアに於て海員に關する勞働總會開催に就いて政府代表委員仰付らる
勳四等　堀啓次郎
伊國ゼノアに於て海員に關する勞働總會開催に就き使用者代表委員を指定す
正七位　岡崎憲
伊國ゼノアに於て海員に關する勞働總會開催に就き勞働者代表委員を指定す

政府船主及び船員各代表の顧問決定

ロ　各利害關係者の主張

1.　海員協會

同協會はゼノア會議は本邦海運の將來

に重大なる關係を齎すべきものであるから、豫め其議案其他につき十分の調査攻究を遂げ對策を定め置くことを必要として二月二十六日準備調査會を設け、結局左の調査方針及ひこれに從つて議題に對する成案を決定し同協會内部の意見を統一とすると共に政府船主等に對して獻策した所が少くなく、又船員側代表選擧についても劃策する所が多かつた。

甲　議題の調査方針

本調査會ニ於ケル議題調査ノ方針トシテハ左ノ四箇條ヲ採用シタリ

一、平和條約ニ規定シタル勞働ニ關スル一般原則ヲ尊重シ出來得ル限リ之ニ準據シテ海員ノ幸福增進ト地位ノ向上ヲ圖ルコト

二、各議題ニツキ日本海運ヲ標準トシ如何ナル程度迄其ノ適用ノ可能ナルカヲ經濟上技術上及實際上ヨリ考察スルコト

三、高級船員並ニ之ニ準スルモノノ關係ハ差當リ除外シテ攻究スルコト

四、出來得ル限リ本月末日迄ニ成案ヲ得ルコト

乙　議題に對する成案

第一、ワシントン會議々了ノ一日八時間又ハ一週間四十八時間ニ勞働時間ヲ制限スル事項ヲ海員ニ適用スルノ件其結果船員ノ乘組員數竝ニ船内設備及ヒ保健取締上ノ規則ニ及ホス影響ニ關スル件

本件ニ關シテハ條約案トシテ左ノ趣旨ヲ採用スルヲ適當ナリト認ム

第一條　海員ノ勞働時間ハ一日八時間且一週四十八時間トス

但船員及船客ノ食事ニ關スル作業ニ從事スルモノハ一週五十六時間トシ交替制ヲ以テ連續作業ニ從事スルモノハ三直制トス

右但書ノ作業ニ從事シタル者ニ對シテハ碇泊又ハ其他ノ機會ニ於テ一週連續二十四時間ノ休息ヲ與フヘシ

若シ事情已ムヲ得スレテ右休息ヲ與フルコト能ハサル場合ハ日割計算ヲ以テ給料同等ノ金額ヲ支給シテ休息ニ代フルコトヲ得

第二條　左ノ各號ニハ第一條ノ規定ヲ適用セス

(イ)人命及船體ノ救助、自船ノ荷客――乘員及主機關ノ安全ノ爲緊急勞務ノ必要アル場合

(ロ)火災及短艇操練、檢疫點ノ場合

(ハ)保健ニ必要ナル自室ノ掃除

第三條　船長ハ其職務ヲ執行スルニ當リ必要アリト認メタルトキハ第一條ニ規定セル勞働時間ノ外ニ一週十二時間且一日四時間ヲ超過セサル範圍ニ於テ給料ニ相當スル賃金ノ三割以上ヲ增給シテ作業セシムルコトヲ得

但出入港及狹隘ナル水路航行ノ場合及ヒ見張番ヲナストキハ右ノ時間ヲ超過スルコトヲ得

乘組員數

第四條　本條約ヲ批准スル各國ハ勞働時間制限ノ適用ニ伴ヒ氣候、風土、生活、習慣、體質、航路、船種等ノ相違ニヨリ考慮セラレタル乘組員數ヲ規定スヘシ

第五條　本條約ヲ批准スル各國ハ鈴内ノ設備及保健取締ニ關シ左ノ趣旨ヲ採用ヘシ

(イ)海員室ノ位置ハ「コリジョン、バルクヘッド」ノ前方ニ設クルコトヲ禁ジ且事情ノ許ス限リ船首ヲ避クヘシ

(ロ)海員ノ一人ニ要スル居室ノ面積ハ從來ノ規定以上トスヘシ

(ハ)海員ノ居室ハ其職務及富直ニヨリ成ルヘク區劃ヲ設クヘシ

(ニ)食堂兼談話室又ハ之ニ代ルヘキ相等ノ設備ヲ適宜設置スヘシ

(ホ)適當ノ浴槽及便所ヲ設置スヘシ

(ヘ)採光通氣暖房裝置ヲ充分ニ施シ且又事情ノ許ス限リ煽風器ヲ備付ヘシ

(ト)遠洋航路船ニハ病室ヲ設ケ醫師ヲ乘船セシムヘシ

(チ)海員ノ食糧ニ就テハ船内ニ於テ保健上必要ナル品質分量、(飲料水ヲ含ム)ノ最低限度ヲ規定スヘク且ツ航海ノ情況ニ應シ出帆ニ際シ相當ナル食糧品ヲ準備スヘシ

但シ(イ)(ロ)及ヒ(ハ)ノ規定ハ本條約批准以前ノ建造ニ係ル船舶ニハ之ヲ適用セ

サルコトヲ得

第六條　左ノ各項ニハ本條約ヲ適用セス

(イ)高級海員及高級海員ニ準スルモノ

(ロ)湖川港灣及沿岸ノミヲ航海スル船舶ニシテ總噸數一千噸未滿ノ船舶乘組員

第七條　本條約ハ批准後滿二箇年ヲ經テ之ヲ實施ス

第二、海員ノ雇入契約條項ノ監督及ヒ就職ノ紹介竝ニ失業ニ關スル件

本議案ニ就テハ國際條約案トシテ左ノ趣旨ヲ採用スルヲ適當ナリト認ム

第一條　本條約ヲ批准スル各國ハ海員ノ雇備契約ニ關シ少クトモ左ノ事項ヲ含ム取締規則ヲ制定シ且ツ完全有效ナル契約公認ノ制度ヲ設ケテ之ヲ監督スヘシ

一、給料ヲ物價ニ應シ常ニ相等額ヲ維持セシムル樣海員ニ關スル公設就職紹介所ヲシテ大體ノ標準ヲ査定シ之ヲ監督セシムヘシ

二、給料ハ毎月必ス本人若クハ其ノ委任ヲ受ケタル家族ニ直接支拂ヲ爲スヘシ

三、雇入期間ハ一年ヲ超ユルコトヲ得ス若シ之ヨリ長キ期間ヲ以テ海員ヲ雇入レタルトキハ其ノ期間ヲ一年ニ短縮ス

雇入ハ更新スルコトヲ得但シ其期間ハ更新ノトキヨリ一年ヲ超ユルコトヲ得ス

四、海員ノ服役中ハ食料ハ船舶所有者ノ負擔トス

海員ノ服役中ノ食料ハ船舶所有者ノ負擔トス

海員ノ食糧ニツキテハ法令ヲ以テ船内ニ於テ海員ノ保健上必要ナル品質竝ニ分量(飲料水ヲ含ム)ノ最低限度ヲ規定シ之ニ從ヒテ支給セシムヘク且ツ航海ノ情況ニ應ジ出帆ニ際シ相等ノ食糧現品ヲ準備セシムヘシ

五、海員カ服役中自己ノ重大ナル過失ニ因ラスシテ疾病ニ罹リ又ハ傷痍ヲ受ケタルトキハ其ノ給料ノ全額ヲ請求スルコトヲ得

六、海員ガ其職務ヲ行フニ因リテ疾病ニ罹リ又ハ傷痍ヲ受ケ之ニ依リテ不具廢疾トナリタルトキハ其ノ情況ニ應シ船舶所有者ハ相等ノ扶助料ヲ支給スヘシ

七、海員カ雇入期間中死亡シタルトキハ其ノ情況ニ應シ遺族ニ相當ノ弔慰金竝ニ祭祀料ヲ支給スヘシ此ノ弔慰金竝ニ祭祀料ニ就テハ船舶所有者ハ死亡者ニ對スル其ノ私法上ノ債權ヲ控除スルコトヲ得ス

八、海員カ航海中行衛不明トナリタルトキハ本人ノ生死ノ明確トナリ又ハ一箇年ヲ經過スル迄船舶所有者ハ其ノ家族ニ本人ニ對スル給料ヲ引續キ支給スヘシ

九、戰時中海員カ敵國ノ捕虜トナリタルトキハ其ノ釋放セラルルトキ迄船舶所有者ハ其ノ家族ニ本人ニ對スル給料ヲ引續キ支給スヘシ

十、海員カ雇入期間中自己ノ重大ナル過失ニ因ラスシテ雇止メラレタルトキハ其ノ服役シタル期間ニ對スル給料ノ外一箇月分ノ給料ヲ、若シ雇入期間カ六箇月以上ナル場合ニ於テ其ノ期間ノ半ニ充タスシテ雇止メラレタルトキハ其ノ殘期間ノ半ニ對スル給料ヲ請求スルコトヲ得又雇入港外ニ於テ雇止メラレタルトキハ雇入港マテ歸還スルニ必要ナル期間ニ對スル給料及雇入港迄ノ送還ヲ請求スルコトヲ得

十一、雇入港外ニ於テ雇入期間ノ滿了ニ依リ雇止メラレタルトキハ海員ハ雇入港迄ノ送還ヲ請求スルコトヲ得

十二、左ノ場合ニ於テハ海員ハ其ノ雇止ヲ請求スルコトヲ得

一、船舶カ國籍ヲ喪失シタルトキ

二、疾病ニ罹リ又ハ傷痍ヲ受ケ其ノ職務ニ堪エサルニ至リタルトキ

三、船長ヨリ虐待ヲ受ケタルトキ

四、船舶所有者ノ變更シタルトキ但航海中ハ此限ニ在ラス

五、家族ノ死亡疾病其他不得已事情ニ因リ雇止ノ必要ヲ生シタルトキ

前項第一號乃至第四號ノ場合ニ於テハ海員ハ其ノ雇止ノ日迄ノ給料及雇入港マテノ送還ヲ又第五號ノ場合ニ於テハ其ノ日迄ノ給料ヲ請求スルコトヲ得

十三、航海中船舶ノ所有者カ變更シタルトキハ海員ハ新所有者ニ對シ雇傭契約ニ因リ生シタル權利義務ヲ有ス

第二條　本條約ヲ批准スル各國ハ中央官廳ノ管理ノ下ニ海員ノ爲メニ特別ノ公設無料就

職紹介所ヲ設置シ政府、船舶所有者並ニ海員側ヨリ各同數ノ委員ヲ出サシメ主トシテ左ノ事項ヲ取扱ハシムヘシ

一、常ニ海員ノ需給關係ニ注意シ其ノ調節ヲ圖ルコト

二、海員ノ職業紹介ヲナスコト

三、海員ノ給料ノ大體標準ヲ査定シテ其ノ一般的適用ヲ圖リ且ツ契約條項ノ實施ノ監視ヲ爲スコト

四、雇傭契約ニ關シ紛議アルトキハ其ノ裁定ヲ爲スコト

第三條　本條約ヲ批准スル各國ハ千九百十九年華盛頓會議々了ノ條約案並ニ勸告案中失業及ヒ失業保險ニ關スル事項ノ趣旨ヲ總テ夫々海員ニ適用スヘシ

第四條　前三條ノ規定ハ高級船員及ヒ之ニ準スルモノニハ適用セス

第五條　平水航路ノ航海ニ從事スル船舶ノ乘組海員ニ對シテハ第一條ノ規定ヲ適用セサルコトヲ得

第六條　本條約案ハ批准調印後滿二箇年ヲ經テ實施ス

第三、十四歳未滿ノ幼年ノ雇傭禁止ニ關スル件

本議案ニツキテハ條約案トシテ左ノ趣旨ヲ採用スルヲ適當ト認ム

第一條　本條約ヲ批准スル各國ハ千九百十九年華盛頓會議ニ於テ採用シタル十四歳未滿ノ幼年雇傭ノ禁止ニ關スル條約案ヲ總テ海員ニ適用スヘシ

但シ帆船其他ニアリテ同一家族員ノミヲ以テ運航スルモノニ就テハ此限ニアラス

第二條　本條約ハ批准後滿二箇年ヲ經テ實施ス

第四、萬國海員法制定ノ能否ヲ考慮スルノ件

本議案ニ關シ熟議ヲ遂ケ成案ヲ得タルモ議題ノ意義明瞭ナラス今後尙調査ヲ續行シ審議ヲ重ヌルノ必要アルヲ以テ一時之ヲ保留シ發表ヲ見合スコトトセリ

2. 關西汽船同盟會

本同盟會はゼノア會議々題中第一議題第一項はその性質上これを自國各港間を航行する總噸數二千噸未滿並びに沿海航路又は平水航路にのみ從事する汽船を除外すべきものとして、三月十五日左の決議及びその理由書を發表したこれに依つて同會の試みた運動も亦前記の場合と同樣である。

決議

本年六月十五日伊太利「ゼノア」ニ於テ開催セラルヘキ海上勞働會議々案諸項ハ各代表者最善ノ考慮研究ノ下ニ適當ナル終局ヲ見ルヘシト信スルヲ以テ一ニ大勢ノ推移ニ任スルノ外無シト思惟スルモ唯同案第一項ハ全然之ヲ自國各港間ヲ航行スル總噸數貳千噸未滿並ニ沿海航路又ハ平水航路ニノミ從事スル汽船ニ適用セサルコトヲ期ス

（理由）

一、自國各港間ヲ航行スル總噸數貳千噸未滿並ニ沿海航路又ハ平水航路ニノミ從事スル汽船ハ所謂小型船ニシテ自ラ外洋航路船ト船舶ノ施設制度慣習等ヲ異ニス故ニ這般ノ世界的大型船ニ適用スヘキ諸問題ノ講究ニ當リテハ須ラク此小型船ヲ除外シテ討議スルヲ要ス殊ニ自國內各港間ノミヲ航海スル汽船ニ就テハ各國ニ於ケル國情、慣習又ハ貨客ノ品種、性情等夫々狀態ヲ異ニセルヲ以テ之ヲ統一セントスルハ困難ナリ

二、議案第一項ハ大型船ハ別トシテ玆ニ云フ小型船ニ在テハ

イ、各港相互間ノ距離短少ニシテ甚シキハ半浬未滿ノ個所アリ所謂「フエリーボート」ナルモノ大部分ヲ占メ船員執務上ノ都合ニヨリ甲港ヨリ乙港丙港ヘト繼續的ニ作業スルヲ要シ之ニ代ルニ丁港ヨリ戊港ヘハ相當ノ距離間隔ヲ有スルカ故ニ此間ヲ利用シテ適宜ノ休養ヲ得ル等其勞働ノ分量ニ就テハ一ニ各航路每ニ實際問題トシテ鹽梅セサルヘカラス是レ一定時特種ノ時間制ヲ布ク能ハサル所以也

ロ、今假ニ前項所說ニ據ラスシテ時間制ヲ布カムカ議案第一項第二號ノ乘組員增加諸設備及保健等ノ問題ニ逢着スヘシ而シテ其結果ハ自然旅客室ヲ縮少セシムルノ外無ケン甚シキニ至リテハ船員ヲ運フノ

船トナリ旅客室ハ全然設備出來サルノ奇觀ヲ呈スヘシ一方ニハ輸送ノ激減ノ結果當然船舶ノ增加トナリ使用船數倍加セハ運賃其他附帶ノ費用モ亦倍加セシメサルヘカラス從テ之レカ爲ニ地方的物資ノ需給集散ノ圓滑ヲ害シテ內的航路ノ衰滅ヲ誘發スヘク其結果地方交通上ノ缺陷トナリ其產業ノ發達ヲ阻害スル點ヨリシテ到底許ス能ハサル所以也

ハ、然ラハ現在ノ小型船ニ代フルニ諸般ノ設備ヲ施スニ足ルヘキ大型船ヲ使用セハ可ナラムトノ議生センモ奈何セン內地航路船ハ多クノ群小島ノ間ヲ航行スルカ故ニ保安上現在以上ノ船舶ヲ使用スル能ハス假ニ之ヲ使用スルトセハ勢ヒ船長船幅吃水等ノ關係ヨリ島嶼ノ點綴セル或ハ港口ノ狹猛ナル或ハ淺瀨ヲ有スル諸港ニ在テハ唯一ノ交通機關タル汽船ノ寄港廢止トナリ一村一郡一國延テ邦家ノ隆昌ヲ妨クルニ到ルヘシ

三、內地各港間專用船ハ其起終點地間ノ短距離ナルヨリシテ從テ家庭ニ親シムヘキ機會多ク其最タルモノハ一日晝間ノミ數回若クハ以上ノ往復航海ヲナシ朝夜在宅恰モ陸上通勤者ニ異ナラス海員ノ或者ハ家庭ノ事情ト本人ノ性質トニヨリ給料額ノ多寡ヲ論セス船型ノ大小ヲ問ハス地位ノ高下ヲ爭ハス只管茲ニ安定ヲ得ヘク欲求セルモノ太タ尠少ナラス欣欣乎トシテ現境ニ安ンシ孜々缺掌セルモノナルカ故ニ現今小型船々員ノ保健休養等ノ狀態ハ制度ノ上ニモ乃至事實ノ上ニモ何等間然スル處ナカルヘシト信スルモノナリ

四、叙上ヲ綜合シ小型船ニ關ヘル諸案件ハ國情、風習等ヲ異ニセル點ニ於テ各國夫々個々ニ制定スヘキモノニシテ全然之ヲ國際的關聯問題ノ圏外ニ措クヘキモノナリト認ム

3. 日本海員側ノ意響

決議事項

伊國「ゼノア」ニ於テ開催セラルヽ海員側ニ關スル勞働總會ニ於テ協約サルヘキ問題ニ關シ我日本帝國海員勞働代表顧問囑託ノ決議シタル事項左ノ如シ

會議事項第一

時間制ニ關スル華盛頓協約ヲ海員ニ適用スル件玆ニ右適用ニ伴フ乘組定員船內設備及保健ニ關スル件

甲　勞働時間

第一條　海員ノ勞働時間ハ一日八時間一週四十八時間ヲ超過スルコトヲ得サルモノトス

前項ニ揭クル勞働時間ノ制限ハ職務ノ性質上繼續作業ヲ必要トスルモノニアリテハ平均一週五十六時間ヲ越ヘサル限度ニ於テ之ヲ超過スルコトヲ得

但日曜及國法ニヨリ定メラレタル祭日ニ於テ作業ニ從事スルモノニ對シテハ破泊中又ハ其他ノ機會ニ於テ一週連續二十四時間ノ休息ヲ與フヘシ若シ休息ヲ與フルコトヲ得サル場合ニハ給料ノ日割計算ノ倍額ノ金額ヲ支給スヘキモノトス

第二條　左ノ場合ニハ第一條ノ時間制ヲ適用セス

(一)人命及船體救助ノ場合

(二)檢疫點檢ノ場合

(三)不可抗力ニ基因スル事故發生ノ場合

乙　乘組定員

勞働時間制限ノ適用ニ伴フ乘組員ハ各國ノ氣候、風土、生活、慣習、體質、航路、船舶ノ種類及構造ニ從ヒ夫々甲板部機關部司厨部ニ適應スル員數ヲ各國々內法ヲ以テ定ムルコトヲ協定スヘシ

丙　船內設備及保健

第一條　海員ノ居室ハ「コリジョンバルクヘッド」ノ前方ヲ除キ適當ノ場所ニ設置スヘキモノトス

第二條　海員ノ居室ハ職名ニ從ヒ區劃的設置ナスヘシ(一室六名ヲ超過セサル人員ヲ許容スル設備ナスベキコト)

第三條　海員居室ノ面容積ハ六呎四方ニ於テ二名以下ヲ許容スヘク定ムヘシ

第四條　海員居室ニハ採光、暖房、衣服戶棚、洗面臺鏡、ソフアー其他寢具一切ノ裝置ヲ完全ニシ煽風器ヲ備付ケ室內甲板「サイドセーリング」ニハ木材ヲ張リ且ツ「ベニシアンドアー」ヲ取付クヘシ然シテ通風裝置ニ就テハ「マシロンベンチレーター」二個ヲ取付クヘキモノトス

第五條　食堂兼休息室ヲ設置スヘシ(但休息

室ニハ相當ノ圖書ヲ備付クヘシ）

第六條　浴槽及便所ハ甲板部、機關部、司厨部ノ各部專用ノモノヲ設置スヘシ、但シ其ノ位置ハ居室及食堂ヨリ相當ノ間隔ヲ距テ設置シ尙便所ニハ流水ノ裝置ヲナスヘキモノトス

第七條　遠洋航路ノ船舶ニハ病室ヲ設ケ醫師及看護人ヲ乘組マシムヘシ但病室ニハ普通病室ト傳染病室トヲ區別シテ設置シ且ツ船客ヲ搭載スル船舶ニ於テハ醫師ハ二名乘組マシムヘシ

第八條　遠洋航路ノ船舶ニハ無線電信ノ設置ヲナシ尙氷器冷藏庫ヲ備付クヘシ

第九條　遠洋航路ノ船舶ニ於テハ乘組員ノ保健及人命保護ニ危險アル場合ハ甲板積ヲナスヘカラズ

第十條　海員ノ食糧ニ就テハ專門家ノ意見ニ徴シ一定ノ量ヲ定ムヘシ

丁　除外例

前記時間制、乘組員數船內設備及保健ニ關スル各規定ハ左記ノ船舶及其ノ乘組員ニハ之ヲ適用セス

但シ左記ノ船舶ニ對シテハ國內法ニ依リ各自國ニ適當ナル規定ヲ設クルヲ可ナリトス尙高級海員及高級員ニ準スルモノニハ之ヲ適用セス

（一）沿岸航路汽船（總噸數一千噸未滿）

（二）平水航路汽船

（三）帆船（沿岸及平水航路）

（四）漁船

（五）曳船及獨行機能ナキ艀舟

戊　施行期

前記時間制、乘組員數、船內設備及保健ニ關スル各規定ニ對シテハ各條約國ハ批准後滿一箇年以內ニ之ヲ實行スヘキモノトス

批准以前ノ建造ニ係ル船舶ニ就キテモ亦同シ

會議事項第二

契約履行ノ監視、就職紹介及失業保險ニ關スル華盛頓條約ヲ各國海員ニ適用スル件

甲　雇入契約條件

第一條　海員ノ雇入期間ハ一年ヲ超過スルコトヲ得ス若シ之ヨリ長期間ノ契約ヲ必要トスル場合ニハ其一年終了ノ時ヨリ更ニ契約ヲ更新スベキモノトス其ノ期間ハ一年ヲ超過スルコトヲ得ズ、尙雇入期間中ト雖モ雇入契約ハ之ヲ更新スルコトヲ得、但シ其ノ期間ハ更新時ヨリ一年ヲ超過スルコトヲ得ズ

第二條　給料ハ物價ニ應ジ常ニ相當額ヲ支給スベシ

第三條　海員ノ服務中ノ食料ハ船舶所有者ノ負擔トス

第四條　海員ガ服務中疾病ニ罹リタル時ハ船舶所有者ハ健康ニ復スル迄ノ治療及看護料並ニ食費ヲ支給スベシ

第五條　海員ガ其職務ヲ行フニ因リ疾病ニ罹リ又ハ傷痍ヲ受ケルタ時ハ船舶所有者ハ全治スル迄ノ期間及下船治療ノ場合ニ於テハ再ビ乘船スルマデノ期間ニ對スル給料及治療費看護料並ニ食費ヲ支給スベシ、但シ下船治療ヲ受クル海員ガ全治シタル後任意乘船ヲ拒ミタル場合ハ此限リニアラズ

第六條　海員ガ其職務ヲ行フニ因リ疾病ニ罹リ又ハ傷痍ヲ受ケ之ニヨリ不具癈疾トナリタルトキハ船舶所有者ハ其ノ生存中給料ヲ支給スベシ

第七條　海員ガ雇入期間中疾病ニ罹リ死亡シタルトキハ船舶所有者ハ其ノ職務勤續ノ期間ヲ參酌シ其ノ遺族ニ對シ本人生前ノ給料ノ一箇年分以上ノ弔慰金並ニ祭祀料ヲ支給スヘシ

此ノ弔慰金並祭祀料ニ就テハ船舶所有者ハ死亡者ニ對スル私法上ノ債權ヲ以テ對抗スルコトヲ得ス

第八條　海員ガ雇入期日中職務ヲ行フニ因リ死亡シタルトキハ船舶所有者ハ其ノ職務勤續ノ期間ヲ參酌シ其ノ遺族ニ對シ本人ノ生前ノ一箇年分以上ノ弔慰金及祭祀料ヲ支給シ尙遺族扶助料ヲ支給スヘシ、但シ其扶助料ハ金五千圓ヲ下ルコトヲ得ス此ノ此弔慰金、祭祀料、扶助料ニ就テハ船舶所有者ハ死亡者ニ對スル私法上ノ債權ヲ以テ對抗スルコトヲ得ス

第九條　海員ガ航海中行衛不明トナリタル時ハ船舶所有者ハ一箇年ヲ經過スルマデ其ノ家族ニ對シ本人ノ給料ヲ支給スヘシ然テ死亡シタルコト明確トナリタルトキハ船舶所有者ハ前第七條ノ死亡者ニ對スルト同一ノ義務ヲ負擔シ尙ホ職務ヲ行フニ因リ死亡シタルコトノ判明シタルトキハ船舶所有者ハ

前第八條ノ死亡者ニ對スルト同一ノ義務ヲ負擔スヘキモノトス

第十條　海員カ戰時中敵國ノ捕虜トナリタルトキハ其ノ釋放セラレ本國ニ送還セラルヽマテ船舶所有者ハ其ノ遺族ニ對シ本人ノ給料ヲ支給スヘシ、尙ホ歸國後ハ六箇月以上本人ニ對シ給料ヲ支給スヘキモノトス

第十一條　海員カ戰時中敵國艦船ヨリ攻擊ヲ受ケ負傷シタル時ハ船舶所有者ハ前第五條ノ負傷ニ對スルト同一ノ義務ヲ負擔シ尙ホ相當ノ見舞金ヲ贈與スヘキモノトス

前項ノ場合ニ於テ海員カ負傷ニヨリ不具癈疾トナリ又ハ死亡シタルトキハ船舶所有者ハ夫々前第六條第八條ノ規定ニ準シ給料食費、弔慰料、祭祀料、扶助料ヲ支給スヘシ但シ扶助料ハ其ノ倍額ヲ支給スヘキモノトス

第十二條　海員カ雇入期間中理由ナクシテ雇止メラレタルトキハ船舶所有者ハ前項ノ給料ヲ支給スル外雇入港迄歸還スルニ必要ナル期間ニ對スル給料及雇入港マデノ送還費用ヲ支拂フヘシ

第十三條　海員カ雇入港外ニ於テ滿了ニ依リ雇止メラレタルトキハ船舶所有者ハ雇入港迄ノ送還費用ヲ支拂フヘシ

第十四條　海員ハ左ノ場合ニ於テハ其ノ雇止ヲ請求スルコトヲ得

(一)船舶カ國籍ヲ喪失シタルトキ

(二)疾病ニ罹リ又ハ傷痍ヲ受ケ其ノ職務ニ堪エサルニ至リタルトキ

(三)船長ヨリ虐待ヲ受ケタルトキ

(四)船舶所有者ノ變更シタルトキ、但シ航海中ハ此ノ限ニ非ス

(五)家族ノ死亡、疾病其他不得止事情ニ因リ雇止ノ必要ヲ生シタルトキ

第十五條　船舶カ內國又ハ外國ニ於テ國籍ヲ喪失シタルトキハ從前ノ船舶ニ有者ハ船待滯在費並ニ土地ノ生活狀態ヽ標準トスル日當ヲ支給シ尙雇入港マテノ送還費用雇入港ニ到着スルマテノ給料及雇入港ニ到着後三箇月分ノ給料ニ相當スル慰勞金トヲ支給スヘシ

第十六條　前記第十四條第二號乃至四號ノ各場合ニ於テハ船舶所有者ハ雇止ノ日マテノ給料雇入港マテノ送還費用ヲ支給シ同條第五號ノ場合ニ於テハ船舶所有者ハ雇止港迄ノ送還費用ヲ支給スヘシ

乙　雇入契約ノ監視、就職紹介、失業保險

千九百十九年華盛頓會議々決ノ協約案並ニ勸告案中失業並ニ失業保險ニ關スル事項ノ趣旨ヲ夫々海員ニ適用スルヲ相當トス、尙保險ニ關シテハ失業保險ノ外ニ養老、生命、傷害等ノ保險制度ヲ設ケ海員ヲシテ失業保險制度ト同一趣旨ノ保險上ノ利益ヲ享受セシムル樣協定スヘキモノトス、更ニ公設無料就職紹介所ニ就テハ之ヲ政府管理ノ下ニ設置シ政府、船舶所有者及海員ヨリ夫々同數ノ委員ヲ出シ左ノ事項ヲ取扱フヘキモノトス

(一)海員ノ需給關係ニ注意シ其ノ調節ヲ圖ルコト

(二)海員ノ就職紹介ヲ爲スコト

(三)海員ノ給料ノ標準ヲ査定スルコト

(四)雇入契約ヲ爲シ紛議ヲ生シタルトキハ之カ調停ヲ爲スコト

丙　除外例

前記各條項ハ會議事項第一ノ除外例ニ掲ケタル船舶及其ノ乘組員並ニ海員ニハ之ヲ適用セス

丁　施行期

前記各條項ノ施行期間ハ會議事項第一ノ場合ニ同シ批准以前ノ建造ニ係ル船舶ニ就テモ同シ

會議事項第三

十四歲未滿ノ幼年者使用禁止ニ關スル華盛頓協約ヲ海員ニ適用スル件

甲　幼年者使用禁止

幼年者使用禁止ニ就テハ千九百十九年華盛頓會議々決ノ十四歲末滿ノ幼年者使用禁止ニ關スル協約案テ總テ海員ニ適用スルヲ相當トス但シ海員ニ採用スヘキ幼年者內海般路ニアリテハ滿十四歲以上遠洋航路ニアリテハ滿十六歲以上トスヘキモノトス

乙　除外例

前條ノ規定ハ會議事項第一ノ除外例ニ掲ケタル船舶及其ノ乘組員並ニ海員ニハ之ヲ適用セス

丙　施行期

本會議事項ノ施行期間ハ會議事項第一ノ場合ニ同シ批准以前ノ建造ニ係ル船舶ニ乘組ム幼

年者ニ就テモ亦同シ

會議事項第四

海員ニ關スル國際法規制定ノ能否ニ關スル件

第一條　左記ノ事項ニ就テハ各協約國ハ國際法則ノ下ニ之ヲ規定スヘキモノトス

(一)一協約國ニ於テ海員タル資格ヲ有スルモノハ他ノ協約國ノ熟レノ所ニ於テモ同等ノ資格ヲ有スルモノトシテ公法私法ノ關係ニ於テ同一ノ取扱ヲ受クヘキコト

(二)協約國ノ海員タルコトヲ表彰スル爲メ國際海員手帳並ニ記章ヲ制定スヘキコト

(三)各協約國ヨリ自國ニ送還ヲ受ケ又ハ自國ヨリ各協約國ニ送還スヘキ海員ニ對シテハ各當該國ハ夫々管海官廳又ハ警察官署ヲシテ其ノ手續ヲ爲サシムヘキコト

(四)各協約國ハ共通ノ「セーラーズホーム」ヲ設置シ相互ノ親交利益ヲ計ルヘキコト

(五)各協約國ハ海員ノタメ各國主要ノ港ニ萬國海員病院ヲ設置スヘキコト、但シ其ノ費用ハ政府又ハ船舶所有者ノ負擔トスヘキコト

第二條　前條ノ規定ハ協約批准後一箇年以内ニ之ヲ實施ス

附　代表者の出發より迄

アノ着まで

船員側代表の顧問中松尾派の推薦した堤良明氏の指定については、山脇派は喜ばず排斥運動も少からず行はれた、その表面の一理由は海員勞働に無經驗であるといふにあつたが當局者はその排斥理由を認めず指定に變更を加へなかつた。

堤氏排斥及び各派關係

四月二十六日、海員代表一行が神戸港から出發するに至つて右の事件は破裂し堤氏は先づ楠公社内の送別會場において同氏の指定に不平であつた海員のために襲撃された。次いで一行の乘船たる若狹丸が和田岬まで進行したとき、突然甲、機、司の三部から堤氏の渡海に反對するといふ理由で、同氏辭任せずば一同就職せずと稱して運轉機關を中止した。この點については提氏が福岡日日記者に語つた所を摘記する、

堤顧問排斥に對する辯明

堤顧問は特に記者に對し神戸にて木刀を以て毆打された右手の打撲傷を示し乍ら『本船が神戸を出帆し和田岬に到着せし際余は準備其他にて非常に疲勞せし故悠くり食事せんと思ひ居りしに船長より來て吳れとの事なりし故船長室に至れば山脇監督其他顧問等多數居合せ余が下船せざる以上本船は動かざるの旨を告げ且つ海員よりの要求なりとて一、余が顧問を辭退するか二、余が同船を下船し次便船に乘るか三、左もなければ余が發言を誓約するかの三箇條を示されしが余は政府より任命されたるものなれば政府よりの命令なき限り下船し難し又次便船に乘るとせば本船が航海中に諸般の協議をなすを以て協議に參加し得ざれば本船を下る能はずとし余は斷乎として此の要求を拒絶せしが加藤藤吉氏仲裁として充分海員の爲め盡す事並に顧問及囑託の決議には反對せざる事の二箇條を提議せしが此れ余の意思に反する所にあらずとし早速之に同意せり余が一切の發言權を拋棄したる如く傳ふるは此れを誤解したるものならんが余は本船航海中の協議に參加し余の意見は忌憚なく披瀝する考へなり若余が何等の意見をも發表し得ざるとせば態々一行に加はり渡歐する必要も無きに非ざるか云々』と前日とは打つて變りたる意氣を以て語りたり

この若狹丸停船事件については、松尾派は次の質問書を近藤郵船會社長に提出すると共に遞信大臣にも同樣趣旨のものを屆出た

今般海員代表一行搭乘の若狹丸に關する神戸出帆當時前後の情報調査完了致し候に就ては御參考の爲め別紙の通り一部御送付申上候間御一讀被下度候尚又左の件に就き貴社の責任ある御説明を要求申上候

第一　若狹丸が神戸港を解纜するに際し一部海員が堤顧問の乘船を排斥する爲めに取り

し行動は貴社又は貴社員の旨を承けたるものにあらざるや

第二　成規の手續を了せざる海員を乘船せしめ且つ埠頭解纜後和田岬沖　停船せしめて迄堤頭問の下船を強ゐせしめたる違法行爲に對し貴社はその責任を有せざるものと認むるや

第三、船長が部下船員の統御を爲す事を得ずして正當の乘組員に非ざる一派の不法なる要求に盲從し正當に登錄し契約せる船客に對し其下船を要請せる事は貴社に於て違法にあらずと認むるや

第四　會社は山脇河合兩監督を便乘せしめながら船員の不法の要求（假りに正當に乘組める船員の行爲とは做すも）を處分する事能はず却て使傭者側の顧問たる武田船長を、も同席せしめて堤顧問の下船を威壓したる違法の行爲に對し如何なる辯明を有するや

第五　會社は斯かる問題を單に乘組員堤氏船長三者の問題と見做すや又斯かる問題は貴會社に對し今後同樣に見做して差支なきや

第六　會社は堤顧問の若狹丸乘船渡歐を排斥する一部海員の不法なる行動に對しその不適當なる海員の更迭をも爲し得ず却て監督兩名迄も參加して本船を停船し船客の下船を要請せしめたる如きその堤顧問を任命せる遞信省に對しその航路の保護を受け居る政府に對しその行動を憤慨せる多數正義海員に對しその理非曲直を鑑別して餘りある株主に對し而して實に現代思想界の動搖せる危險時代に對し如何なる辯明を有するや

第七　閣下は個人として日本人として男爵華族として郵船會社社長として閣下が配下の監督並に船長並に一部乘組員（假りに正當に乘組める者と見做すも）の爲したる斯かる行動を恥辱と思はざるや責任なしと思はるゝや又相當の處置を講じて天下社會に謝罪するの必要なしと思はるゝや

第八　閣下は閣下の社長たる會社の監督が爾來貴社所屬汽船に乘組める船員にして我正義團地屬の團體に加盟せるものに對し退會脫會を强制し常に我同志を壓迫せんとする傾向あるを御承知の上なるや又閣下は我等正義團の蹶起せる事情に對し之れを脅迫し壓迫するの必要あるものと認むるや

政府船主各代表者一行は門司から乘船し、船は二十九日同港を出發した。航海中船員側は提氏誓言以來平穩となり、香港着までに主張の成案ができ上り、七時間制を絶對に主張し特殊國扱を拒絶し、容れられない場合には席を蹴つて歸國することに一致した。しかし一方船主側は漸く香港附近から意見の交換を始め、研究し出した。かくてゼノア着前に政府船主及び船員側の意見の交換も多少試みられたのであるが、政府船主側は確たる意見を發表せずよい加減に躍起中の船員側を待遇しながら、無事目的地に着いたのであつた。

四　會議とその結果

（本稿は海員協會都竹主事の報告に依る所少くない）

イ　概說

總會議は勞働理事會所定の通り、六月十五日ゼノアのパラツツオジ・サンジョルジオの階上廣間に開かれた。同日から二十日までの總會議の仕事は次の通りである。

（一）同理事會長にして佛國政府委員たるアーサー・フオンテーヌ氏假議長席に着き、先づ伊國政府代表マヨル・ジ・プランチエス氏を議長にフオンテーヌ氏オランダ船主代表ナイ氏及び英國海員代表ハベロツク・ウイルソン氏の三名を副議長に選任したこと。（二）濠洲代表レスリー氏を資格詮衡委員會長に、又英國政府代表サー・バーロー氏を議事日程委員會長に選任し（本委員會には內田、堀、岡崎三氏加入）各代表しめたこと。（三）本會議の準備行爲として議題の範圍を確定するために、漁船並びに

内地水路運行に關する件を附議し、前者については本會議において審議せず、各國をして適宜の立法をなす樣勸告案を草することとして、これを起草委員に托し後者については別に委員會を設けて審議せしむることとしたこと。(四)又各議題の審議については、先づ各議題毎に一の委員會を組織して之れに當らしむることゝし各委員會員を互選することにしたことである。かくて十回の會合を經て各委員會は六月二十一日漸く完成し翌日から本會議を中止して各委員會に移り、先各國の質問書に對する回答により事務局の作製したる案を基礎として審議をなし、次に各問題につきて本會議を開き七月十日における時間問題の討議によつて終末に至つた。

尙ほ(三)の資格詮衡の點について述ぶべきことは(イ)フインランドは未だ國際聯盟に加入せざるも加入の意志を有し且つワシントン總會議にも參加許可されたる先例もあるの故を以て本會議の參加を許すことゝし、(ロ)ギリシヤの海員組合より出た政府の指名せざる顧問を列席せしめんとする要求は、政府の指名せざる者を承認するは不法なりとの理由で拒絶され、(八)獨逸委員等の參加については主として英國海員代表等の憤懣甚しかつたけれども、その原因たる往年の潛水艇戰の非を認むる事及びそれに對して十分なる賠償責任を負ふことの二つを、獨逸委員等がその政府の承認を得て發表したので無事解決し、(ニ)伊國海員代表委員は米國海員をして本會議に代表者を送らしめ且つこれを承認せんことの解決案を提出したけれども、米國海員組合代表者アンドリユー・フルセット氏より米國の海員法は海員を自由人として待遇し居れども本會議の如きは未だ海員を奴隷狀態より解放せんとするものにあらずして微溫的なる待遇の改善に過ぎざるが故に、出席するを好まずとの趣意書來りたるため、沙汰止みとなり、(ホ)スカンヂナビアの船主大會よりワシントン會議が毫も船主代表を含まずして海上問題を論じ、ゼノア會議において又八時間制問題を論ぜしむるに至つたことを不當として異議を述べ、デンマルク船主代表が本會議とワシントン會議との關係を明白にせんことを主張したけれども共に問題とならかつたことである。

本會議に代表を送つた國は

ドイツ、アルゼンチン、オーストラリア、ベルヂアム、カナダ、デンマルク、フインランド、フランス、イギリス、オランダ、インド、イタリー、日本、ノルウエー、ポーランド、ポルトガル、ルーマニア、チエックスロバック、セルブクロアートスロベーヌ、サイアム、スペイン、スヴエーデン、スキス、ベネヅエラ、ウルゲート、チリー、ギリシヤの二十七箇

直接の利害關係なき理由を以てこれを送らなかつた國は

オーストリー、サウスアフリカ共和國、ハイチ、ホンヂユラス、ルクサンブルグ、パラグエー、ペルシヤ、サルバドルの八箇國

又非常に進歩せる海員法を有するの故を以て參加しなかつたのはニユージーランドである。

ロ　各委員會及び本會議

1.　時間制委員會及本會議

A　委員會

六月十七日午後の本會議において、各派から等數の委員を出して三十名より成る委員會を組織し、（日本からは内田、堀、岡崎三氏出づ）議題の第一たる一日八時間又は一週四十八時間制を海員に適用する件を審議することになつた。六月二十一日本會議終了後、同委員會合の上英國政府代表ヒツプウツド氏を委員長兼報告者に、佛國船主代表ルージエ及び伊國海員代表ジユーリエツチ氏を副委員長に選任して直にその事業に着手した。

本委員會は先づ勞働事務局案について議論を始めた。デンマーク船主代表ホスト英國船主代表ブースは、各々異つた論據から同案を以て審議の基礎とすることに對し異議を主張したが七票對二十三票の多數を以て否決された。

事務局案第一條の認めた一日八時間一週四十八時間制の原則については海員側は平和條約並びにワシントン會議の條約案に定めたる時間制の原則は海運にも必ず適用すべきものであると主張し、船主側は之に反對して不適用を主張した（註一參照）長時間論戰したが結局事務局長の仲裁にて「本條は主義の問題として採決し從つて次條以下には必要なる除外例を設け實際の適用に支障なからしめん」との諒解の下に指名採決に問ひ十三對十七を以て本條を可決した、この際堀代表は最初の機會を捉へ『日本船主側は海員と言ふ中には高級海員を含まざる事として會議に來れるものなり是は豫め日本政府に問合せたるに勞働局より右樣の回答ありたるがために日本船主代表としては時間制に高級海員を含むものとしての論議には意見を留保す』と述べたるが列國委員の大多數は海員と言ふ中に高級海員を含むは當然の事なりと殆ど問題にされず次に岡崎海員代表も高級海員を含むや否やを決せられたしと述べたるに加奈陀の一委員の如き明白なる問題に就き日本委員の誤解を強ゆる爲めに時間を潰すは心外なりと敎圍き一人として賛成者なく最後に議長の仲裁說出で日本としては修正案として可否の說を別に提出するを可とすべしと云ひ之に次で内田政府代表は堀、岡崎兩代表の言を說明したる後『日本政府としては議長の言の如く改めて修正案を提出すべし』と表明し（註二參照）、印度代表は印度海員のために特別規定を要求した。本條の修正案討議に入つて日本政府代表並びに英國船主代表から提出した總べての士官を除外せんとする修正案は十對十八で否決、オランダ船主代表のナイ氏の船長機關長及び當直をなさない監督士官を除外する修正案は、十一對十四で可決、イタリ政府代表の人種並びに國籍に差別を置かない修正案については印度は反對、日本は賛成、九對十二で可決、英國海員代表マツクペイ氏の『碇泊中の勞働時間は一週四十四時間とし即ち土曜日の作業時間は四時間とすべく尙ほ時間制適用の細則は各國家において適宜決すべきである』といふ修正案は、長時間討議の末十六對十四で否決された。續いて船主側の出した帆船除外の修正案の討議に際して遂に破烈しオース

トラリア海員代表は政府と船主は常に結托して海員を壓迫するものである。これ以上の會議は無益だと說いて解散を主張し結局各派別々に會合して善後策を講ずることになつた。

（註一）英國及び日本の船主代表者が時間制問題討議に際して互に採つた態度については左の外電を參照することは便利であらう。

午後の委員會に於て英國政府代表委員會は突然左の如き宣言をなしたるがこは或る意味に於て會議に爆彈を投じたものと云ふ可し、曰く『英國政府代表委員は一日八時間一週四十八時間の原則に反對する者にあらず且各國海運界に於いて此の原則が現在如何なる程度迄實行可能なるやを決定する事に出來得る限り助力を惜むものに非ずと雖も英國海運界に於いて直ちに一週四十八時間の制度を適用すべしとの要求に對しては同意し難きものなる事を表明す』抑も英國政府委員の態度は當初より極めて曖昧にして時間制問題に對しても今迄意見を發表せず船主船員の間に立ち極めて困難の立場にありしも斯の如く或る意味に於て會議其物の根柢を搖るがす虞あるが如き宣言をなすべしとは誰人も豫想せざる處なりき同國船主代表にしてキユナード汽船會長なるブース氏が該問題を控へながら突然昨夜跡は代理に任せて歸國したるは豫め政府と打合せありたるものと想像するに難からず而して英國政府が斯く船主側に勸かされたるは英國海運界の勁敵米國が此の會議に加入し居らざるより國家の海運政策上此の態度を必要と認めたる故には非ざるか猶我政府代表内田氏は此宣言後直に立ちて日本として逐條審議に移るに從ひて修正案を提出す可きが夫が容れられざる場合に於ては英國同樣の宣言なすやも知れずと默目を押したり（東朝ゼノア廿三日特發）

二十三日の海員時間制委員會に於て一日八時間一週四十八時間を標準とするの件を二十三票對七票にて可決し更に之を採用するや又は例外を許すやに就て議論あり政府側および勞働側代表は採用に贊成せしも船主側代表は不贊成を唱へ之に就て議論するを避くる事に決定せり英國船主代表サー・アルフレッド・ブースは「若し四十八時間制を認むる事とすれば船主は船を賣拂ひ或は製造し得ざるに至り現在の失業者は更に狼狽するに至るべし」と述べ席を蹴つて歸國したり但し同氏の顧問は今尙會議に出席し居れり（大毎二十三日特發）

尙ほ英國の船主船員各代表が採つた强硬なる態度の理論的說明については左の外電によるのが便利であらう。

予（大阪朝日特派員）は十一日發電の英國海員聯合會幹事ウイルソン氏の意見と對照する爲英國船主協會理事長にして英國船主代表顧問たるキヤスパート・ロース氏と會見したるが海員側が八時間制に對し態度の强硬なる程度に於て英國船主側は頑强に之に向ひ反對し居れるが驚くべきは一週四十八時間に反對せるのみならず一週五十六時間制に對してすらも反對して居る事なりロース氏は其反對理由九箇條を擧げて曰く

第一　華盛頓會議決定時間制は陸上勞働に對し作れるものにて性質を異にせる海上勞働には不適當なり

第二　從業中の海員は勞働時間及び娛樂の點に於ても八時間制制定の利益を受くる能はず

第三　右時間制一週五十六時間施行は船員の增加を意味す

第四　船員の增加は積載力を減じ從て船の儲け高を減ず

第五　右時間制實行の爲人員增加積載力減少に依る國家の受くる損害多し

第六　人員の急激なる增加は不熟練なる海員の增加を意味し能率及精神の點に於て損失する所多し

第七　時間外勞働に對する支拂は船舶運航に缺くべからざる訓練の精神に反す

第八　勞働時間問題解決の機關としては國內海員局あれば之れに據るべし

第九　英國海運界は戰時非常なる損失を蒙りたるを以て現在は右の如き海運界全體の發展を阻害する恐れある革命的變革を始むるに最も不適當の時機にあり

右に依つて觀るも英國海員側と船主側との時

問制に對する意見の相違は非常なものをあるを知るべし（大朝十二日ゼノア特發）

予は（大阪朝日特派員）十日英國海員聯合會幹事にして勞働黨代議士として英國勞働界及び英下院に鬱然たる勢力を有し今回の會議に英國海員側代表として來れるハヴロック・ウキルソン氏と會見したるが氏は不幸にも麻痺斯の爲め歩行を失ひ眩懸椅子に身體を投げ出すが如く持たせたるまゝ而も昂然たる態度にて英國海員側の態度を表明して曰く『今回の議題に就き吾人の第一に重大視すべきは一日八時間一週四十八時間問題なり吾人は陸上の勤務に此主義を採用すると同樣に海上にも嚴重に其採用を主張す入港中に嚴格に此時間制を實行せしむるのみならず航海中と雖も甲板部員は絶體的必要なる作業の外は土曜半日、日曜全部休日とし機關部員と雖も人員の增加と特種の作業配置に依り能ふ限り一週に一日の全休日を要す然し航海中右の休日を取り得ざりし者に對しては上陸後之に相當する休日を與へ其不可能なる場合には割增給與を請求す設備につきては小船にては船員の部屋としては一人宛現在百二十立方呎なるに對し四百六十と爲し是は小船に於ける船員の待遇從來は殊に惡しかりし爲めにして大船にては同一の要求は無理なるべきも少くも現在の二倍を要求せざるべからず次に第二第三の議題は共に佛國側より出でたるものにして何れも制定せざるべからざるは勿論なり最後の海員國際法規の制定の可能に關する考察の下に吾人は國際的最低賃銀を決せんとする案を有すと』同氏は以上の説明を爲すに先だち日本船員代表者は果して船員の眞の代表者なりやと頻に予（特派員）に質問した後曰く『予は開會當日各國船員代表者の嚴格なる資格審査を動議すべく眞正なる代表者ならざる者ある時は出席を拒み場合によりては代表者改選の爲め會議二箇月延期を主張すべく其容れられざるに於ては吾人自ら退場すべきのみ』尙十日午後岡崎海員代表は顧問等と共に余も同席しハヴロック氏と會見せるが氏は資格審査のことに就きて再び繰り返して力説せり此の調子にては開會當日より一悶着起るやも知れず（同十日特發）

（註二）高等海員問題について當時代表員が如何に苦悶せるかについては左の外電參考。

高等海員時間制問題に關し既報の如く內田政府代表は訓電を待ち居るも來らず自己の考へにて一應贊成に決したるが茲に治まらざるは船主側にして茲に高等海員上りの顧問等は協議を重ねたる結果日本に於ける海事局を始めの商船學校同窓會等に電報を送り日本高等海各社船內員等は普通海員等と共に時間制の下に立つを欲せずとの決議電報を送らせ之を會議の席上にて讀み上げるといふ策に出でんと夫々各方面に電報を發したるが今の處返電も一として來ず焦心し居れり（大阪廿三日特發）

尙ほ同問題については左の外電參照

二十九日海員勞働會議總會の開會に先たち議長ブランチュス男は日本海員協會（栖崎太郎氏）より來れる次の電報を讀み上げたり曰く『日本海員協會は其總會に於て日本の高級船員並に機關士の利益を眞に代表せるものは會員數三千五百名以上を有する我協會を除きて他に無く而もゼノアに開催中なる國際海員勞働會議に出席せる日本代表者の何人も吾々高級船員並に機關士を代表し居らずとの決議を滿場一致を以て可決したり』と然れども此の電報の如き抗議を受くへき責任者は此の會議に高等海員代表を送らざりし日本政府にありて勞働會議にあらず加之時間制の適用を受くる決心なるや否やに就ては一言も爲し居らざれは右電報の趣旨は極めて不定の嫌ひあり、此の電報と前後して日本政府より內田氏の下へも日本高級船員を時間制より極力除外せらるべき旨の訓電來れるも既に決定後の事なれば役に立たず內田代表は岡崎氏に同氏が高級船員を代表し居らざる理由と事情とを宣言書となして更に提出せしめ議長は總會にて之を朗讀せり（同三十日特發）

本三十日の海員勞働會議議長フオンテーヌ氏は日本海員勞働者代表岡崎氏の宣言書を朗讀せり曰く『余が會員代表として選ばるゝ前日本政府はゼノア會議に於ける海員なる語は上級海員を包含せざるものなりと余に告げたり余は忠實に日本下級海員を代表して働きつゝあるものにして上級船員を代表せず故に日本上級船員に關する意見に就ては可否何れにも

投票することを委任され居らす右の次第なるを以て本會議に於て投票の場合に余は日本商船船長及上級船員を除きて下級船員のみを代表するものなるを記憶に留められんことを望む』（同上）

國際海員會議の日本側代表者内田嘉吉氏は該會議の八時間勞働問題委員會に於て左の如き公式宣言をなし非常なる物議を起したり

『日本商船の高級船員及び機關士は一般に船員と別種階級に區別され居るを以て船長世に高級船員を講和條約中勞働條項の前へに指示されある勞働者の部類に屬せしむるは妥當ならずと認めらる日本政府の意見に依るに高級船員は監督又は支配階級の地位に在る人若しくは特に昨年の華盛頓に於ける勞働會議に於て可決されたる工場勞働時間限定に關する規定草案中の第二條の規定に依て遇せらるゝ信任ある地位に雇使さるゝ人々の部類に屬す從つて日本政府は現會議に於ける議事項目第一項の海員を包括せずとの解釋を採用したる該解釋は今春信すべき筋より出でたりと信せらるる報告に依りて確認されたるものなり右の事情の下に日本政府が高級船員に言及する所なく又現在の會議に於ける議事とは全然別物なりと思推さるゝ如上の諸問題を討議せんと欲せざりしは決して異とするに足らず斯る事情の下にゼノアに於ける國際海員會議に參列せる日本政府代表者は日本政府が此の規約草案中の諸條項を船長高級船員及び機關士に適用するの問題を留保せんとする旨を宣明するものなり』（國民ゼノア七月五日發）

尙ほ當時高等海員問題について國内の情況を一言ずれば、當局は曩きに各代表を選定する際には高等海員を包含すへきや否やについて種々考究した所、ワシントン會議の時間制條約案第二條第一項は『本條約の規定は監督若しくは管理の地位に在る者又は信任に基きて傭使せらるゝものに對しては之を適用せず』とあり、これを海上勞働の場合にも適用し得へきやは多少疑問なるも、其精神においては彼此共に何等悖る所なきものと考へた。しかし萬全を期するために國際勞働事務局に問合せたる所高等海員は海上勞働者の内に入らすとの返事もあり、すへてその方針にて取計ふたといふのである。しかるに意外にも高等海員を包含することゝなつたので、遞信省においては政府代表等の電報に基き二十五日外務農商務、遞信の各省聯合會を開き大體の方針を決定し、（その内容は當時秘密ではあつたか包含には反對であつたことは十分に推定された所である）二十六日の閣議にかけ正式に内田政府代表に、政府の意向として打電した。又三千有余の會員から成る我國唯一の高等海員團體たる海員協會においても、二十五日同事務所において理事及び評議員會を開き、結局專務理事楢崎猪太郎氏の名義において海員勞働會議に出席してゐる委員中には一人として高等海員の代表者なき旨を勞働事務局に宛て打電した。

休會後の會議において、英國海員代表ハ

ベロツク・ウイルソン氏は事情を述べて船主に妥協を切望し、「妥協するときは今なり此機を逸すべからず海員を陸員よりも劣等視すれば海員は過激派とならう」と論じ、英國船主代表カスバート・ロウ氏これに應酬したが（註三）結局事務局長の斡旋によつて、双方一層接近し熟議の上妥協點を發見するであらうといふことで、特別委員會を設けることゝなり、政府側からは英國ヒツプウツド氏佛國リオ氏使用者側からは英國ロウ氏デンマルクホスト氏海員側からは英國マクベイ氏オーストラリア國バーク氏が選出された。この特別委員は議長ヒツプウツド氏の提案によつて各論點を審議すること五日、漸く七月一日午前に至り報告書を各委員に配布して元の委員會を再開した。

（註三）二十七日の特別會議にては英國海員側にてウイルソン氏が從來は僂麻質斯の爲多くは代理を出しゐたるを今回は陣頭に現はれ資本家殊に英國資本家の頑冥なるを指適し之に對し英國資本家代理ロース氏も亦應酬甚た努め會議は末だ嘗て見さる緊張を示したり修正案の骨子は既報の如く入港中は一週の勞働を

四十四時間とし土日曜は四時間とずるにあるが英國海員に取りては之は既得の權利にして濠洲の如きは一週四十時間制を實行し居る有様なれば海員側の此主張は全く眞摯なり而して資本家側は之に對し一周四十八時間制に於て既に讓歩しあれば之れ以上讓歩は出來難しとて之亦極めて頑强の態度をとり形勢は稍行き駐れり（大朝二十七日ゼノア特發）

該報告書に依れば、時間問題に關する各論點を三分し、第一は全員一致にて可決したもの七、第二は二對四の多數にて可決したもの四、第三は可否相半したもの二、第四は三と一と二一とに分れたもの三を列擧し、別に議論の基礎として用ゐた一條約案を添付したものである。委員會はこれによつて逐條審議し遂に右の持別委員六名に事務局長及び法律顧問ハドソン博士を加へて起草委員會を組織し、前文及び十箇條から成る條約案を調製し、七月五日各委員に配布し委員會はこれによつて又討議を開始した。第一條討議の際に內田氏は八時間制から總べての士官を除外する修正案を提出したのであるが、七對十九票で否決され却つて「次條以下の際除外例に從ふ」といふナイ氏の修正案が通過した。又英國政府委員は四十八時間の原則は機關部員に對する外認め難く甲板部員は五十六時間司厨部員は七十時間とせざれば贊成し難いと宣言した。第二條については三直制ある文字を削り總べて正確なる時間數を以て規定せんとするカナダ代表ムーア氏の修正案も三直制は連續作業として交替制に依ることの必要なる場合に限るといふ堀氏の修正案も共に否決せられ、次に佛國政府代表リオ氏の提出した「八時間又は四十八時間原則に對し日曜の作業は金錢若しくは休暇の補償を以て又は增員によりて繼續し尙ほ航運に必要なる場合には金錢若しくは休暇の補償を以て超過時間の作業を許す旨の修正案は十二對十七で可決された。第五條のインド人持殊待遇の條項については論議沸騰したが結局原案通り可決された。かくの如く全部の審議を經て條文を整理し簡單なる報告が出來これを議事錄中に印刷して發表し、七月六日午後の第十六回委員會を以て同委員會の事業は終了した、その報告中に曰く「本條約案は第一條中に「但し以下の除外例に從ふ」との字句を附し嚴正なる原案を大に緩和したりと雖も尙ほその採決に當りては十四名は之れに不贊成の意志を表明したり」と。

時間制委員會案

前文「未タ之ヲ實行セサル所ニ於テハ其ノ到達スベキ標準トシテ一日八時間又ハ一週四十八時間制ノ採用ヲ目的トスヘシ」トノ平和條約ノ規定ヲ茲ニ確認ス

第一條　學術研究ノ爲ニ使用セラルヽ船舶及ヒ其他種類ノ如何ヲ問ハス公私船舶ニ雇入レラレタル船員船內ニ於ケル實質上ノ作業時間ハ船長及ヒ當直ヲナサルヽ監督士官ノ外男女年齡國籍若シクハ人種ノ區別ナク一日八時間又ハ一週間四十八時間或ハ一週以上ニ亘ル期日ニ付キテハ同一ノ割合ニ制限スヘシ但シ次條以下ノ規定及ヒ除外例ニ從フヘキコト

第二條　機械力ニ依リ運轉セラルヽ總噸數二千噸以上ノ航洋船ニ於テハ本協約ノ批准後一箇年ヲ限リトシ甲板部員及ヒ機械部員ノ航海中ノ作業ハ三直制ニ依ルヘシ

是等ノ船舶ニ於ケル航海中ノ作業時間ハ一週間ニツキ四十八時間タルヘク日曜日ニ於ケル作業ハ相當ノ休憩若クハ金錢ノ補償ヲ爲スコトニ依リ又ハ其ノ目的ヲ以テ增員シ

タル船員ラシテ繼續セシムヘシ日曜日ニ作業ヲナスモノニハ七日毎ニ一日ノ休養ヲ與フヘシ

入港、出帆若クハ其ノ他ノ必要ニ應シ次條ノ規定ニ依リ船長ノ命シタル超過作業時間ハ一週ニ付キ十四時間又ハ一箇月ニツキ六十時間ヲ超ユルコトヲ得ス此ノ範圍ニ於テ作業セシメタル超過時間ニ對シテハ補償的休養ヲ與フヘク然ラサル場合ニハ賃金ノ支拂ヲナスヘシ

此種ノ船舶ノ碇泊中ノ作業時間ハ總テノ階級ヲ通シテ一週四十五時間タルヘク即チ月曜日ヨリ金曜日マテハ一日八時間又土曜日ハ五時間ヲ超ユルコトヲ得ス若シ作業時間ノ超過ヲ來ス時ハソノ超過シタル時間ニ對シテハ休養ヲ以テ補償スヘク然ラサレハ賃金ヲ支拂フヘシ

第三條　機械力ニ依リ運轉セラルヽ總噸數二千噸以上ノ航洋船ニツキ前條ニ規定シタル原則ノ適用方法ハ船舶所有者及船員ノ各團體ト協議ノ上制定シタル規定ニ依リ定ムヘシ

第四條　第二條及第三條ニ規定シタル以外ノ總テノ船舶ノ作業時間ニ關スル規則ハ船舶所有者及船員ノ各團體ト協議ノ上定ムヘシ但シ事情ノ許ス限リ機械力ニ依リ運轉セラルヽ總噸數二千噸以上ノ航洋船ニツキ定メタルト同樣ノ原則ニ遵フヘシ

是等ノ規則ハ本協約ノ批准後滿一箇年以内ニ採用スヘシ

第五條　印度人海員ノ勞働時間ニ關スル規則ハ船舶所有者及ヒ印度海員ノ各團體ト協議ノ上之ヲ定メ印度人海員ノ現在ノ作業時間數ヲ減殺スヘキ規定ヲ設クヘシ

第六條　左ノ各號ノ場合ニ於テハ毎日ノ作業時間ヲ延長セシムルコトヲ得

(一)救援救助、濃霧、坐礁、火災又ハ其他本船ノ安全ニ關スル場合ニ於テハ無制限ニ延長スルコトヲ得、其ノ判斷ハ船長ノミ之ヲ爲スコトヲ得

(二)如何ナル場合タルヲ問ハス航海中病人若クハ負傷者ヲ上陸セシメ其際直ニ代員ヲ雇入ルヽコトヲ得サルトキ

第七條　船舶ニ於テ從事セシムヘキ作業時間數ニ關スル陳述ハ總テノ船舶ノ船員トノ雇入契約中ニ記入シ雇入契約條項ノ一トナスヘシ尙此ノ契約ノ履行サレサル場合ニハ海員カ該船舶ノ船長又ハ船舶所有者ヲ訴追シ得ル樣適當ノ文句ヲ使用シ且ツ其ノ手續ヲ定ムヘシ

第八條　無線電信技手又ハ家蓄取扱者（Catteman）等ハ本協約中ニ包含サレサルモノトス

第九條　船員ノ增加ニ因リ必要トナルヘキ船員室其他船員ノタメノ船内設備ノ改造ニ際シテハ既ニ各一人當ニ確保セラレタル保健上ノ狀態ノ實效ヲ減少スルコトヲ得ス

本協約ノ實施ニ當リ各國ニ於テ現ニ效力ヲ有スル法令ハ引續キ效力ヲ有セシムヘシ

各國ハ船員室其他船員ノ爲メ船内設備ニ關スル情況ヲ國際勞働事務局ニ通知スヘク事務局ハ本件ニ關シ國際的規約ヲ設ケ得ヘキヤ否ヤ及ヒ其ノ目的ヲ以テ各加入國ノ會合ヲ爲スヘキヤ否ヤヲ攻究スヘシ

第十條　各國ハ船員ノ作業時間ノ規定ニ關シ如何ナル方法ヲ講シタルヤニ就キ時々國際勞働事務局ニ詳細ナル報告ヲ爲スヘク事務局ハ是等ノ報告ヲ各加入國ニ通知スヘシ

B　本會議

右の報告は七月六日午後から同十日まで本會議に附議せられた。前文並びに第一條については、イギリス、ノルベー、スエーデン等の船主側は硬更に反對し、イギリス、オーストラリヤ、イタリ等の海員側並びに佛國代表全部は盛に採用を力說し、激論數時間にして採決したが前文は贊成六十五反對五第一條は贊成四十八反對三十を以て何れも可決

第二條については英國政府代表サー・バーロー氏は四十八時間原則の適用の困難なる所以と補償を以てする超過時間制の不合理を非難し、甲校部員は船長並びに當直をなさざる監督士官の外航海中の作業

時間を五十六時間司厨部員は一日十時間尙ほ碇泊中の作業時間は總べて四十八時間とし、これに關する規則は各國内において「ワシントン會議か陸上勞働者に對し制限した時間數を超過しない範圍内において定むること但し現に碇泊中四十八時間より少き勞働時間を實行しつゝある場合はこれに從ふ」趣旨の修正案を提出し通過を見ざる以上は條約案は贊成し難いと宣言した、大議論後贊成四十六反對三十二で原案可決した。ここにおいて三分の二を占めない同案の運命は明白であるため事務局長は妥協點を求め結局成立する運びに至るやう今一度委員會に附することを勸告したが、英國政府委員も海員代表も共に無益なりと主張した。採決の結果多數決を以て委員會に戻さずして土曜日までに結了せしむべき方法を可決し、續いで修正案を討議した。

第三條は難なく可決、其他十條に至るまでの逐條討議については多少盛なる議論もあつたが大なる困難もなく可決され七月九日午後十は二時半を以て全部の審議すんだ。

それから議案は起草委員において整理せられ再び十日午前の本會に上げられた所、オランダ政府代表ノレン氏イギリス海員代表マックベー氏イタリ海員代表ジュリエッチ氏等は贊成者として、又英國船主側カスハード・ロウ氏等は反對者として論爭した結局採決した所、贊成四十八對反對二十僅かに〇・六の差を以て所定數を制することができず本條約案は不成立に了つた本案の贊否は次の通りである(註四)

贊成　ドイツ三、アルゼンチン三、ベルチアム三、カナダ三、チリー一、フランス四、デンマルク一、スペイン一、イキリス一、キリシヤ三、インド一、イタリ三、日本一、ノルベー一、オランダ四、ポーランド一、ホルトガル一、ルーマニア二、セルブ・クロアートー一、スエーデン三、チエック二、ウルゲー一ベネヅエラ一。

反對　ドイツ一、日本三、ベルヂアム一、ノルベー三、カナダ一、ホルトガル二、デンマルク三、サイアム二、スペイン二、スエーデン一、イギリス三、チエック一、ギリシヤ一イタリー一

(註四)その當時各國殊に日本の船主船員各代表側が時間制問題につき如何なる態度を採りたるかについては左の外電參考

元來時間に對しては佛國は既に本國に於て決定せるものあるを以て政府、船主、海員一致して自國の時間制を各國に適用せしめんとし英國は國家の體面上之に從ふを悅ばず加之英國側ハ船主と海員とは寧極端にありて互に相讓らす又スカンヂナウヤア諸國も造船及び石炭の關係上英國其他の諸國に比し不利の位置にあるを以て是れ亦佛國案に讀らんとせす斯くの如く時間制問題は國際闘爭と階級闘爭とが種々の形式に於て相交錯せるを以て容易に之が解決を見る能はざる形勢にあり而して日本政府代表及び海員代表の主張は共に佛國案に接近しつゝあるも船主側は當に英國船主側と歩調を一にして頗强なる態度に出でつゝあり(大朝ゼノア七月三日特發)

ゼノア海員勞働會議の勞働時間査定委員會に於て堀啓次郎氏演說し望月益太郎氏之を英語に飜譯せり曰く「一日八時間一週四十八時間制は委員會によりて決定されたり故に吾人は是は認容し吾人之を好むと好まざると一論無く是の主義を勞働時間に適用せんとす此は將來に於て公定勞働時間の極限なり其れにも拘はらず委員會は目下港内碇泊中一週四十四時間勞働を要求せんとしつゝあり吾人は委員會が此の手段を執るの理由を發見するに苦しむ

或國に於ては土曜日四時間の勞働は概に習慣となり居れり然りと雖も之を以て一般狀態及び勞働組織全く異なる國々に此習慣を强制せんとするの理由とはならざるのみならずゼノア大會の目的は船内にて採用さるべき勞働時間に關し萬國の諒解を得んとするに在るを以て一國に行はるゝ習慣を諸國に强制せんとするは甚しき謬りなり或場合に除外例を作るべきは講和條約に明白に記載されたる所なりとす日本に於ける工業若しくは土地耕作に雇傭さるゝ勞働者の勞働時間に關しては曩に華盛頓勞働會議は日本が準備として向ふ五年間特別の勞働時間を適用すべきを承認せられたるが海上勞働に關しては日本に於ける該勞働狀態は既に高き發展の階段に到着し居れるを以て勞働者及び使用人の場合に於ける除外例となすべき何等の必要是無しとせり然し乍ら若し一周四十四時間制度が採用されんか既に周四十八時間として決定せる協定の制限を超ゆることとなるべし更に考慮すべきは華盛頓會議に於て陸上の工場に對して一周に九時間半を許可せる事なり若し直に四十四時間制を行ふ事とせば海上勞働の上に急激なる變化を與ふべし斯る狀態は陸上の工場勞働者の精神に强き影響を與ふるに相違無し斯の如きは更に重大なる形勢を誘起するものにして聽て日本に於ける產業組織を其の根底より覆すものなり是等の理由を以て勞働時間を一週間四十四時間に制限せんとする主義に對し余は頑强に反對す汗は既に標準勞働時間として容認されたる限界を超ゆるものなればなり

八時間制に關する六名の妥協委員は一日其の結果を本委員會に報告せしが主要點に就きては全然何等の一致點を見出し難きを暴露したり此分にては八時間制に就き何等かの決定を見るとしても骨拔きのものたらん（同紙七月二日ゼノア國際發）

不成立の勞働時間に關する條約案

國際聯盟ニ屬スル國際勞働團體ノ總會ハ國際勞働事務局理事會ニ依リ千九百二十年六月十五日「ゼノア」ニ召集セラレ其ノ會議事項第一ニ掲クル昨年十一月華盛頓ニ於テ採擇セラレタル一般ノ工業的企業特ニ海上竝ニ內地水路ノ運送業ニ於ケル勞働時間ヲ一日八時間一週四十八時間ニ制限スルノ條約案ヲ海員ニ適用スルニ付キ必要ナル事項及其ノ船舶乘組員數及船員室及保健ニ關スル規則ニ及ホス影響ヲ考慮シタル後該提案ノ採擇ヲ決議シ且ツ之ヲ國際條約案ノ形式ト爲スヘキモノナル事ヲ決定シタル上國際勞働團體ノ構成員タル各國ノ批准ヲ得ルタメ千九百十九年「ウエルサイユ」條約千九百二十年六月四日ノ「ゲラントリアノン」條約ノ勞働ニ關スル條章及特ニ千九百十九年六月二十八日「ヴエルサイユ」條約中ノ「各國ハ一般工業ニ於テ未タ一日八時間又ハ一週四十八時間制ヲ實行スルニ至ラサル諸國ニ於テハ事情ノ許ス限リ之ヲ其ノ到達ノ目標トシテ採用スヘシ」トノ條文ヲ尊重シ左ノ條約案ヲ採擇セリ

第一條

一、本條約ノ適用ニツキ就業時間トハ純然タル正味勞働時間卽チ各船長ノ命令ニ依リ船員室以外ニ於テ使役セラル、時間ノミヲ謂フ

二、船舶トハ其ノ種類及所有者ノ公私如何ヲ問ハス航海ノタメニ使用セラル、モノヲ謂ヒ軍用艦船ヲ除ク外學術教習ノ爲メニ使用セラル、船舶ヲモ包含ス

三、國際勞働團體ノ構成員タル各國ハ各自ニ海上航運ト內地水路航運トノ區別ヲ定ム可ク其ノ決定シタル事項ハ國際勞働事務局ニ通告スヘシ

第二條　總テノ船內ニ於ケル就業時間ハ船長及當直ヲ爲ササル監督士官ヲ除クノ外男女年齡國籍若シクハ人種ノ區別ナク一日八時間又ハ一週四十八時間若クハ一週以上ニ亘ル期間ニ就イテハ同一ノ割合ヲ超過スル事ヲ得ス但シ次條以下ノ規定及除外例ニ適フヘキモノトス

第三條　機械力ニ依リ運轉セラル、總噸數二千噸及以上ノ船舶ニ於ケル航海中ノ就業時間數ハ總テノ船員ニ付キ一週四十八時間ヲ超過スル事ヲ得ス日曜日ニ於ケル作業ハ相當ノ休養若クハ金錢ノ補償ヲナスコトニ依リ又ハ其ノ目的ヲ以テ增員シタル船員ヲ以テ繼續スヘシ

此種ノ船舶ニ於ケル碇泊中ノ就業時間數ハ總テノ船員ニ付キ一週四十八時間ヲ超過ス

ルコトヲ得ズ若シ其船舶所屬國ノ法律ニ依リ既ニ一週四十八時間ヨリモ少ナキ時間制ヲ實行シツツアル場合ニハ其ノ時間數ヲ超過スルヲ得ス各國ハ千九百十九年十一月ノ華盛頓ニ於ケル勞働總會ニ於テ採用セラレタル工業ニ於ケル勞働時間制ニ關スル協約案ニ於テ定メラレタル勞働時間數ヲ超過セサル範圍内ニ於テ各自ニ碇泊中ノ就業時間數ニ關シ規則ヲ制定スル事ヲ得

入港出港其他必要ナル場合ニ第八條第一項ノ規定ニ依ラスシテ該規定以外ニ船長ノ命令シ得ヘキ超過就業時間數ハ一週ニ付キ十四時間一箇月六十時間ヲ超ユルヲ得ス此ノ超過時間ニ對シテハ補償的休養若クハ超過賃金ヲ支拂フヘシ

此種船舶ニ於テハ甲板部員機械部員ニ就テハ三直制ヲ適用スヘシ但シ作業ノ性質ニ依リ連續交替制ニ依ルヲ必要トスルモノハ此ノ限リニアラス

第四條　機械力ニ依リ運轉セラルヽ總噸數二千噸以上ノ船舶ニ付キ本條約ニ規定シタル原則ヲ適用スル方法ハ各國政府夫レ〳〵船舶所有者及船員ノ各團體ト協議ノ上制定シタル規則ニ依リ定ム可シ

第五條　第三條ニ規定シタル以外ノ總テノ種類ノ船舶ノ就業時間數ニ關スル規則ハ夫レ夫レ船舶所有者及船員ノ各團體ト協議ノ上定ム可シ但シ事情ノ許ス限リ機械力ニ依リ運轉セラルヽ總噸數二千噸以上ノ船舶ニ付キ定メラレタルト同樣ノ原則ニ遵フヘシ

第六條　印度人海員ノ勞働時間ニ關スル規則ハ夫レ夫レ船舶所有者及印度海員ノ團體ト協議ノ上之ヲ定メ印度海員ノ現在ノ就業時間數ヲ減殺スヘキ規定ヲ設ク可シ

第七條　船舶ニ於テ從事セシム可キ就業時間數ニ關スル陳述ハ總テノ船舶ノ船員トノ雇入契約中ニ記入シ雇入契約條項ノ一ツト爲ス可シ

尙該契約條項ニ違反シタル場合ニハ海員ヲシテ該船舶ノ船長又ハ船舶所有者ヲ訴追シ得ル樣各國ニ於テ適當ノ規定ヲ設クヘシ

第八條　左ノ場合ニ於テハ本條約ニ規定スル就業時間數ヲ延長スル事ヲ得

濃霧、坐礁、火災、若クハ其他ノ不可抗力ニ因リ本船又ハ船内ニ於ケル人命ノ安全ニ關スル場合

他船ノ救援救助若クハ人命救助ノ必要ナル場合

航海中疾病負傷災害若クハ其他同性質ノ原因ニ依リ船員ヲ上陸セシメ代員ヲ雇入ルヽ事ヲ得サルトキモ亦就業時間數ヲ延長セシムル事ヲ得

第九條　本條約ニ規定スル就業時間數ノ減殺ニ因リ必要トナルヘキ船員ノ增加ニ伴フ船内ノ改造ニ際シテハ既ニ各一人宛ニ確保セラレタル保健狀態ノ實質ヲ減殺スルコトヲ得ス本協約ノ實施ニ當リ各國ニ於テ現ニ效力ヲ有スル法令ハ引續キ效力ヲ有セシム可シ

本條約ヲ批准スル各國ハ船員室其他船内設備ニ關スル情況ハ總テ國際勞働事務局ニ通知スヘシ

第十條　本條約ノ規定ハ無線電信技手トシテ雇入ラレタル者ニ之ヲ適用セス又本條約ノ規定ハ貨物トシテ積ミ込ミタル生畜ノ取扱者トシテ特ニ雇入レタル者ニ適用セス

第十一條　本條約ヲ批准スル國際勞働團體員タル各國ハ本條約ニ規定シタル船員ノ作業時間制ノ實行ニ關シ如何ナル方法ヲ講シタルヤニ付キ毎年國際勞働事務局ニ報告ヲナスヘシ事務局ハ是等ノ報告ヲ他ノ國際勞働團體員タル各國ニ通告ス可シ

第十二條　本條約ヲ批准スル各國ハ其ノ屬民地、保護國及屬地ニシテ完全ナル自治ヲ有セサルモノニ左ノ條件ノ下ニ之ヲ適用スル事ヲ約ス

(イ)其ノ規定ハ土地ノ狀況ニ照シ適用不能ニ非ラサル事

(ロ)其ノ規定ヲ土地ノ狀況ニ適應セシムルタメ其ノ規定ニ對シ必要ナル變更ヲ加フルコトヲ妨ケサルコト各國ハ其ノ殖民地、保護國及屬地ニシテ完全ナル自治ヲ有セサルモノニ付キ其ノ執行スル措置ヲ國際勞働事務局ニ通知スヘシ

第十三條　千九百十九年六月二十一日「ヴエルサイユ」條約第一編千九百十九年九月十日ノ「サンジエルマン」條約千九百十九年十二月「ニウイリー」ノ條約及千九百廿年六月四日ノ「グランドリアノン」條約ニ規定スル條約ニ從ヒテ爲サレタル本條約ノ正式ノ批

准ハ登錄ノタメ國際聯盟事務總長ニ通告スヘシ

第十四條　國際勞働團體ノ構成員タル二國カ國際聯盟事務局ニ本條約ノ批准ヲナシタル時事務總長ハ國際勞働團體ノ構成タル一切ノ國ニ對シテ之ヲ通告スヘシ

第十五條　本條約ハ國際聯盟事務長カ前條ノ通告ヲ發シタル日ヨリ效力ヲ發生シ且ツ事務局ニ其ノ批准ヲ登錄シタル國ノミヲ拘束ス元來本條約ハ事務局ニ其ノ批准ヲ登記シタル國ニ對シ該登錄ノ日ヨリ效力ヲ發生ス

第十六條　第十五條ノ條件ノ下ニ本條約ノ批准ヲナス各國ハ其ノ批准ノ時ヨリ一箇年以內ニ其ノ規定ヲ施行シ且ツ其ノ規定ニ必要ナル措置ヲ執ルヘキコトヲ約ス

第十七條　本條約ノ批准ヲナシタル各國ハ本條約カ初メテ其ノ效力ヲ發生シタル日ヨリ五箇年ヲ經過シタル後ニ於テハ國際聯盟事務總長ニ宛テタル登錄ノタメニスル通告ニ依リ之ヲ廢棄スルコトヲ得、廢棄ハ事務局ニ其ノ登錄ヲナシタル日ヨリ一年ヲ通過スルニ非サレハ效力ヲ發生スルコトナシ

第十八條　國際勞働理事會ハ勞働總會ニ對シ少クトモ十年ニ一回本條約施行ニ關スル報告ヲ提出シ且ツ其ノ改正又ハ變更ニ關スル問題ヲ總會ノ會議事項中ニ加フヘキヤ否ヤヲ審議スヘシ

第十九條　本條約ハ佛蘭西語及英吉利語ノ本文ヲ以テ其正文トス

C　時間制問題のプラツセル再協議

國際海員同盟大會は總會議中の最重要問題たる本問題の不成立となつた餘憤を懷きながら八月五日より同十二日に渉りプラツセルにおいて開會された(但し日本海員勞働代表は費用自辯の不可能といふ事情でこの同盟に加入も出席もしなかつた)。この會議においてベルジアム海員代表者等はゼノア會議が海員に對する一週四十八時間制條約案を成立せしめなかつた事實を指摘し國際總同盟罷業を惹起する準備目的を以て直ちに國際的活動をなすの決議案を提出した。しかし討議の結果フランス代表者等の提案を容るることになり直接に總同盟罷業の手段に訴ふることを避け先づ代表者を選出して、國際勞働事務局長に交渉し同局長をして船主船員兩側の仲裁會組織の任に當らしむることとし總同盟罷業の準備及び實行はこの交渉不成立の後に決行することにした。この交渉の任に當つたものはダム氏(同同盟會書記)、チヤンバース(イギリス)及びリベリ氏(佛)の三人であつた。かくて交渉の結果は事務局長の仲介となり國際船主同盟會の受諾となつて明年一月二十三日プラツセルにおいて各同盟代表者等會合して本問題につき商議することとなつた。そこで國際海員同盟においては、海員代表者を特にマルセーユに召集してこの交渉顚末を報告した當時リベリ氏は佛國の諸新聞紙に勞資仲裁會成立の意義重大なることを高唱してから言つた『これは現時の最重大事件である。何となれば各國の政府及び議會の援助に頼らずして船主、船員の有力なる二同盟が――その各自の經濟的勢力は明々白々であり、且つ二者何れも海上交通を停止することによつて世界の死活を掌握してゐるものが今日に至るまで船主團から常に妨害のみ受けてゐた海員勞働に關する規定の適用手段を共同にて攻究する運びに立至らしめたからである云々』

2.　失業委員會及び本會議

失業問題に關しては重要なる困難なくして委員會會案成立したるが、本會議にお

いても同様にて紹介機關の條約案は賛成七十三反對一棄權二にて採擇、海難に因る失業保險の條約案は賛成七十の反對なしにて採擇、失業保險の勸告案は六十六票を以て採擇、又本件に關する決議案は五十一票を以て可決され、次でこの決議によつて設置さるべき聯合委員會委員として船主側からスウエーデン、ペルヂアム、日本(堀氏)、カナダ、イギリス、海員側からはフランス、イタリ、ドイツ、ノルベーの諸國から九名を擧げ可決した。

A 船員ノ職業紹介機關ニ關スル條約案

一九二〇年六月十五日「ゼノア」ニ召集セラレタル國際勞働總會ハ船員ノ職業紹介機關ニ關シテ左ノ條約案ヲ採擇スルコトニ決議シタリ(以下前文省略)

第一條　本條約ニ於テ船員トハ航海ニ從事スル船舶ニ雇入レラレタル者ノ内高級船員以外ノ全部ヲ謂フ

第二條　船員ノ就職紹介ノ事務ハ個人タルト團體タルトヲ問ハス營利ノ目的ヲ以テスル商業的企業トシテ之ヲ行フコトヲ得ス又個人タルト團體タルトヲ問ハス船舶ニ對シ船員ヲ紹介スルコトニヨリ直接タルト間接タルトニ拘ハラス手數料ヲ徴收スルコトヲ得ス各國ハ其國法ニ依リ本條規定ノ違反ニ對スル罰則ヲ定ムヘシ

第三條　前條ノ規定ニ拘ヘラス個人若クハ團體ニシテ現ニ營利ノ目的ヲ以テスル商業的企業トシテ船員ノ就職紹介ノ事務ヲ行ヒツヽアルモノハ當分ノ内政府ノ鑑札ヲ受ケ其ノ業務ヲ行フコトヲ得但シ關係當事者ノ權利ヲ保護スル爲メ政府ノ檢査ト監督トヲ受クヘキモノトス

本條約ヲ批准スル各國ハ其ノ國ニ於ケル船員ノ紹介ヲ營利ノ目的トスル商業的企業者ナナル可ク早ク絶滅スルタメ總テ實行シ得ヘキ措置ヲ盡スヘキコトヲ約ス

第四條　本條約ヲ批准スル各國ハ船員ノ無料就職紹介ニ關シテ有效ニシテ完全ナル公設紹介所ノ制度ヲ設ケ且ツ之ヲ維持スヘシ、此ノ制度ハ

一、中央官廳管理ノ下ニ船舶所有者及ヒ船員ノ各代表的團體ノ共同經營ニ依ルカ又ハ

二、右ノ共同施設ナキ場合ニハ國家自ラ之ヲ行フモノタルヘシ

總テ之等ノ就職紹介所ノ事務ハ海上ノ實務ニ經驗ヲ有スル者ニ依テ行ハシムヘシ

一國内ニ種類ヲ異ニスル紹介所併存スル場合ニハ此等紹介所ノ運用ヲ全國ニ亘リ調整スル必要ナル措置ヲ執ルヘシ

第五條　此等ノ就職紹介所ノ運用ニ關スル事項ニ付キ意見ヲ徴スル爲船舶所有者及船員ヨリ同數ノ代表者ヲ出シ委員會ヲ組織スヘシ、各國ハ此ノ委員會ノ權限ヲ定メ特ニ其ノ委員長ヲ其ノ會員以外ノ者ヨリ選任スル件、國家監督ノ範圍及ヒ委員會カ船員ノ福利ニ貢獻セムトスル人ニヨリ扱助ヲ受クル件等ニ關シ規定ヲ設クヘシ

第六條　船員ノ就職紹介ニ關シ船員ニハ其ノ乘船スヘキ船舶ニツキ又船舶所有者ニハ其ノ採用セムトスル船員ニ付キ夫々選擇ノ自由ヲ許スヘシ

第七條　雇傭契約又ハ契約條項中ニハ關係當事者ノ權利ノ保護ニ關シ必要ナル規定ヲ設ケ且ツ船員ニ其ノ雇傭契約締結ノ前後ニ此等ノ契約條項ヲ檢査シ得ル樣適當ノ便宜ヲ與フヘシ

第八條　本條約ヲ批准スル各國ハ本條約ニ定ムル船員紹介(必要アル時ハ公設紹介所ニ依リ)ノ便宜ヲ本條約ヲ批准シ且ツ產業ノ狀況カ概シテ同樣ナル他ノ總テノ國ノ船員ニモ利用セシムル樣適當ノ措置ヲ爲スヘシ

第九條　各國ハ各自ニ本條約ニ規定スルト同樣ナル條項ヲ甲板部及機關部高級船員ニ對シテモ採用スヘキヤ否ヤヲ定ムヘシ

第十條　本條約ヲ批准スル各國ハ船員ノ失業ニ關スル狀況統計又ハ其他有用ナル事項及ヒ職業紹介所ノ事業ノ報告ヲ國際勞働事務局ニ通告スヘシ

國際勞働事務局ハ關係各國ノ政府又ハ團體ト協定ノト各國ニオケル船員就職紹介所ノ間ニ運用ノ調整ヲ圖ルヘキモノトス

第十一條　以下略(本條約ヲ批准スル各國ノ

施行期日ハ一九二二年七月一日トシテ尙之ヲ殖民地保護國及屬地ニシテ完全ナル自治ヲ有セサリシ所ニ事情ノ許ス限リ適用スヘキコト及ヒ批准ニ關スル手續等ハ時間制條約案ニ同シ）

B　船舶ノ喪失又ハ難破ノ場合ニ支拂ハルベキ失業保險ニ關スル條約案

一九二〇年六月十六日「ゼノア」ニ召集セラレタル國際勞働總會ハ船舶ノ喪失又ハ難破ノ爲ニ生スル船員ノ失業ニ對シ失業保險制度ヲ設クヘキコトヲ審議シタル上左ノ條約案ヲ採擇スヘキコトヲ決議シタリ

第一條　本條約ニ於テ船員トハ航海ノ爲ニ使用セラルル總テノ船舶ニ雇入レラレタル總テノ者ヲ謂フ

本條約ニ於テハ船舶ノ公有タルト私有タルトヲ問ハス又其種類ノ如何ニ拘ハラス航海ノ爲ニ使用セラル總テノ船艇ヲ謂フ但シ軍用艦船ハ此ノ限ニアラス

第二條　船舶カ減失又ハ難破シタル時ハ船員ノ雇入契約ヲナシタル者ハ其ノ船舶ニ雇入レラレタル總テノ船員ニ對シ其ノ船舶減失又ハ難破ノ爲ニ生スル失業ニ對シ保險金ヲ支拂フヘシ

此ノ保險金ハ該船員ノ失業中其ノ雇入契約ニ基キ支給スヘキ給料ト同一ノ割合ヲ以テスヘシ但シ本條約ニヨリ失業船員ノ各員ニ支拂フヘキ保險金總額ハ二箇月分ノ給料ヲ超エサルモノトス

第三條　前條ニ定メタル保險金ニ對シテハ船員ハ該船舶ニ於テ實際ニ從事シタル期間ニ對スル給料ノ未拂分ニ對スルト同樣ノ先取特權又ハ其ノ他ノ方法ヲ以テ其ノ支拂ヲ確實ナラシムルモノトス

第四條　以下省略（本條約ナ批准シタル國ノ施行期ハ一九二二年七月一日トス殖民地ヘノ適用條件並ニ批准手續等ハ時間制ニ對スルモノト同樣）

C　船員ノ失業保險ニ關スル勸告案

一九二〇年六月十五日「ゼノア」ニ召集セラレタル國際勞働總會ハ船員ノ失業保險ニ關シ左ノ勸告案ヲ採擇スルコトヲ決議シタリ

「勞働總會ハ一九一九年十一月二十八日ワシントンニ於テ採擇セラレタル失業ニ關スル勸告案中ノ第三項ヲ船員ニ適用セシムルノ目的ヲ以テ國際勞働團體ニ屬セル各國ハ官營制度ニ依ルト又ハ失業セル組合員ニ給付ヲナスノ規則ヲ有スル組合ニ對シ政府ヨリ補助ヲ與フル制度ニ依ルトヲ問ハス難船又ハ其ノ他ノ原因ニヨリ生スル船員ノ失業ニ對シ有效ナル失業保險ノ制度ヲ設ケムコトヲ勸告ス

D　同上決議

一九二〇年六月十五日「ゼノア」ニ召集セラレタル國際勞働總會ハ茲ニ船員ニ對スル失業保險ニ關スル攻究ヲ爲スタメ聯合委員會ヲ設置シ且ツワシントン會議ノ決議ニ基キ既ニ國際勞働事務局ニ依リ設置セラレタル失業保險ニ關スル特別委員會ノ助力ヲ受クヘキモノナルコトヲ決議ス

3.　幼年使用禁止委員會及本會議

A　委員會

同委員會にては、國際法規を以て船員の最低年齢を制限せんとする主旨を擴張し、從事する作業の性質によりては即ち假令石炭夫火夫並びに夜間當直の職務は十四歳以上の幼年と雖も、尙ほ法律の保護を加ふる必要あることを認め、二箇條の案を起草した。即ち第一は第四條「十八歳未滿の者は石炭夫及び火夫として雇用することを得ず」といふのであつて、滿場一致にて採擇。第二は第五條「午後八時午前六時の間における夜間當直に關する年齢の制限」である。この年齢制限に關しては十六、十七、十八の三說あつたが最後に十八歳以下と決定した、尙ほ本案の實施期については國により現存の法律並びに慣習を改正し準備する必要あるが故に政府並びに船主

の便宜を計り一九二二年一月とした。

B 本會議

第四條及び第五條の討議に至つて内田氏は、兩條共に議題の範圍を超えたるものであるからこれを本案より削除し、別に平和條約第四百二條によつて四分の三以上の投票を得次回總會の議題となすを可とするの意見を述べ、イタリ及ひイギリス海員代表等は之れに反對し、殊に後者のヘンソン氏の如きは「極東における最も進歩的なる國家たる日本が少年勞働を主張せんがために政府代表をこの地に送れりとは驚くに堪えたり諸君が少年勞働者が熱爐中に苦役する狀を見ることありや」と述べて原案の通過に力めた。投票の結果十五對五十三の多數を以て兩條は削除された、しかし第四條は次期總會議の議題たらしむるや否について票決した結果十一對六十九の多數を以て採用せられ第五條は三分二の以上の得票がなかつたので否決された。

結局本件は最終採決において賛成七十棄權一を以て條約案として採擇された。

C 海員トシテ傭使シ得ル幼年者ノ最低年齢ヲ定ムル條約案

一九二〇年六月十五日ゼノアニ召集セラル國際勞働總會ハワシントンニ於テ採擇セラレタル十四歳未滿ノ幼少者ノ傭使ヲ禁スル條約案ヲ船員ニ適用セムトスル議題ノ第三項ヲ審議シ左ノ條約案ヲ採擇スルコトニ決議シタリ

第一條　本條約ニ於テ船舶トハ公有タルト私有タルトヲ問ハス又其ノ種　ニ拘ハラス航海ノ爲ニ使用セラルル總テノ船艇ヲ謂フ但シ軍用艦船ハ此限ニアラス

第二條　十四歳未滿ノ幼少者ハ船舶ニ於テ傭使スルコトヲ得ス但シ船舶ノ乘組員カ同一ノ家族ニ屬スル者ノミナルトキハ此ノ限ニアラス

第三條　學藝教習ノ爲ニ使用セラルル船舶又ハ練習船ニツキテハ公務署ノ認許ヲ受ケ且ツ其監督ヲ受クル場合ニ限リ第二條ノ規定ヲ適用セス

第四條　本條約ノ規定ノ實行ニ便ナラシムル爲各船舶ノ船長ハ其ノ船舶ニ於テ使傭スル十六歳未滿ノ者ニ關スル記錄書若シクハソノ契約條項並ヒニ其ノ生年月日ヲ登載シタル帳簿ヲ備付クルヲ要ス

第五條　以下略（批准シタル國ノ施行期日ハ一九二二年七月一日トス殖民地ニ適用スヘキ條約批准ノ手續等ハ時間制條約案ニ同シ）

D 同上決議

一、一九二〇年六月十五日ゼノアニ召集セラレタル國際勞働總會ハ「十八歳未滿ノ者ハ船舶ニ於テ火夫若クハ石炭夫トシテ傭使スルコトヲ禁止スル」ノ件ヲ次期ノ國際勞働總會ノ議題タラシムルコトヲ決議ス

二、一九二〇年七月十五日ゼノアニ召集セラレタル國際勞働總會ハ平和條約第四百二條第三項ノ規定ニ依リ「船舶ニ傭使スル總テノ幼少者ニ對シ健康診斷ヲ強行スヘキ」件ヲ次期ノ國際勞働總會ノ議題タラシムルコトヲ決議ス

三、ゼノアニ於ケル國際勞働總會ハ事情ノ許ス限リ總テノ港灣ニ於テ又如何ナル場合ニオイテモ必要ナル海運關係都市ニ於テ海員ニ對シテ技術的及ヒ補習的教育機關ノ施設ヲ爲サムコトヲ希望ス

4. 國際海員法制定委員會及び本會議

兩會議を通じて注意すべきことは、ノルベー海員代表の提出した少數意見としての左の決議案である。

國際勞働事務局が議題の第四たる海員法に關して集めたる各國海員法の報告を通觀するに二個の最も重大なる事項を發見したり第一は

この會議に加入せる多數國家の有する海員の狀態は殆んど奴隷に等しきこと第二は各國に毫もこの狀態を變更せんとする意志ある事を認むべからざることこれなり各國の報告を見るにその海員に關する契約條項は道義的に見るときは契約にあらず如何となれば契約不履行に對する義務並びに罰則は決して當事者雙方につき同等にあらざるを以てなり船主に對する罰則は一定の物質上の損害に過ぎざるも海員に對しては彼等の意志に反して勞働せしむるか然らずんは法律を以て規定したる身體拘束の懲役あり故に本委員會は各國政府に對し總べての法律より海員をして船舶が完全なる場合にその意志に反し勞働せしめ又は勞働契約に違反したる民法上の責任に對し體刑に處するの規定を廢止し海員をして法律上全然船主と平等の立場にあらしむべき事を勸告せんと欲す

右の少數意見は、結局國際海員法の制定に關して採用された決議案中に採用された所少くない。

條約案は最終採決において棄權三に對する六十九票を以て採擇、船員の自由權に關する決議案は贊成四十一反對十六にて採擇、「船員の花柳病防止に關する決議案」は無反對の六十一票を以て採擇となつた。

A 國際海員法ノ制定ニ關スル勸告案

一九二〇年六月十五日ゼノアニ召集セラレタル國際勞働總會ハ議題ノ第四タル國際海員法制定ノ能否ヲ考慮スルノ件ニツキ審議シタル上左ノ勸告案ヲ採用スルコト、爲シタリ

各國カ明瞭ニシテ組織的ナル國內法ヲ制定スル時ハ自國並ニ他國ノ船舶ニ雇入レラレタル船員カ共ニ其ノ有スル權利ト義務トニ關シ一層明確ナル理解ヲ有シ得ヘク又國際海員法制定ノ事業ヲ促進シ便宜ヲ與フヘキニ依リ國際勞働團體ニ屬スル各國カ船員ニ關スル法令ニシテ現ニ效力ヲ有スルモノヲ總テ單一ナル海員法トシテ取纏メムコトヲ勸告ス

B 國際海員法ノ制定ニ關シ採用シタル決議

本會議ハ各國ニ於ケル船員ノ雇傭契約カ二種ノ條項ヲ包含スルコトヲ認ム

(a) 公益ニ關スル公法的規定

(b) 船舶所有者又ハ船員又ハ兩者ノ利益ニ關スル私法的規定

本會議ハ左ノ諸原則ヲ肯定ス

(一)海員ノ雇傭契約ニオケル公法的規定ニ關シテハ事情ノ許ルス限リ各國同一ナルヘキコト

(二)雇傭契約ヨリ生スル船舶所有者ト船員トノ私法上ノ權利義務ハ嚴格ニ平等ノ基礎ニ置カルヘキコト

(三)船員ト船舶所有者トノ間ノ契約ノ不履行ニ對シテハ私益ト全然區別セラレタル公益維持ノ爲メノ公法的規定ニ反セサル限リ刑事上ノ犯罪トシテ取扱フコトヲ得ズ公益ニ反シタル場合ニ於テモ其ノ訴追權ハ全ク官廳ニノミ有セシムヘキコト

(四)雇傭契約的條項ノ不履行ニ對シテハ當事者双方カ全ク欠缺ナキ意志ノ自由ヲ以テ契約シタル場合ニ於テノミ民事訴追ヲナシ得ヘキコト

故ニ本會議ハ國際勞働事務局カ船員ノ雇傭契約及ヒ規律ニ關スル國際海員法制定ノ準備調査ニ方リ如上ノ主義ノ適用ニ留意シ且ツ將來國際勞働總會ニ附議セラルヘキ此ノ兩者ノ何レカニ關スル國際海員法草案中ニ成ルヘク以上ノ主義ヲ包含セシムヘキコトヲ希望ス

5. 船員ノ花柳病防止ニ關スル決議

國際勞働總會ハ商船船員ノ花柳病ノ防止並ニ其ノ治療ニ關シ國際的ニ積極的措置ヲナスコトノ必要ナルコトヲ認メ國際聯盟ノ衞生部カ本件ニ對シ遲滯ナク考慮ヲナサムコトヲ要望ス其特ニ注意ヲ要スル點ハ左ノ如シ

一、各主要港ニ於テ花柳病防止並ニ治療ニ關シ適當ナル施設ヲナスコト

二、商船ノ船員ニ對シ無料ニテ施藥治療ヲナス條件中ニ此ノ花柳病ヲ加フルコト

三、船員特ニ練習所ニ在ル者ニ對シ本件ニ關スル適當ナル智識ヲ與フルコト

四、各大商港ニ於テハ船舶所有者ト船員ヲ代

表スル共同ノ機關ニ依リテ運用セラルル船員ニ對スル娯樂機關ヲ施設スヘシ

本項ニ關シテハ特ニ國際勞働團體ニ對シテ其考慮ヲ拂フコトノ重要ナルコトヲ附言ス

6, 漁業ニ於ケル勞働時間ノ制限ニ關スル勸告案

一九二〇年六月十五日ゼノアニ召集セラレタル國際勞働總會ハ第一議題タルワシントンニ於テ採擇シタル勞働時間ヲ一日八時間又ハ一週四十八時間ニ制限スル條約案ヲ海員ニ適用スルノ件及ヒ其乘組定員並ニ船内設備其他保健上ノ規則ニ及ホス影響ヲ考慮シタル上漁業ニ從事スル勞働者ニ關シ左ノ勸告案ヲ採擇スルコトヲ決議シタリ

「一日八時間又ハ一週四十八時間制ヲ實施スルニ至ラサル諸國ニ於テハ事情ノ許ス限リ之ヲ其ノ到達ノ目標トシテ總テノ產業ニ採用スヘキコトヲ努ムヘシ」トノ平和條約ノ原則ニ從ヒ國際勞働團體ノ構成員タル各國ニ於ケル漁業勞働時間ヲ右ノ原則ニ從ヒ各國ニ於ケル漁業特殊ナル狀況ニ適應スルニ必要ナル規定ノ下ニニ之ヲ制限スヘキ法則ヲ制定セムコトヲ勸告ス尙此ノ法規ノ制定ニ當リテハ各國政府ハ關係使用者並ニ勞働者團體ニ諮議スヘシ

7. 內地水路航運ニ於ケル勞働時間制限ニ關スル勸告案

前文「一日八時間又ハ一週四十八時間ノ制ヲ實施スルニ至ラサル諸國ニ於テハ事情ノ許ス限リ之ヲ其ノ到達ノ目的トシテ總テノ產業ニ採用スヘキコトヲ努ムヘシ」トノ平和條約ノ宣言ニ依リ一九二〇年六月十五日ゼノアニ召集セラレタル國際勞働總會ハ左ノ勸告案ヲ採擇スルコトニ決議シタリ

第一條　國際勞働團體ノ構成員タル各國ニシテ未タ其ノ規程ヲ有セサル場合ニハ內地水路ノ航運ニ從事スル船員ノ勞働時間ヲ前文記載ノ趣旨ニ從ヒ關係使用者並ニ勞働者ノ團體ト協定ノ上各國ニ於ケル內地水路航運ニ特殊ナル地理的乃至產業的狀況ニ適應スルニ必要ナル規定ノ下ニ之ヲ制限スル法規ヲ制定スヘシ

第二條　國際勞働團體ノ構成員タル數國ノ領土カ其等ノ國ノ船舶ニ依リテ共同ニ利用セラルル水路ニ接スル場合ニハ此ノ水路ノ航運ニ從事スル船員ノ勞働時間ハ關係使用者及ヒ勞働者ノ團體ト協定ノ上前文記載ノ趣旨ニ適ヒ制限スルタメニ協約ヲナスヘシ

第三條　前二條ニ規定シタル國內法及ヒ沿岸諸國間ノ協約ハ出來得ル限リワシントン及ヒゼノアニ於ケル國際勞働總會ニ於テ採擇セラレタル勞働時間ニ關スル條約案ノ趣旨ニ適ハシムヘシ。但シ關係諸國ノ氣候若シクハ特殊ノ狀況ニ適應セシムル爲必要ナル除外規定ヲ設クルコトヲ得

第四條　本勸告案ノ適用ニ關シ國際勞働團體ノ構成員タル各國ハ關係使用者及ヒ勞働者ノ團體ト協定ノ上海運ト內地水路航運トノ區別ヲ定メ其ノ決定シタル事項ヲ國際勞働事務局ニ通告スヘシ

第五條　國際勞働團體ノ構成員タル各國ニハゼノア會議終了後二箇月以內ニ本勸告案ノ適用ニ關シ盡シタル措置ヲ國際勞働事務局ニ通告スヘシ

ハ　代表顧問等の感想概觀

會議の結果については、政府並びに船主各代表側は同總會議の中心問題たる時間制條約案の不成立となつた以上一安心した様子である。理論上中正であるべき政府代表側ですら時間制問題についてはその述ぶる所辯護の立場にある者の言葉である。之れに反して船員代表側は不滿足の様であつて代表側の言葉を引用すれば第一決議事項たる時間制は「今回の會議の骨子たるべきものでこれなくしては殆んど會議の意義をなさない、……假令成立するとするも施行期日を二年或は三年後に延期して骨拔にされる運命にあつたのである、これは今回の海員會議を無意義に終らせんとする魂膽が或方面にあつたのである、

これ余が呪はれたる會議といふ所以である……」と。海員側はこの問題については會議において政府各代表に裏切られたるものであると言つてゐる。尚ほ時間制問題の不成立になつた主要なる原因は英國船主側の態度にありとは各側の感じた所である様である。

會議の進行と手續とについては、各代表側とも多少を問はず得意である。このことは新聞の電報によつて既に歸國前から吹聽された。各側各自に得意である許りでなく海員代表側からは、幼年者使用禁止問題討議に際して政府正代表のなした議論を以て非常な成功だとさへ賞嘆してゐるやうである。しかし概して政府と船主側とが確乎たる態度を會議の席上に示さなかつたことについては海員代表側は遺憾の意を表してゐる。

諸外國の各派代表についての感想には、第一回總會議の際に日本の各代表が感じたやうな嘆賞と壓迫とを懷かなかつたやうである。これには海運業の上において世界における第三位者であるといふ自負や、殊に勞働者側には廣く世界に交通してゐる業務上の性質等が原因してゐると見られる。しかし强固なる勞働組合の緊要なことについては海員代表側は痛切に感じた様である。同側代表者の言によれば總會終了する際に成立した船主船員の聯合委員會の海員側委員として選擧され得る立場にありながら、費用の點から思止らざるを得ず、同様に國際海員組合同盟に加入することもできなかつたとし、その原因は「實に簡單である、唯我々に一大合同の海員組合がないからである」と述べてある。

海員代表側の感想を通觀して勞働問題の根本如何、それに對するその立場における自覺如何を顧みれば漠然たる「國家」「國家的」の言語の使用か然らざればその語氣が著しく多いことが發見される。

丙　第三回會議

一　召集の由來

媾和會議の國際勞働法制委員會議において、國際勞働常設機關が農業勞働問題を

も取扱ふべき希望は一再ならず述べられた所である。即ち同委員會で勞働總會における各代表委員數を決定した際には、伊國及び佛國委員は共同してその内一名はその代表國の農業勞働に關する利害を代表すべきであると力說したが、結局各國代表委員の顧問中に專門家を加へうるといふことに決着した。又平和條約第四百二十七條の一般原則制定の際には特に農業勞働に關しても宣言すべしとの提案があつたのであるが三分の二の得票數なきために一般原則中に明記するに至らなかつたけれどもその趣旨に反するものでないことを承認した。次いで第一回國際勞働總會においては「農業賃銀勞働者の保護に關する國際勞働條約案は千九百二十年の國際勞働總會に提出すべきことを決議す」との動議の提案あり、又千九百二十年一月二十八日の國際勞働事務局の巴里理事會では、伊國政府代表者マイヨル・デ・ブランスチエス男は農業勞働者保護問題を次回總會議の會議事項中に加ふべしとの主張をなした。

第三回總會は農業勞働問題を主要の議題として第一回第二總會議の關係問題と共に討議せられるために明年四月ゼネバに召集せられることになつたのである。

二　會議の議題

1　農業勞働に關するもの及び同上農務局長說明

右農業勞働に關する勞働總會の議案に關して當局者の說明する所を左に掲げる

(一)勞働時間、失業及女子少年保護ニ關スル華府會議決議ヲ農業勞働者ニ適用スル件

(二)農業教育

(三)農業勞働者ノ止宿所ノ狀態

(四)組合組織權ノ保障

(五)傷害、疾病、癈疾、老齢保護

而シテ右議題ノ範圍內容ニ關シテハ未タ充分明瞭ナラサルモノアリト雖理事會ニ於ケル說明書ニ依リ適用ノ趣旨及範圍ヲ說明セムニ農業勞働者ノ保護ハ工業勞働者及農業家ノ兩者ニ關係ヲ及ホスモノナリ蓋シ此ノ保護ハ工業勞働者ニ關シテハ地方ヨリ間斷ナク都市ニ農民ヲ移動セシムルヨリ生スル所ノ競爭ヲ減少セシメ又農業家ニ關シテハ彼等ヲシテ必要ノ勞働ヲ確實ニ取得セシムルヲ以テナリ農業勞働者ヲ得ルノ困難年ト共ニ愈々加ハルハ今日世界各國ノ憂懼ニ堪ヘサル所ニシテ之カ最モ有效ナル救治策ハ農業勞働者ノ經濟的並社會的狀態ヲ出來得ル限リ向上シテ工業勞働者ト比肩セシムルニ在リ農業ヨリ見レハ其ノ雇傭スル勞働者ノ保護費ハ必要ノ勞力ヲ獲ル能ハサルノ危險ヲ防止スルノ保險料トナルモノナリサレハ今ヤ諸國ニ於テハ農業勞働者ノ利益擁護ノ爲幾多ノ法規制定セラルルニ至レリ是等ノ事實ニ依リテ之ヲ觀レハ今日農業勞働者ノ保護ニ關シ國際的統制ヲ行フヘキ必要ノ狀態既ニ存スルコトヲ知ルヘシ

廣ク農業勞働者ト謂フモ其ノ範圍必スシモ明瞭ナラス蓋シ農業勞働ニ從事スルモノハ所謂日雇季節雇又ハ定雇(年雇等ノ作男作女)トシテ專ラ賃銀ニ依リ衣食スル純然タル賃銀勞働者ノ外小ナル自作農、小作農ノ如ク自ラ農業ヲ經營スル者ニシテ臨時又ハ一年ノ內若干ノ期間賃銀勞働者トナルモノ極メテ多ケレハナリ而シテ此ノ後者ニ屬スルモノト雖一方ニ於テ往々雇傭勞働ニ服スルモノナルコト並ニ其ノ社會狀態及經濟狀態ノ實狀ニ照シ法制的保護ノ手段ヲ採ルノ必要アルハ純然タル賃銀勞働者ニ於ケルト何等選フ所ナシト謂ハナルヘカラス

然リト雖之等二種ノ農業勞働者ノ利益及要求ハ必スシモ常ニ同一ナラス斯ノ故ヲ以テ法制的手段中ニハ廣ク一般ニ農業勞働者ニ適用シ得ルモノト專ラ賃銀勞働者ニ適用シ得ルモノトアリ前記議題中(一)勞働時間、失業及女子少年保護ニ關スル華府會議ノ決議ヲ農業勞働者ニ適用スル件及(四)組合組織權ノ保障ハ賃銀勞働者ニ適用セラルヘキモノナリト雖其ノ他ノ(二)農業教育(三)衞生及(五)傷害、疾病、癈疾、老齢保護ハ等シク總テノ農業勞働者ニ適用セラルヘキ一般的性質ヲ有スルモノトス

今之等ノ諸項ニ關シ勞働會議ニ於テ議セムトスル事項ヲ前記說明書ニ依リ摘記スレハ次ノ如シ

(一)華府會議ノ決議ヲ農業勞働者ニ適用スルノ件中就業時間ニ關シテハ農業カ天候ノ爲左右セラルルノ外特殊ノ性質アルニ依リ一定ノ基準時間ヲ定メ超過時間ニ對シテハ一層多額賃銀ヲ支給セシメムトスルモノノ如ク失業防止減少ニ關シテハ小農地設定ノ爲與ラルヘキ便宜土地ノ購求又ハ賃借ニ關スル農業共同組合設立ノ勸告ヲ審議スヘク又女子ノ保護ニ關シテハ華府會議ノ決議セル產前產後ノ女子ノ傭使ニ關スル條約案ノ條項ヲ擴張シテ農業ニ及ホスノ提議ヲ爲スヘク少年ノ保護ニ對シテハ教育ノ切要ナルコトヲ參酌シ其ノ農業傭使ニ付統制スル所アラシムヘキ旨ノ勸告ニ付審議セラルヘシ次ニ

(二)教育ニ關シテハ普通教育及技術的教育ノ兩者ニ涉リ勞働者ノ要求ヲ滿足セシムル爲有效ナル方策ヲ採ラシムヘキヤ否ヤヲ審議スヘシ

(三)衞生ニ關シテハ官立保健機關ノ設置ニ關スル華府會議ノ決議ハ農業勞働者ヲモ包含スルモノナルガ農業勞働者ニハ更ニ一層ノ

考慮ヲ加ヘ農業勞働者ノ住宅及勞作所ヲ衞生上良好ノ狀態ニ保持セシムルヲ以テ專務トスル衞生監督機關ヲ設置セシムル爲勸告又ハ協約案ヲ議スルコトトナルヘシ

(四)組合組織權ノ保障ニ關シテハ條約案ノ形式ヲ以テ完全ノ人權、組合組織權及同盟罷業ノ權利ヲ保證スルコトヲ公認セシムルコトトナルヘシ

(五)傷害、疾病、老癈ニ關スル保護ニ關シテハ工業勞働者ノ傷害、疾病、老癈ニ對スル保險制度ヲ農業賃銀取得者ニモ及ホサシムル樣條約案ヲ作成スルト共ニ小ナル自作農及小作農ニモ其慶澤ヲ及ホス樣勸告ヲ爲サムトスルモノノ如シ

玆ニ附言スヘキハ地主對小作人ノ問題ナリ曩ニ述ヘタル如ク小作人ハ小ナル自作農ト共ニ一種ノ農業勞働者トシテ次回會議ノ議題中ニ包含セラルルコト想像ニ難カラスト雖小作契約ハ其ノ本質上勞働契約ニ非サルヲ以テ例ヘハ小作料其ノ他ノ小作契約ニ關シ國際的統制ヲ行ハントスルカ如キハ少クトモ次回ノ勞働會議ニ於テハ問題外ナリト信ス

2 國際勞働事務局の理事會の組織改造に關する件

3 (イ)炭疽菌の附着せる羊毛消毒の件(ロ)ペンキ用白鉛使用禁止の件

4 商工業の雇傭に於ける週休原則採用の件

5 (イ)十八歳未滿の石炭夫又は火夫傭使禁止の件(ロ)海上に傭使する少年の體格檢査強制執行の件

三 會議に關する國內諸問題

1. 代表選定

代表選定問題について先づ問題となつたものは、代表せられるものは如何なる農民階級であるかといふことであつた。これについて當局、帝國農會共に決定するに困難を感じたやうであつたが、結局において百四五十萬の小作人は賃銀勞働者にあらずして一種の企業家であるとし、唯第三國際勞働總會の問題となるものは三四十萬の作男、日傭、常雇等の純然たる賃銀勞働者のみであると決定した。しかし之について は少からず反對論があつて、小作人を企業家とすれば、形式理論の上では矛盾がないとしても、工業勞働者よりも時としては悲慘なる實際をどうとするかといふ叫びも起つた。尤も國際勞働事務局農業問題調査主任デイ・バルマ・カスチグリオネ博士(イタリ人)の執筆で同事務局から發表した「農業勞働者保護問題に關する覺書」によれば、唯一會期內に農業勞働者の保護に關する一切の措置を攻究するは多少困難なるべきが故に、農業における最低賃金並びに分益契約の規定に關する問題は姑く措くとの趣意が述べられてあるから、小作問題はいつかは、イタリ國等から再び提起せられ勞働總會の議題となる形勢である。本年度において農商務省が小作制度調査を設置したのもその目的は何れにせよこの邊の氣運に基いてゐるやうである。

かくの如く被代表者を如何樣に當局、帝國農會等が決定せやうとも、之に對して歪みなりにも第一回、第二回勞働總會の場合のやうに多少有效に發言し得る農業勞働者の團體がないやうであるから、第三回總會の勞働代表は所謂「暗雲に定つた」と言はれてゐる。代表官選の理由については當局の言明は次の如くである。

農業勞働代表官選の理由

農業問題は同會議の主題たるを以て政府側二名資本家側一名勞働者一名は我國の農業狀態に精通したる者を農商務省に於て選定し農業に關する顧問其他の隨員政府民間を合し約八名を併せて選定する事となりたるが我國の農業の現狀を見るに地主自作小作及勞働者の各階級を通じて何等認むべき團體無く又地主中

には公然農業に從事せず勞働者をも使用せざるもの尠からず斯の如きは今回の會議に何等關係を有せざるものにして自作農中全然勞働者を雇傭せざるものあり而も小作人中多數の勞働者を使用するものあるが如き現狀なるを以て地主又は自作者を目して直に資本家なりと斷定し得ず而して我國の農會は地主自作及小作等の農業一般の研究又は指導機關なれば此農會をして代表選定の任に當らしめんと云ふものあるも此農會には農業勞働者を全然含み居らざるを以て資本家側代表選定は農會に於て爲し得べきも勞働者側代表選定は不可能なりさればとて農會をして資本家側の代表選定を爲さしめんか玆に農會とは資本家側の機關にして勞働者の敵なりとの觀念を農業勞働者に與ふる事となり今後農會に於て農業の改良進歩等に多大の支障を來す虞ありて資本家側代表と雖も之を農會の選定に任し難く一方勞働者側に至りては工業其他の如く多數雇傭者の集合せる所無く團體皆無なるを以て之が代表選定の方法に苦しむが故に最も適當なる方法は普通選擧を措きて他に無し然れ共普通選擧を行ふには多額の經費と多數の時日を要し到底實行困難なるより政府は玆に責任を以て最も適當なりと信ずる者を推選し農會其他の諒解を得て決定する事とせる次第なるが最早開期迫り各種の打合せを要する場合なるを以て今月中若くは一月上旬迄に代表者を決定し及各方面と協議の上顧問其他を一月中旬迄に選定せん方針」なり

2. 帝國農會と府縣農會の態度

右農業勞働問題に關し、帝國農會は農商務大臣の諮問案に對して先づ同會案を作製して府縣農會に送りその意見を徵した上で十一月二十五、六日の同委員會において左の答申案を決定した。

帝國農會の答申

本邦農業は歐米各國に於けると著しく其趣旨を異にし特殊なる事情の下に發達して今日に至れるものなるを以て國際勞働會議に於て農業勞働問題を議するに當りては須らく此事情に適する條約案の成立を期し以て農業勞働に從事する者の福利を增進すると共に益々本邦農業の健全なる發達を助長するに努めざるべからず故に同會議に付議せらるべき諸事項は左の如く決定せらるべきを至當とす

諮問事項中農業勞働者即ち雇傭契約により農業に從事する勞働者及小農一般に關するものとに項を分ちて之に對する意見を述べんに

第一、農業勞働者及小農一般に關するもの

一、農業教育

二、農業衞生

右二項に關しては其普及發達に就き商工業に後れざるを期すべきと同時に農業の特性に適する樣充分なる施設をなすを必要と認む

三、傷害、疾病、癈疾　老齡保護法令又は國家の補助により工業者に對し之が施設を爲す場合には農業者に對しても同一の施設の行はるべきを正當と認む

右答申す

又左の府縣農會の帝國農會に對する答原則として一週一日を定休日とし特殊の事情ある場合には一箇年を通じ五十二日を下らざる範圍に於て一箇月に二日となすことあるを妨げず(ロ)失業保護　職業紹介所の設置、失業保險制度の設定小面積の土地を容易に獲得し若しくは轉々せしむる施設を爲す方法によるを可とす

(ハ)女子勞働保護　華府會議の規定を農業に及ぼすを可とす但し女子勞働の禁止に關しては養蠶業の如き業務には之が例外を認むべきものとす(ニ)少年勞働保護　華府會議の本邦に關する規定を農業にも及ぼすを可とす

二、組合組織權の保障工業勞働者に對し法律上之を與ふる時期を以て農業勞働者にも與へらるべきを正當と認む

三、傷害、疾病、癈疾　老齡保護法令又は國家の補助により工業者に對し之が施設を爲す場合には農業者に對しても同一の施設の行はるべきを正當と認む

申の大要は一般の意向を示すに足るであらう。

東京府農會　(一)農業勞働並に林業水産業の勞働者を包含すること(二)十八歳未滿の勞働者に條約案を適用せざること(三)勞働時間は工業勞働者と同一とし養蠶業は繁忙期中四週間三百時間延長の規定を設くること(四)失業防止策として小農地設定の法規を設け小農をも加入せしめ小農土地所有の機會を與ふる必要あり

京都府農會　勞働時間女子保護及組合組織權の保障は本邦の如き小規模の農業にありては勞働者を傭使する場合と雖も極めて少數にして被傭人は雇主と共に家族的に勞務に服するか若しくは無監督の下に自由なる勞働に從事するを普通とする故尙研究の餘地ありと認む即ち農業勞働は自由の境地にあると天候の支配を受け被傭人の大部分は工業勞働者と異り副業的なると小農の仕事は雜多なると純粹の女子勞働者を有せざるとにより夜間勞働禁止は養蠶を除外する時は無意味なり故に勞働時間女子保護は除外例を請求するを至當とす又組合組織の保障も純粹の勞働者を有せざる我國に必要ありや否や充分研究の要あり

兵庫縣農會　農業勞働狀態甚だ他國と懸隔せる我國に於ては農業勞働問題を削除せられんことを望む但し條約上已むなくば農商務大臣の證問事項に對する帝國農會委員會成案中勞働時間を「業務の種類季節」により最長十二時間とあるを更に「狀況」の二字を加入し第五條末項「十二歳未滿の幼少者を云々」の項は作業に簡易なるものは許されたし

群馬縣農會　諮問事項中第一項は概して委員會の議決を可とするも養蠶の如き特殊産業は女子夜業禁止を例外とする外勞働時間も例外を認むるを可とす第二項第三項は委員會の決議を可とすと雖も其及ぼす範圍は小農民並に農業勞働とせず農業勞働に從事する一般に及ぼすべきものと認む第四第五項は委員會の意見を可とす

靜岡縣農會　(一)勞働時間八時間制但し除外例として最長十二時間迄延長せしむる作業及季節を認む(二)失業者の保護は各級農會は職業紹介の勞をとり失業者保護制度設定土地所有制限或は合併制限法を制定し均分的經營の機會を付與すること農民に御料地特別貸の恩惠を與ふること(三)女子少年の保護は成るべく雇傭者の希望を容るゝ制度設定婦人の授乳回數を一日三回各卅分とすること少年就業年齡を十三歳とす(四)農業教育は義務教育を延長し農業補習教育一箇年を加ふ(五)衞生は保健政策樹立(六)組合組織權保障は工業勞働者と區別する必要なし(七)疾病其他は委員會の決議に同意

岐阜縣農會「農業雇傭勞働者」を「農業の純然たる賃銀勞働者」とすること勞働時間八時間とあるを「工業勞働者と同一」に改むること

山形縣農會　本縣の狀況を參酌して勞働時間は一日九時間半とし但し養蠶にては十三時間迄延長、日曜休業は不可能、少年は滿十三歳以下は制限を受くるも可、養蠶を例外とし女子夜業禁止、組合權の保障は差支なし但同盟罷業權に就ては不贊成

福井縣農會　(一)農業勞働者を農業賃銀勞働者に限定大體帝國農會委員會の意見と大差なし但し作男作女に對しては除外例を設くること(二)農業教育及衞生は賃銀勞働者のみに適用し自作農には他の方法にて普及を計ること(三)傷害疾病等は純農業賃銀勞働者のみに限定し國家自治團體が是等の施設を爲す場合は小農民も隨意加入せしむること

德島縣農會　(一)勞働時間は八時間制採用の前提として生産物價格昂騰に耐へ得る政策を採ること(二)養蠶に對しては時間を制限せざること(三)農業教育は義務教育中に農學科を設くること優良農業教員の養成補習教育の振興(三)農業同業組合組織權の保障は大切なり傷害疾病は工業勞働に同樣の施設必要なり

福岡縣農會　工場法同樣或る一定數以上の雇傭勞働者を使用する場合に限定すること

鹿兒島縣農會　勞働時間は八時間の原則とするも勞働の程度期節等より延長すべきもの多し延長時間は別に規定せざるを可とす

大阪、愛知、奈良、石川、島根、和歌山滋賀、長野、宮城、岩手、大分、宮崎、各府縣農會は帝國農會委員會の意見に同意す。

第二　勞働理事會及び勞働局事務

附勞働審議委員會及び海事聯合委員會
（本稿は在ゼネバ勞働事務局報告に依る點少くない）

い　勞働理事會

勞働理事會の組織、勞働事務局との關係、議事及び開會の手續等については、平和條約第十三篇勞働條約第一款第一章第三百九十三條に規定されてゐる。即ち

第三百九十三條

國際勞働事務局は左の規定に依り選任したる二十四名を以て組織する勞働理事會の管理に屬

勞働理事會の組織は左の如し

政府を代表する者十二名

使用者を代表する勞働總會代表委員の選擧したる者六名

勞働者を代表する勞働總會代表委員の選擧したる者六名政府を代表する十二名の内八名は主要産業國たる締盟國之を任命し他の四名は右八國以外の締盟國の勞働總會政府代表委員に於て之が爲選定したる締盟國之を任命すべし主要産業國か何れなるかの問題は國際聯盟の聯盟理事會之を決定すべし

勞働理事會員の任期は三年とす闕員の補充方法其の他之れに關する事項は勞働總會の承認を條件として勞働理事會之を定むることを得

勞働理事會は會員中の一名を隨時に會長に選擧し議事規則を設け及其の會議の期日を定む臨時會議は會員十名以上の書面請求ありたるときは之を開くべし

第一回國際勞働會議の準備委員會は、右の規定によつて千九百十九年夏、これが組織に着手し、先づ條約に所謂主要産業國たる締盟八箇國について平和條約文末に指名されたる各國に提案し、且つこれに對する異議は同委員會に宛て提出さるべきことを布告した。この提案に列擧された八箇國は、即ち北米合衆國、大英國、佛蘭西、獨逸、伊太利、白耳義、日本、瑞西であつて、その内獨逸を除外するとすれば西班牙をその代りに選んでは如何といふことであつた。而してその提案に應じて異議を提出したものは瑞典、ポーランド、カナダ及び印度である。

事情はここに至つて困難になつて來た、何となれは上記第三百九十三條に依れば、政府代表十二名中主要産業國八代表以外の四代表の選出については、主要産業國八代表において關與すべき權限がなく、又當時未た平和條約の批准が終らなかつたので聯盟理事會の成立がなく、從つて主要産業國を決定することができない狀態にあつたからである。それで第一回國際勞働會議の當初において關係國諸政府が何とかして妥協點を得やうと力めた、その結果準備委員會の原案の採用となり（獨逸も入れて）選擧に依つてスペイン、アルゼンチン、カナダ、ポーランドが其他の政府代表に決定されることになり、又北米合衆國の批准が濟むまでは同國の代りにデンマルクが代表者を出すこととなつた。これによつてポーランド及びカナダは前要求を撤回し、スウエーデンは勞働理事會における勞働代表に同國人一名を出すことができたので同じく撤回したか、印度は何等の議席も得なかつたので、その抗議を翻さなかつた。從て今日尙ほ印度の抗議問題は研究中であり未決である。

同じく第三百九十三條に依つて勞働理事會に選出さるべき各六名の使用者代表

及勞働者代表については左記の各國内から選出されることに決定された。

使用者代表　ベルヂアム、フランス、チエコスロワキア、イタリー、スウイス、イギリス

勞働者代表　イギリス、カナダ、フランス、ドイツ、スウエーデン、オランダ

日本の勞働理事會に於ける政府代表者隨員及び從者は左の如く決定され一行は既に赴任した。

代表者　犬塚勝太郎

從者　農商務省囑託　平山猪象　岩本榮三郎　清岡樹枝　吉岡福子

隨員　外務事務官兼農商務參事官　柴山雄三　内務書記官　次田大三郎　高等海員審判所理事官兼遞信書記官　安達房治郎　工場監督官　吉阪俊藏　内務事務官兼同書記官　河西實三　鑛業監督官工場監督官　北原安衛　鑛務監督官兼鑛業監督官　淺利準四郎　囑託　印東學

因みにゼネバ日本勞働理事々務所内の事務分擔は左の通り。

A　婦人、幼少年者、兒童及び失業諸問題　河西實三氏　吉坂俊藏氏　安達房治郎氏

B　農業問題

C　海事問題　次田大三郎氏

D　ロシア及び過激派問題　一戸次郎氏

E　社會保險（臨時擔任）　柴山雄三氏

F　共濟組合　鮎澤巖氏

G　工業保健

H　工業に於ける組合問題　北原安衛氏

I　移民問題　末定

J　工業教育　次田大三郎氏

同理事會各派代表者等は左の如し。

會長　アーサー・フンフォンテーヌ氏

副會長　カリア氏、ウーデケスト氏

政府代表

アルゼンチン　デ・アルヴェア氏、イギリス　サー・マルコーム・デレビーン氏、ベルジアム　イ・マハイム氏、カナダ　エフ・エ・アクランド氏、イタリー　マイヨル・ジ・ブランチエス男爵、デンマルク　フエデル博士、日本　犬塚勝太郎氏、フランス　アーサー・フオンテーヌ氏、ポーランド　エム・エフ・ソカル氏　ドイツ　レーマン博士、スペイン　ジ・エザー子爵、スウイス　ヘルマン・ルエフエナハト博士

使用者代表

ベルジアム　ジユール・カリア氏、フランス　ゴアノー氏、チエック・スロバック　エフ・ホダツヴ氏、イタリー　アルベルト・ビレリー氏、スウイス　ヂートリツヒ・シユリンドル博士、イギリス　サー・アラン・マックグレゴール・スミス氏

勞働者代表

イギリス　ジ・エツチ・スデユアルト・バンニンク氏、カナダ　ビ・エム・ドレーパー氏、フランス　レオン・ジユオー氏、ドイツ　ケ・レギエン氏、スウエデン　リンドキスト氏、オランダ　ジエ・ウーデゲスト氏

理事會の會合はゼネバに開催されるに至るまでに既にワシントン、パリ、ロンドン及びゼノアの各地に行はれたことがある。

ろ　勞働事務局

平和條約第十三篇第一款第一章第三百九十二條によれば、勞働事務局は聯盟機關の一部として國際聯盟本部所在地に設置せらるゝものと定められてあるもので、現在スウイス國ゼネバにおいて開設せられ

事務の執行に當つてゐる。

第四(イ)に述べたやうに、千九百十九年十一月末に第一回國際勞働會議において勞働理事會員の指命を見るに至つたのであるがその翌年一月巴里に開催せられた勞働理事會はアルバート・トーマ(佛人)を以て勞働事務局長に指命し、且つ勞働事務局組織案の作製を委任した。これによつて先づ同氏は第一回國際勞働會議の書記長を務めたエッチ・ビー・バトラー(英人)を副局長に指命し且つ局員の構成に着手した、現在では同局員數は百人以上でその前身國籍は十四箇國であり、尙ほそのうち少からぬ割合で婦人達も加へられてゐる。左に理事會が承認した組織案によつて今日成立してゐる同局の組織を略記すれば、

1. 局長書記課(カビネット) 課長ルメシエ1(佛人)この課には尙ほ主要國の代表者も入つて組織してゐる一分科があるかこれは特に各國における勞働組合運動と始終緊密なる關係を有してこれを研究するがために構成されたものである

2. 經理課(コンモンサービセズ) 副局長の下に直屬するもので數箇の分科から成立する、(イ)記錄部(エスダブリッシュメントセクション)部長ロイド(英人)記錄係、材料係、謄寫係に分かれてゐる、(ロ)會計係部長ユークラピルー(佛人)、(ハ)會計監査係、(ニ)計算係、(ホ)人事係

3. 外交課(デプロマチックデビジョン) 課長フェラン(英人)課長補佐ボーン(佛人)グリムショー(英人)其他英佛人の書記 この課は次の(4)におけるものと共に平和條約十三篇諸條の示す各種の事務を分擔するものであつて國際勞働會議の準備、組織、及び書記事務、協約批准及び勸告に依る施設に關する事務、國際聯盟書記局との交通、並ひに勞働理事會の書記事務の如きものである

4. 調査課(サインチフイックデビジョン) 課長ローヤル・ミーカー博士(米人)、課長補佐ジョン・ストン(英人)、ブリュメル(佛人)サンガー孃(英人)フリューリ(佛人)其他六箇國の代表者を含む課員、この課の主要なる事務は平和條約第三百九十六條に依つて勞働者の生活狀態及ひ勞働條件の國際的調節に關する一切の情報の蒐集配布及び之れに關連する諸種の事務である

5. 技術課(テクニカル・サービセズ) (3)(4)二課を補助し且つ社會問題中の最重要なる方面における最近の發展につき常に事務局に新知識を供給することを目的とするものである左の數部に分たれてゐるその主任は皆有名なる專門家である

(イ) 移民及び失業部 主任フアーレ(ベルジアム人)

(ロ) 農業問題部 主任デ・パルマ・カスチグリオネ博士(イタリ人)

(ハ) 海事問題部 主任ランダル(英人)

(ニ) 露國並びに過激派問題部 主任バルド博士(イタリ人)

(ホ) 社會保險部 主任ド・ルード(オランダ人)チシエー(佛人)

(ヘ) 共濟組合部 主任フオケ博士(佛人)

(ト) 勞働保健部 主任カロデー博士(イタリ人)

尙ほ勞働理事會がゼノアにおいて決議した所に從つて一種の特別技術部を設け各國の生活狀態調査に當ることゝなりエドガーミロード(セネバ大學經濟學教授)指導の下に調査進行中である

6. 通信員派遣 これは事務局が各國内の各種運動に密切に接近してその狀態を知り迅速なる調査研究に助力する爲めにパリ、ロンドン、ローマ、ワシントンの各地方に置かれてある

此等各課各部の取扱ふ事務に關しては平和條約第十三篇第一章第三百九十六條參照。

は 勞働審理委員會

この委員會の組織については平和條約第十三篇第二章第四百十二條に規定されてゐる即ち第四百十二條

勞働審理委員會は左の規定に依り之を組織す
各締盟國は本條の實施後六月以内に産業上の經驗ある者三名を任命することを約す内一名は使用者の代表者一名は勞働者の代表者他の一名は中立の地位に在る者たるべし勞働審理委員會の委員は右任命せられたる者の名簿中より之を選定すべし
右任命せられたる者の資格は勞働理事會之を審理す
勞働理事會は資格が本條の要件に適合せずと認むる者の任命に對し出席代表者の爲したる表決の三分の二の多額を以て承認を拒むことを得
勞働理事會の請求ありたるときは國際聯盟事務總長は勞働審理委員會を組織せしむるため前記名簿の各部より一名づつ三名を選定し内一名をして之が議長たらしむべし右三名は何れも直接に異議に關係ある締盟國の任命したる者ならざることを要す

右の條文によつて千九百二十年四月十二日附勞働事務局長の名義で、締盟各國に對して各種審理委員の選定及びその報告を要求したその書面のうち勞資兩側の各委員選定に關する用意について述べられた所によれば勞働總會の代表者及び顧問の指命を規定した平和條約第三百八十九條の精神に遵據することが手續の最上なるもので、且つ平和條約の精神に適ふものである。卽ち使用者勞働者それ〴〵の組合組織ある場合には此等と協議の上決定し、將來審議の場合に勞資兩側共にその代表につき異議を生じないやうにすべきであるといふのである。又中立の地位にある者については、その關與する審理問題について一般人から力量と公平とについて信頼される程の見識と性格とを有する人であるべきであり、尙ほこの點については外國にまで知られてゐる人であることが望ましいと述べられてある。

この通知に對して勞働理事會代表者を審理委員に指命し得るや否やを質問した政府も二三あつたが事務局は之に對して平和條約第四百九條四百十條及び四百十一條の規定上、審理委員會の中立性を害する虞があるといふ理由を述べて回答した。

審理委員指命の最終期日は、平和條約が千九百二十年一月十日に效力を發生したのであるから、同條及第四百十二條によつて同年七月十日である。

日本は八月十三日鎌田榮吉氏を中立委員に武藤山治氏を使用者側委員に、桝本卯平氏を勞働者側委員に指名する旨國内に發表した。

十一月末勞働事務局の調べによれば各國指名の審理委員は左の如し。

使用者代表

オーストリア　マキシミリアン・カイザー博士、デンマルク　エッチ・ヴエステゼン氏、ドイツ　リヒテル博士、ギリシヤ　ミルチアード・ザンノス氏、オランダ　ジエ・エ・イ・ヴエルカード氏、インド　ラヒムツーラ・カリムボイ・エブラヒム氏、南アフリカ共和國ダブリユー・ゲンミル氏、スヴエーデン　エム・エツストロエン氏、スウイス　パブチスト・サヴオイヤ氏、ノルベー　エム・デ・パウス氏、日本　武藤山治氏、ベルヂアム　ダレマーン氏、ポリビア　エルネスト、ガルシア氏、ルーマニア　ステフアン・セルシエツ氏　セルブ・クロアーツ・スロベン王國　ワサ・ユ・ヨバノヴイツチ氏

勞働者代表

オーストリア　アントアン・フエバー氏、ベルジアム　コルネーユ・マルテンス氏、デンマルク　ベーター・ヘデボル氏、ドイツ　ペ・グラスマン氏、イギリス　ジエ・エツチ・トーマス氏(下院議員)オランダ　エドー・フイムメン氏、インド　エヌ・エム・ジョン氏　日本

桝本卯平氏、ノルベー　オール・オ・リアン氏
南アフリカ共和國　エ・クローフオード氏、
スウイス　エミ・ル・リゼル氏、ポリビア　ジ
ユアン・イノネツ氏、セルブ・クロアート・ス
ロベン王國　エトビン・クリスタン氏

中立員

オーストリア　チヤールス・ブリプラム教授
デンマルク　エス・ノイマン氏、ドイツ　エ
ルンスト・フランケ氏、イギリス　サウスボ
ーロー卿、ギリシヤ　エス・セフエリアデス
教授、オランダ　エム・ダブリユー・エフ・ト
ロイブ博士、インド　エルネスト・ロー氏、日
本　鎌田榮吉氏、ノルウエー　ジエ・エム・ラン
ド氏、スウエーデン　エルムキスト博士、南
アフリカ共和國　エツチ・ウアリントン・スミ
ス氏、スウイス　カール・ウイルド氏、ベル
ジアム　エム・エ・ヂユリン氏、ポリビア　ベ
ンジアミン・エツチ・ガラルドー氏、ルーマニ
ア　デ・ガスチ博士、セルブ・クロアーツ・スロ
ベーン王國　フランク・ヴインジシエル博士

審理委員會の職務權限については平和條約第四百十一條第四百十三條乃至第四百十五條、第四百十八條及び第四百十三條參照、

に　海事聯合委員會

千九百二十年三月勞働理事會がロンドンにおいて開催された折船主側五人海員側五人をそれ〳〵ゼノア勞働會議で選出させそれに勞働理事會選出の二人を加へて十二人の委員から成る海事聯合委員會を構成することを決議した。この委員會は勞働理事會長が招集し且つ議長たるものである。

同年七月九日ゼノア勞働總會議は右の提案によつて船主海員兩側が各々指命した人々を可決した即ち左の通りである。

船主側委員　デツカー氏(ベルヂアム)堀啓次郎氏(日本)ローズ氏(グレートブリテン)ノルドボルグ氏(スヴエーデン)ロツブ氏(カナダ)

海員側委員　ドリング氏(ドイツ)ギユリエツチ氏(イタリ)ニルゼン氏(ノルヴエー)リヴエリー氏(フランス)ハヴエロック・ウイルソン氏(グレート・ブリテン)

勞働理事會の指命委員は使用者側としては佛國代表ロパート・ピノー氏勞働者側としてはオランダ代表ウーデゲスト氏である。

但し堀啓次郎氏は商船ロンドン支店長堀新氏を以てその代表者とした。この聯合委員會はその第一回の會合を十一月八日ゼネバにおいて開き(堀新氏出席)同委員會の組織、勞働事務局長のゼネバ勞働會議事項に關する報告、海員法制定に關する諸問題及び同委員會の援助を要するゼネバ總會議の各種決議について打合、討議等をなした。